

年武者扮装行列、擊劍源平野試合、棒踊娘劍舞等に興じて磯邸に歸り、夜はまた娘手踊薩摩琵琶等の餘興あり、同じく灣内碇泊の各艦はイルミネーションをなし、市民また提灯行列をしてその旅情を慰め奉つたのである。翌四日午前十時、天神ヶ濱の曳綱御覽の後、淨光明寺に西郷隆盛の墓に詣で、且つ紀念の寫眞撮影をなし、次いで興業館を経て照國神社に參拜、更に加治屋町の大久保利通、西郷隆盛誕生地に至つて、それら樟苗を栽植せられたのである。かくして磯邸に歸られ、島津公爵を初め、知事市長其他の贈品を受け、しばし休憩の後、午後四時磯邸御出門、ダイアデム號に乗艦、夕刻五時五十分拔錨と共に、宮島に向はせられたのであつた。

第二節 皇太子殿下の行啓

日露戦争の大勝と共に、我が國威は東亞の天地に光被し、我が縣政愈々充實せる時期に當り、明治四十年皇太子嘉仁親王殿下の行啓を迎へ奉つたことは、實に意義ある慶事としなければならぬ。即ち、この年十月二十六日、曉來の秋雨止める錦江灣頭には、旗艦鹿島を先頭とせる皇太子殿下御召艦香取、出雲以

國威の昂揚と皇太子殿下の慶事

山陵に侍從御差遣

下の供奉艦の堂々たる入港を御迎へ申し上げたのである。午前十時十五分諸艦一齊に投錨する時、千頭知事、有川市長、樺山、鮫島兩海軍大將、伊瀬知陸軍中將等直に御召艦に伺候、拜謁仰付けられ、次で西郷島村民の和船競漕の催を台覽に入れ奉つた。東宮殿下には、畏くも直に御代拜として、大迫侍從を可愛山の上陵に、有馬侍從を吾平山上陵に御差遣あらせられ、午後一時半、御上陸、官民奉迎裡に磯の島津公爵邸に御着あらせられた。樺山伯爵以下陸海軍將星、縣會議員等伺候して御機嫌を奉伺し、市長有川貞壽は市を代表して奉迎の表を捧呈した。やがて午後三時半、殿下には邸内の望嶽樓に於て、武士踊、坐拍子、加世田武士踊を台覽あり、終つて御座所次の廣間に於て、島津公爵以下有資格者に拜謁を差許された。今次行啓には、縣下より熱誠置めたる獻上品の數々あり、又此夜は櫻島諸村民は無數の漁火を點じて御旅情を慰め奉つた。

翌二十七日、縣廳に行啓、知事より縣治概要外數點並に上表文を奉り、又縣會議長奥田榮之進も奉迎文を上つた。殿下には各事務官等に單獨拜謁を賜はり、次いで御寫眞の御下賜あり、また知事に對して種々縣治に關する御下問を賜つた。かくて諸事滞りなく終るや、殿下には第七高等學校に向はせられ、物

縣廳行啓

七高行啓

縣立一中師範
學校に行啓

理學實驗、生徒の中隊教練を台覽、午後は物産陳列所に行啓、二時過ぎ磯邸に御歸還あらせられた。やがて再び東郷大將、村木武官長等を従へさせられ、望嶽樓に御出ましあつて、栗野踊を台覽、又邸内に稚松二株の御手植を遊ばされた。同夜は鹿兒島市内學校生徒兒童の提灯行列あつて、皇太子殿下行啓の感激を漲らしたのである。二十八日には、午前九時各團體代表者、有功章佩用者の奉拜を受けさせられて御出門、縣立第一中學校、鹿兒島縣師範學校に行啓あらせられた。ついで城山御登山、陸軍中將大久保利貞の丁丑役城山攻圍の戰蹟言上、並に東郷大將の薩英戰爭に就いての言上を御聽取あり、なほ岩崎谷西郷終焉地を御覽ありて御歸還あらせられた。なほ此日、午前中に縣立第二中學校、授産社鹿兒島市立商業學校に黒水侍從武官を御差遣あつたが、城山より御歸還の途次、磯濱に於て第七高等學校以下諸學校の參加に成る競漕を御覽に供したのであつた。御歸還の後、午後三時望嶽樓に武者行列、東郷藥丸兩家の示顯流並に天真流等の武道台覽あり、午後七時御座所次の間に於て琵琶歌、柴笛等を台聞に達した。翌二十九日には、更に望嶽樓に於て弓術及び棒踊台覽の後、午前十時伊敷練兵場に於ける中學小學校の聯合運動會に台臨、次いで同所

二中等に侍從
武官御差遣

御離麿

閑院宮殿下の
御來縣

の馬匹上覽所に成らせられ、又玉里島津忠濟公爵別邸へ行啓、御晝餐を召させられたのである。次いで、加治屋町なる高等女學校に台臨、御機嫌麗はしく海岸第一棧橋より櫻島に渡らせられ、心ゆくまで同地の風光を御賞觀あらせられて、午後五時御召艦香取に御歸艦あらせられた。かくて十月三十日、前後五日に亘る御滞麿は滞なく終了し、皇太子殿下には御機嫌彌麗はしく韓國行啓の途に就かせられたのであつた。猶ほ、同じ四十年十二月一日、我が縣が日本赤十字社支部總會に親しく總裁閑院宮載仁親王殿下の台臨を仰ぎまつたことは、打重なる光榮として銘記すべき一事といはねばならない。

第二章 行政

市町村制の公布

憲法の制定、國會の開設にと改新の勢力を傾倒してゐた政府は、之と同時に、それに先立つものとして市町村制の制定に當つてゐたが、明治二十一年四月十七日、法律第一號を以て、市制、町村制を公布した。その際、畏くも特に上諭を賜ひ、市制、町村制公布の趣旨の存する所を示し給ひ、また政府はモッセの起草せる翻譯、市制、町村制定理由書を公にして、この新制度の精神を明かにした。同時に政府は新なる自治制度の完全なる遂行を期して、大規模の町村合併を執行せる結果、二十二年現在に於て戸數三百乃至五百の町村一萬三千三百四十七、即ちこれまでの約五分の一に減少し、人口二萬五千以上を有する市街地三十九を市とした。かくて、新自治制實施の根柢成り、市町村制は明治二十二年四月一日より漸次施行されることゝなつた。次いで明治二十三年五月十七日、府縣制(法律第三五號)及び郡制(法律第三六號)が制定公布され、又二十二年三月には東京、京都、大阪の特別市制も公布せられて、地方自治制度に關する基礎法が相次いで整備するに至り、二十二年二月十一日、憲法發布の式典舉行、翌二十三年

町村の大合併

府縣制郡制の公布

憲法發布と國會開設

地方自治制度の發達

年十一月二十九日より施行され、また第一回の帝國議會も同年十一月二十九日より開設された。爾後我が地方行政制度は漸次發達したが、府縣制に於ては、二十三年五月以後、三十二年三月、大正三年四月、同十一年四月、同十五年六月、及び昭和四年四月の改正を重ねるものとするが、概して自治主義、議會主義に著しき進歩を閲したのである。

第一節 縣制の施行

一 縣官職制の變遷

先づ長官は岩村縣令の後、渡邊知事は引續き銳意縣治に當り、明治二十三年九月に至つて轉出した、實に本縣の長官たること十年三ヶ月の長期に及んで、歴代長官中最長期の長官であつた。その後明治時代の知事としては、山内堤雲知事より谷口留五郎知事に至る七代に互り、千頭清臣知事の七年四ヶ月、加納久宜知事の六年九ヶ月を最長期とする。その外、阪本鈺之助知事三年八ヶ月、山内知事二年三ヶ月、大迫貞清知事一年三ヶ月の在任とする。

次に縣官の改廢並に本廳部課組織の變遷を見るに、明治十九年十月の大改

本廳部課組織の變遷

明治十九年以後

第二編 縣政の伸展

正以後二十三年の官制改正迄の間は、次の如くなつてゐた。

- 第一部 地方財務課郡務掛 會議掛 農商務課農漁掛 商工掛 地理掛
- 第二部 庶務課内記掛 戶籍掛 庶務掛
- 第三部 土木課庶務掛 工事掛 兵事課 學務課 監獄課庶務掛 衛生課
- 警察本部 警務課 保安課 主計課
- 賦稅課 徵收課 徵稅費課 檢稅課 文書課 民有地課
- 收稅部 主計掛 出納掛(二十一年十二月廢止) 出納掛(二十年六月新置)

右の内第一第二部は書記官、警察本部は警部長、收稅部は收稅長が夫々長たりしこと勿論で、各課長は屬又は警部、副典獄であつた。尙、外局とも云ふべきものに巡查教習所、蠶絲講習所、獸醫學講習所があり、臨時的のものに道路開鑿掛出張所、甌島人民移住事務所があつた。

二十三年の改正 參事官

然るに二十三年十月地方官々制改正に依り、本縣部課の組織は、知事の下に書記官一、警部長一、收稅長一、參事官二、技師一、典獄一、其他屬五十、警部人五十、技師三人等を置くこととなり、副典獄、警部補等の諸官が廢された。部は内務部、警察部の外、知事官房を置き、内務部には部長として書記官を補したが、第一課第三課

の課長は何れも參事官であつた。而して各課分擔の内容は、

- 知事官房 内記掛 往復掛
- 第一課 會議掛 地方財務掛 庶務掛
- 第二課 農商掛 土木掛 地理掛 臨時道路開鑿掛
- 第三課 學務掛 衛生掛 兵事掛 戶籍掛
- 第四課 主計掛 出納掛 用度掛

警察部 收稅署

監獄署

であつた。警察部は部長に警部長を充て、警務課、保安課があり、巡查教習所を之に所屬せしめた。この外直稅署、間稅署(共に鹿兒島、知覽、伊集院、隈之城、出水、大口、加治)の署長には收稅長が當り、分課は共に二課(直稅署には第一課賦稅徵收、文書、第二課收稅支調、物品の各係を置く)であつた。而して直稅署分署には各分署長(屬收稅)一、收稅屬人二を、間稅署分署も同様分署長(屬收稅)一、收稅屬人數を配した。この外、監獄は二課(第一課に庶務工業、第二課に典獄)を署長とし、その下に書記、看守長以下があつた。又大島、種子島の支署も支署長一、書記一を配し、種子島支署にはその外看守長一を置いた。次に大島、島廳は、島司の下に島廳書記八があつた。二十五年九月に至り、監獄署分課は庶務、警守、作業、經理の四課及び醫務所、教習所となつた。

二十六年の改正

第二章 行政

收稅事務の離脱

名に減じ、直税・間税の兩署が合併されて收稅部となつたことである。従つて本縣廳務の分課に於ても、第一課長のみが參事官を以て任じ、新に第五課を設け、屬兼技手を以て其課長とし、監獄署も三課となつた。又收稅部に於ては、部長に收稅長が任ずる事に變りなく、其下に稅務課、庶務課を置いたが、地方十一の直税・間税分署は本署の合併に伴つて各收稅署となつた。然るに、この收稅部事務は二十九年十月稅務管理局官制の改正により、翌十一月より地方廳より離脱して、大藏省所管の稅務管理局(現鹿兒島稅務署の前身にして、その後稅務監督局二年熊本局と合併、其管下稅務署となる)の取扱ふ所となつた。

三十年の本廳分課

- | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 知事官房 | 内記掛 | 往復掛 | 記録掛 | 第四課 | 國費掛 | 縣費掛 | 用度掛 |
| 内務部 | 第一課 | 縣治掛 | 庶務掛 | 第五課 | 農務掛 | 商工掛 | 水産掛 |
| | 第二課 | 土木掛 | 地理掛 | 警察部 | 警務課 | 保安課 | 衛生課 |
| | 第三課 | 學務掛 | 兵事掛 | 監獄署 | 第一課 | 第二課 | 醫務所 |
| | | | 戶籍掛 | | | | |

三十二年の改正

なほ同年五月勅令第一四〇號に依り、本縣は三人の地方視學を設置するものとなつた。間もなく府縣制實施後の三十二年六月、之に伴ふ地方官々制改

視學官の新設

各分課の變更

正では、書記官は内務部長警部長は警察部長典獄は監獄署長となし、參事官は内務部の課長に任ずるの外、視學官新設の改定があつた。即ち本縣では、參事官を内務部第一課長に、視學官を第三課長に、第二課第五課長は夫々技師を以て任じ、別に一人の技師を第五課に配置した。又第四課長は屬を以て任じた。分課の改正に於ては、内務部第三課中兵事掛を第一課に移し、戶籍掛を除き、第三課には學務掛のみが残つたので、掛を廢した。また第四課と第五課とは順序を前後した。この改正に依つて、又新に郡視學(既にして市町村制に準據せる二十三年設置の規定があつたが、之は郡の申出によつて置かざるを得た)が各郡衛に配置された。

縣制實施による諸改正

以上の外、本縣府縣制實施に伴ふ改正としては、從來土木費支辨の工事處理の爲め置かれた技術雇は成規によつて有給縣吏員(工手)とし、農事巡回教師も縣吏員として待遇せられ、臨時委員(名譽職參事會員又は市町村公民中より選拔す)の設置が議決せられてゐる。而して内務部分課に就ては、三十三年三月に至り、鹿兒島港灣改修工事に關する事務管掌の爲めに第六課(工事掛)を特置した。又此年より警視人を置き、五月縣有給吏員としての縣稅検査員を設けた。翌三十四年四月、内務部第三課に再び掛を置いて學事教務の二掛とし、監獄署分課に第三課、教務所を

三十五年の縣職員

第二編 縣政の伸展

監獄署の分離

新設した。之より先技師は三十三年來六人となつてゐたが、三十四年には更に一人を増した。猶ほ三十五年に就て、其他の職員を見ると、屬^{五十}、技手^{三十}の外、畜産巡回教師^{兼技師}一人、林業巡回教師^同一人、農事巡回教師^{六人}、内大、蠶業巡回教師^{一人}等であつた。測候所には所長^{技師}一人、技手^{二人}、書記^{一人}、監獄署には典獄たる署長^{大島種子島支署兼務、但し種子島支署は同年九月廢止}一人、書記^{十人}、看守長^{三人}、監獄醫^{二人}を置き、其他縣吏員には工師^{技師}一人、工師囑託^{一人}、工手^{五十人}、縣稅検査員^{四人}があつた。而して三十六年四月、明治十三年以降地方稅の支辨する所たりし監獄署は縣より分離して司法大臣の管理に屬した。この事は嘗て本縣會よりも建議したことがあり、之に依る縣費の輕減は僅少でなかつた。

三十八年の改正事務官

その後明治三十八年四月、地方官々制の改正に於て、從來の書記官、參事官、視學官を廢して、事務官を以て各部長とした外、從來の内務部、警察部を第一部、第二部、第三部、第四部と改めたので、本縣に於ても事務官即ち各部長四人を置いた。各部廳所屬別に就て見れば次の如くである。

- 知事官房 屬^十
 - 第一 部 庶務課 土木課 部長^{事務官}一人 技師一人 屬^{六十} 技手七人

四十年の改正

- 第二 部 學務課 部長^{事務官}一人 屬^八 視學^{二人}
- 第三 部 農務課 部長^{事務官}一人 技師^九 屬^五 技手^{十四} 林業巡回教師^{二人}、農事巡回教師^{四人}、工業巡回教師^{一人}
- 第四 部 警務課 保安課 部長^{警務長}一人 警視^{一人} 警部^{三十} 技手^一 警察醫^{一人}
- 島廳 島司^{一人} 書記^{十六} 技手^四 農事巡回教師^{二人}、水産巡回教師^{二人}

高等警察掛の新置

間もなく四十年七月地方官々制改正で、再び内務部^{從來の第一、第二、第三部}、警察部^{從來の第四部}の名稱に戻り、事務官三人^{内務部二人、警察部一人}と、新に事務官補^{内務}を置いた。之と共に、内務部の分課も、第一^{庶務}、第二^{土木}、第三^{學務}、第四^{農務}、第五^{會計}課と舊稱に復し、その第一課長を事務官補、第二課長を技師、第三課長を事務官、第四課長を技師、第五課長を收入官吏たる屬官を以て任じた。但し翌年七月第六課^{商工}を分設し、第三課長事務官が其課長を兼務した。一方警察部分課にあつては、依然警務、保安衛生三課であつたが、翌四十一年高等警察掛を加へ、且つ警視一人を増置した。四十三年四月統計吏^{内務部第一課所屬}、會計吏^{但し大島經濟所屬}を置き、四十四年には内務部分課を庶務^{課長事務官補}、學務^{課長事務官}、勸業^{課長事務官補}、土木^{課長技師}、會計^{課長}の各課に改めた。之より先、技師は三十九年來既に十人を超えてゐたが、四十五年に就て其配置を見ると、鹿屋農學校長、商船水産學校長、鹿兒島病院長、農事試験場長、種畜

技師の配置

第二章 行政

四十一年地方
行政事務整理

場長、水産試験場長、工師(内一人土木課長)、警察醫、蠶業取締所長、大島農學校長及び其他の農業、林業、水産技師であつた。猶ほ四十一年四月に始る地方行政事務整理に關しては、本廳に委員長事務官、技師、警部、警部、書記を、郡に委員長第一科長、委員、書記、幹事、第二科長、郡視學、各町村亦之に倣はしめて、毎月一回以上會合研究せしめた。

本縣々制實施
の狀況

本縣に於ける縣制の實施狀況は明治二十三年八月頃よりその準備に着手し、後述する所の郡制と共に、之が調査については縣制郡制施行取調委員として委員長書記官吉田醇一、委員屬緒方益井、收稅屬廣村賀茂、屬土屋州平、屬菊池末太郎、警部有馬純俊、同須知彦太郎によつて調査を行つたのである。蓋し縣制の實施には、夫に先行する市町村制と郡制、就中行政的に最も困難なる郡制の實施を経た後でなければ、順序として施行し得なかつたから、その實施に至るまでには、其公布後約九ヶ年を要し、明治三十一年九月一日を以て實施されたのである。

本縣々制實施
の時期

三 縣會の推移

縣制實施と改
選

府縣會の據る所は既述府縣會規則、次いで明治二十三年府縣制及び三十二年改正府縣制であつた。本縣々會に於ても、三十一年府縣制の實施迄、議事規則、議員の改選其他は舊に依り施行した。只議員の定數は曩に二十年伊佐、大隅、贈嶽三郡南北分割に依り、二名を増して三十九名となり、二十三年改選期より更に大島郡二人を増員して四十一人となつたのである。その後變更なく、成規に依り二十五年、二十七年、二十九年と夫々三月半數改選をなし來つた。而して三十一年度は恰も九月一日より府縣制を實施することとなつたので、特に縣會の議決、内務大臣の許可を経て、三月の改選を九月に延期すると共に、新制に伴ふ諸般の手續を定めたのである。即ち前年勅令第二二七號に於て、規程を定められた郡制を施行せざる島嶼、即ち大島郡選出の議員數を五人とし、且つ其選舉期日、選舉人名簿確定期限を夫々九、十月に繰上げ、各郡市選舉區議員數を九月一日次の如く公示した。

鹿兒島市	(定數) 二人	(選舉區) 出水郡	(定數) 三人	(選舉區) 大島郡	(定數) 五人
揖宿郡	二人	始良郡	四人	鹿兒島郡	三人
日置郡	四人	肝屬郡	四人	川邊郡	四人

三十一年の各
郡市選舉區議
員定數

薩摩郡	四人	嚙	吹	郡	二人	計	三九人
伊佐郡	一人	熊	毛	郡	一人		

縣會議事規則以下の改定

改正府縣制による變更

三十八年以後の異動

之に依り、同年九月十月執行の縣會議員選舉に於て新議員の確定を見、十一月臨時縣會を召集して、正副議長、參事會員名六の選定をなし、又縣會議事規則、傍聽人取締規則、縣會議員名譽職參事會員並に委員旅費規則を新定した。猶ほ、府縣制實施に伴ふ縣吏員設置規程、臨時委員設置規程も新に議定された。之に引續き、同月開催の通常會に於て、更に參事會委任條件、縣有財産管理規則等所要の議案を夫々議決する所があつた。然るに、翌年府縣制改正に伴ひ、再び諸規則手續の改定を必要とし、六月縣會議員並に郡會議員選舉人名簿以下選舉手續を定め、八月各郡市選舉區議員定數を更定したが、前掲に比し、出水、肝屬兩郡に各一員を減じて定數三十七名となつた。斯くて十月(大島郡十一月)各議員確定し、十一月臨時縣會に於て、正副議長、參事會員の互選以下、改正に依る諸規則、規程を議定し、引續き通常縣會を開設した。其後の變更としては、三十八年改選期より、三十六年十二月末日現在の人口異動に依り、肝屬郡に一員を増して定數三十八名となり、四十二年改選期より、同様前年末人口異動に伴ひ、大島郡に

一員を増して定數三十九名となつてゐる。

第二節 郡制の施行

郡制施行取調委員の任命

郡制施行に關する諸調査

郡制は一般には明治二十四年四月より施行すべきものとなつてゐた。仍て本縣に於ては明治二十三年中郡制施行の準備として、廳内に郡制施行取調委員を任命し、委員長に書記官吉田醇一、委員屬緒方益井以下五人を任命した。而して其調査の順序は、郡制施行につき内務大臣の訓令を各郡長に内訓し、郡長を召集して郡の分合に對する意見を徴し、更に郡村資力、戸口、反別等を調査して、郡の分合に對する縣廳の意見を確定すること、之を二十三年九月十日迄に結了する豫定であつた。

先づ八月十六日、吉田委員長より各收稅部出張所及び郡役所へ命じて、各町村別國稅收入額並に反別を取調べしめたが、別に各郡長へは各村別地方稅、町村費收入額を調査せしめ、九月一日には委員長より各郡長に郡有財産、郡負債、郡村別大地主に就き調査せしめ、更に郡の廣域等に關する調書を、九月八日各郡長出廳の際提出せしむることとした。また各郡長へ従前縣の事務及び地

新郡は概ね現
郡役所々轄區
域に據る

郡所屬の變更
すべきもの

方稅經濟に屬する事業にして、郡制施行後郡の事務若しくは事業に移すべきものに就て申出でしめた。この間九月三日縣郡制施行取調委員に於て大體新郡造成の區域見込を内評したる處、何れも現今の郡役所々轄區域に隨ひ區劃する方適當と決議し、この旨を知事に上申した。爰に於て、知事は本案の意見を以て九月八日各郡長に推問し、又郡名選定のことに就ては、委員須知彦太郎外四人が決議して上申書を作つた。然るに九月十日、内務省に對して本縣の郡制施行上郡所屬の變更すべきものに就き、川邊郡十島は地理的關係から寧ろ大島郡に屬する方が便宜であり、現に大島々廳の所轄にあつて、一樣の治化にあるの故を以て、郡制施行に際しては、右十島は大島郡に編入し、大隅國に更訂のことに詮議され度き旨を内申した。而して合郡に就ては、鹿兒島郡の内元大隅郡、伊佐郡の内元菱刈郡は薩摩國に、贈嶽郡の内元南諸縣郡は大隅國に更訂の詮議をも申請した。また九月十七日には、給黎外三郡役所々轄各郡は郡民の希望もあつて、更に之を分割し、給黎、揖宿、穎娃三郡を合して一郡とし、川邊郡は獨立せしむる方然るべしとなし、郡區域の一部變更のことを、郡制施行委員より内申するところがあつた。

知事更迭と郡
制取調書の上
申

郡制に關する
政府上提案の
否決

二十六年より
實施の内意

かくて九月中旬に至り、郡制施行取調は大體取調済となつたが、恰も九月に渡邊知事の更迭があり、新任知事の判決を要し、且つ期限も切迫したので、緒方屬をして右取調書類を携帶上京せしめ、直接新任知事へ具申することとなつた。その結果、本縣の郡制取調書は在京の新任知事山内堤雲の手によつて、十月六日内務省へ上申されたのである。この内申書は十月末日に至り、内務省に於て、その郡區域については本縣調査の通り内定したが、猶ほ内務省の需めに依り、各郡長答申書並に隈之城郡役所部内村長上申書を更に提出する所があつた。かくて、政府は全國の報告を基礎にして國會へ提出したが、議會に於て否決せらるゝ所となつたので、二十四年五月九日大森縣治局長より本縣知事に對し、次議會へ提出の豫想を以て、取調表中人口戸數等を始め、以降に於て生すべき異動を訂正の上再提出すべきの通牒があつた。之に對し、知事より夫々適當に訂正の上送付したのは同年六月であつた。又翌二十五年七月に至り、更に縣治局長よりの照會に對して、本縣より郡制實施は準備の都合もあれば、二十六年四月一日より施行のことに指令あるやう希望したが、而もなほ之が實現は豫定の如く運ばなかつた。

郡分合問題の困難
各地の請願相次ぐ

蓋し郡分合のことは行政上極めて困難な問題であつて、政府の郡分合法案が第一、第二帝國議會に提出されるや、各地方民より翕然として請願書が殺到し、各利害を陳疏してその更正を求めた。加之、各府縣に於ても、部内郡民による請願運動の結果、先になした内申の主旨を變更するの已むなきものが多いに上つたのである。是等の請願そのものは如何様にもせよ、郡分合のことが其宜しきを得ると否とは、施政の得失、人民の利害に實に甚大の關係を及ぼすものあるは明かであつた。故に、政府も知事の具申及び地方民の請願に對しては慎密の調査をなし、又郡制の施行が町村に及ぼす諸般の關係をも充分査覈すべきものとして、二十六年十一月各府縣に内訓して、輕舉郡治の更革に着手するを戒めたのである。元來政府の方針は、各府縣を通じて、同時に之を處分せんとするに在つたが、事一轍に出づるを得なかつたので、先づ故障なき府縣より着手し、他は故障の多少及び調査結了の順序に依り、漸次之を執行せんとしたものであつた。勿論本縣に於ても、必ずしも當局の方針が支持されたわけではなく、中には相當の困難に遭遇した。蓋し市制、町村制の施行に當つては、幸ひ縣下に於ては、古來の舊郷を中心としてその儘之を新町村區域とな

政府の方針

市町村制施行との比較

すの方針を採つた爲め、概ねそれが施行に際しても、古來郷民の自治區たるの精神に合致し、比較的和氣霽然たる中に行ふを得たのであるが、之に反し郡區域はその中に數郷を包轄するを以て、郷の結合離反に多大の注意を要するものがあつたからである。その内、南伊佐郡と一部薩摩郡に互る舊祁答院地方民の分郡獨立の請願運動は其顯著なる一例であつた。

川邊郡の獨立

また川邊郡の獨立分郡の問題も、既に縣當局に於て取上げられて委員の内申を経てゐたが、二十六年二月右の變更について更に上申することゝなつた。即ち從來の給黎揖宿穎娃川邊四郡を併せて一行政區となしたものを改めて川邊郡を一郡として獨立せしめ、その郡衙を加世田に定め、他の三郡を合併して一郡とし、その郡衙を揖宿郡指宿村に定めんとするものであつた。

斯くて幾多紆餘曲折を経た郡分合のことは、二十九年に至り、遂に法律第五五號を以て新郡名及び其管轄區域並に郡役所位置を次の如く定められた。

本縣郡區劃の決定

(新郡)	鹿兒島郡	給黎郡	揖宿郡	穎娃郡	日置郡	阿多郡
(舊郡)	鹿兒島郡	給黎郡	揖宿郡	穎娃郡	日置郡	阿多郡
(郡役所所在地)	鹿兒島市山之口馬場町	揖宿郡指宿村西方	日置郡中伊集院村下谷口			

第二編 縣政の伸展

川邊郡	川邊郡(十島を除く)	川邊郡加世田村武田
薩摩郡	高城郡 南伊佐郡 薩摩郡 甌島郡	薩摩郡隈之城村東手
出水郡	出水郡	出水郡上出水村
伊佐郡	北伊佐郡 菱刈郡	北伊佐郡大口村里
始良郡	始良郡 桑原郡 西嶮嶽郡	始良郡加治木村反土
嶮嶽郡	東嶮嶽郡 南嶮嶽郡	東嶮嶽郡岩川村五十町
肝屬郡	肝屬郡 南大隅郡	肝屬郡鹿屋村中名
熊毛郡	熊毛郡 馭謨郡	熊毛郡北種子村西之表

以上大島郡を除く各郡區劃は爾後變更なく、現在に及んでゐる。斯く郡區劃確定に次いで、郡制も愈三十一一年四月一日を以て實施され逐次各郡會は成立した。而して大島郡はなほ島廳治下に置かれたのである。

〔補説〕本縣郡制施行に際しての郡名は、すべて古來の名稱を採用するに決したが、當時猶ほ郡の廢合につれて、或は從前の名稱を參互折衷し、或は名山・大川其他の事項に因縁して、新郡名を選定するの試案があつたことは興味ある事とおもふ。今參考のためにその一案を掲ぐれば次の如くである。

(舊郡名)	(新郡名案)	(事)	(由)
鹿兒島郡	嶮山郡	嶮島と嶮山郡の偏字を取る、但し鹿兒島の名は縣市の名に存すること	
北大隅郡	櫻嶮郡		

本縣郡制實施の時期

新郡名の試案

川邊郡	給黎郡	又ハ幸濱郡	薩摩は幸濱の轉訛なりと云ふ、各郡漁鹽の利益ただ多し、敢て因縁なきに非るべし
穎娃郡	揖宿郡	又ハ開開郡	山名に取る、枚開を開開と假用するもの往々あり、蓋し風流雅客の間に行はる、亦好字面なり
日置郡	阿多郡	又ハ枚開郡	社名に取る
高城郡	薩摩郡	又ハ可愛郡	郡名を折衷し、湯桶讀を避け、多を田に改む
南伊佐郡	甌島郡	又ハ川内郡	山陵の靈蹟に取る
出水郡		又ハ出水郡	地名或は川名に取る
北伊佐郡	菱刈郡	又ハ曾木郡	川内川の上流にありて大瀑をなす、縣内に著名なり、故に之に取る
始良郡	桑原郡	又ハ刈佐郡	郡名を折衷す
西嶮嶽郡		又ハ鷹屋郡	山陵の名に取る
東嶮嶽郡	南嶮嶽郡	又ハ縣田郡	諸縣郡内地名の古稱に取る
南大隅郡	肝屬郡	又ハ速馬郡	地名馬を産するに依りて命ず
熊毛郡	馭謨郡	又ハ吾平郡	山陵の名に取る
		又ハ多玖郡	兩郡の島名偏字を折衷す

第三節 市制の施行

市町村は地方自治體として最も完全な形態を備へ、又一般住民と最も密接な關係を有してゐることは云ふまでもない。市町村が法人として明確に規定せられたのは、實に明治二十一年四月の市制及び町村制であり、是に市町村

市町村制施行の意義

本縣に於ける市制の實施

鹿兒島市制の實施と區域

は初めて行政區域であると同時に、公法人としての資格が認められるに至つたのである。

本縣に於ける市制の實施は、明治二十二年初めて鹿兒島市街の地に於て施行せられ、全市五十町を以て、鹿兒島市となすこととなつた。即ち二十一年四月十七日法律第一號公布の市制について、翌二十二年二月内務省告示第一號を以て、東京府下東京外三十五の市制施行地が指定され、鹿兒島も亦この中にあり、同年三月縣令第二六號を以て、市制施行の地域を定められ、四月一日舊五十ヶ町村は鹿兒島郡より分離して一區域と爲し、市制施行の地たらしめ、茲に新に鹿兒島市と稱するに至つたのである。即ち

山下町	平之馬場町	新照院通町	山之口馬場町	加治屋町	東千石馬場町
西千石馬場町	新屋敷通町	種之口通町	鹽屋村	上龍尾町	下龍尾町
長田町	冷水通町	春日小路町	清水馬場町	稻荷馬場町	池之上町
鼓川町	車町	惠美須町	小川町	和泉屋町	濱町
向江町	榮町	柳町	新町	松原通町	船津町
吳服町	大黒町	堀江町	住吉町	六日町	中町
金生町	潮見町	泉町	築町	生産町	易居町
藥師馬場町	應師馬場町	西田町	下荒田町	上之園通町	高麗町

三十二年の町名變更

西田村 荒田村
の五十町村であつた。

〔補説〕鹿兒島市の町名に關しては、その後三十二年一月九日、平之馬場町外十五町は次の如く變更された。

平之町(平之馬場町)	新照院町(新照院通町)	東千石町(東千石馬場町)	西千石町(西千石馬場町)
山之口町(山之口馬場町)	種之口町(種之口通町)	新屋敷町(新屋敷通町)	上之園町(上之園通町)
藥師町(藥師馬場町)	應師町(應師馬場町)	荒田町(下荒田町)	松原町(松原通町)
冷水町(冷水通町)	春日町(春日小路町)	稻荷町(稻荷馬場町)	清水町(清水馬場町)

又四十四年九月三十日、鹿兒島市荒田村の内城ヶ平以下十九字を鹿兒島郡西武田村に割き、鹿兒島郡西武田村武の内大坪以下四十字及び同郡伊敷村下伊敷の内宮ノ下以下三十五字は鹿兒島市に編入された。

理事者の選舉

二十二年四月市制及び町村制が施行されるや、法律により市會及び町村會に於て市町村理事者の選舉を行ふべきこととなつた。仍て同年四月一日、縣は元鹿兒島郡新町外十四町戸長丹下伊左衛門をして鹿兒島市會議員選舉掛長たらしめ、同月二十六日より三日間易居町不斷光院に於て、鹿兒島市會議員の各級選舉を行ひ、定數三十六名の選舉を終つた。ついで五月九日、易居町名山小學校に於て鹿兒島市會を開き、議長及び議長代理者の選舉を行つたが、議

議長議長代理者の選舉

市會の成立

初代市長上村行徴

助役參事會員の選定

市役所の開廳

長に本田省三、議長代理者に山田海三が當選した。爰に鹿兒島市會初めて成り、市長候補者三名の選舉を行つた處、上村行徴、右松祐永、樺山資美その選に當り、即ち上村行徴を以て市長候補者となした。同月二十五日興業館を假鹿兒島市役所とすることとし、二十八日認可となつた。又この日、渡邊知事は訓令を以て、元新町外十四町戸長丹下伊左衛門をして市長就職前に於ける市會議事の準備及び議決執行の責に任せしめたが、上村行徴に鹿兒島市長就任の裁可が下つたのは同月三十一日であつた。即ち六月七日、鹿兒島市會を開き、市長就任式を舉行し、後ち助役及び市參事會員の選舉を行つた。その結果、助役に本田省三、參事會員に奥常次郎、藤安仲之助、青木靜左衛門、山本盛房、柏彌彦、染川權輔が當選し、十日認可となつた。越へて同月十三日、議長たりし本田省三の助役就任に伴ふ後任議長として山田海三を選舉し、其後任は蓑田長暢が當選した。又市會は市參事會の推薦に係る丹下伊左衛門を市收入役に選任した。ついで同月二十一日、市吏員を採用し、二十四日初めて假市役所を興業館に開廳した。こゝに於て、鹿兒島市の代議、行政の機關が初めて具備するに至つたので、七月十日に至り、興業館内に於て鹿兒島市役所開廳式を舉行した。

市の議決機關

鹿兒島市會議員の定數
各級選舉

而して二十五年四月よりして市役所廳舎を山下町の地に移したのである。次に市の議決機關に就いて見ると、いふまでもなく市會であるが、特に市會は市の意志を決定する權限が府縣會等より遙に強大であつた。明治二十一年四月の市制によれば、市公民は若干の例外を除き、原則として市會議員の選舉權を有し、同時に選舉權を有する市公民は被選舉權を有するとされた。市會議員の定數は人口數を標準とし、選舉人は三級に分ち、納稅額によつて、一級、二級、三級と區別した。鹿兒島市に於ける議員の定數は、人口五萬以上の定率により三十六名で、明治二十二年四月廿八日、其各級の選舉を終へ、同年五月九日始めて市會を開き、五月十五日市會議事細則を議定し、議事運用の便に備へた。參事會員の選舉は二十二年六月七日に行はれ、奥常次郎、藤安仲之助、青木靜左衛門、山本盛房、柏彌彦、染川權輔の六名が當選した。又翌二十三年六月七日、通常市會の開期從來の一月七月を一月六月に變更し、同年より實施することとした。

區會條例

〔補説〕市の區會條例については、二十三年四月縣知事は鹿兒島市内區會開設に關する條例を、市會の意見を聞き、次の通り定め、内務大臣に對して許可を請うた。

即ち鹿兒島市内新町・松原通町・船津町・吳服町・大黒町・堀江町・住吉町・六日町・中町・金生町・汐見町・泉町・生産町・築町・易居町の十五町を一區として、該區に於て所有する財産に關する事務の爲めに區會を設けることとしたのである。區會議員の定員は二十四人とし、區會議員の選舉人・被選舉人は市の選舉人・被選舉人にして、其區内現住者に限るものとしたのである。而してこの條例は同年五月二十日に裁許された。

第四節 町村制の施行

町村の自治に就いては、既に明治初年より各種法規の制定を以て漸次形成せられ來つたのであるが、特に明治十一年七月の郡區町村編成法、十三年四月の區町村會法、及び十七年五月の改正區町村會法等の重要法規の公布によつて略、其基礎が築かれたのである。明治二十一年四月の町村制はかゝる町村自治の意義を最も明瞭に法律化したもので、爰に地方自治體としての町村の地位が確乎たるものとなつたのである。斯くて町村自治體にも公法人として當然之に歸屬する所謂固有事務と、行政上の便宜より國家或は上級自治體より法律命令を以て命せられる委任事務とを執行する事が明文化された。

地方自治體としての町村の地位確立

本縣に於ける町村制施行の状況

市町村制實施調査委員の任命

町村制實施に伴ふ利害問題

各村請願の要點

本縣に於ける町村制の實施は大隅國大島郡五島及び薩摩國川邊郡十島を除くの外、全管を通じて明治二十二年四月一日より施行されたが、之が調査の爲め、二十一年九月より翌年六月迄、市町村制實施調査委員長に書記官吉田醇一、同委員に屬菊池末太郎以下五名及び警部須知彦太郎を任命し、一方郡長を通じて管下各町村の町村會議員及び有志者を招集してその意見を徴し、又郡長郡書記を豫め巡回せしめて各町村民へ諮問する等極力遺漏なからむことを期した。その中主なる點は、即ち新町村民の利害に多大の關係あるべき町村區域の問題並にそれに伴うて生ずる町村飛地の處分問題等であつた。又之と共に、一般縣民より新町村の區域等に關して夫々請願が相次いだのである。今それらの内容を要約してみると、凡そ次の二點であると思はれる。

一 地域の廣大に過ぎ、その邊陲の村民は戸長役場所在地に至るに、交通上其他頗る不便を感じ、諸布令告示達等の遅延諸請願、伺届、戸長公證等の遲滞すること

この點は大部分のものが掲ぐる所であつて、或は道路の險惡を云ひ、或は洪水潮水の氾濫等の場合の不便を擧げ、又その往復の日數を要すること、時には宿泊の必要あるに依り贅費の嵩むことを訴ふる等であつて、殊に地方農民の農事上日時の空費は極めて切實なる苦痛であることを擧げてゐる。これらの理由により、一村又は二三

ケ村の獨立一區域を主張し、又は現戸長役場區域より脫離し、最寄りの他戸長役場所轄に包轄されんことを希望せるものである。

一 村有財産耕作地用水薪木林場の共有、道路修繕、社寺橋梁の修繕、教育費義務の負擔その他夫役等の舊慣上分離し難きもの多く、これらの理由によつて新區域を不便とするものゝ多きこと

かくして二十一年九月、縣に於ては大體の審議を終つたので、從來の地方事情を尊重し、概ね舊各郷を以て一町村區域となすの方針を採り、成る可く新區域を廣潤ならしめて、町村の負擔を軽くし、その基礎を充實せしめんとする政府の方針には幾分添はざる點があつたが、本縣舊來の特殊事情を闡明するに努めたのである。その意見は同月渡邊知事より山縣内務大臣に對する上申書に現れてゐる所であつて、古來郷の獨立の強固なりし所以を以て、新制度の方針に従つて舊時の慣行を破ることの不可を論じたものである。之と共に内務省訓令第三五三號に従ひ、管下に於て市制を施行すべき見込のもの、及び町村制を施行せざる地につき審査せし結果、薩摩國鹿兒島五十箇町村は法律に照して市となすに適當の場所とし、本郡より分離せしめ、二十二年四月一日より市制實施の見込なること、又大島々廳所轄内熊毛、馭謨二郡を除き、大島以

概ね舊各郷區域に據る方針

市制施行地と町村制を施行せざる島嶼

町村制を施行せざる島嶼の戸數人口

本縣市町村制實施方針と舊慣の利害

下五島及び川邊郡十島は大に内地と民度習俗を異にし、本制を實施し難きに付き、別に勅令を以て制定さるゝ迄は、舊に仍り便宜處分するの見込なることを内申した。即ちその町村制を施行せざる島嶼及び其戸數人口は次の如くであつた。

大島郡	大島	戸數	一、四五六	徳之島	戸數	六、七八九	喜界島	戸數	三、四〇四
		人口	五、四九八		人口	三、八八二		人口	一、五、六二一
	沖永良部島	戸數	三、二二六	與論島	戸數	三、六八七			
		人口	一、八、五八六		人口	一、九、〇六七			
川邊郡	硫黄島	戸數	三、一三三	黒島	戸數	二、九三三	竹島	戸數	一、〇一八
		人口	一、三〇〇		人口	一、一七三		人口	一、〇一八
	中之島	戸數	一、二二八	臥蛇島	戸數	八、二二	平島	戸數	九、七
		人口	一、二二八		人口	八、二二		人口	九、七
	寶島	戸數	三、七六七	惡石島	戸數	一、二二四	諏訪之瀬島	戸口	ナシ
		人口	三、七六七		人口	一、二二四			

上述の如く、本縣に於ける市町村制の實施方針が古來の外城中心であつたことは、實際當時の地方事情より見て至當のものと思ふべきで、歴史上外城即ち郷は施治の區域となり來つた關係上、之を一町村となすも交通上の不便なきは勿論、地勢風俗より見るも新町村人民の福利を増進するに足るものと考えられたのである。かく専ら從來の習慣に隨ふと共に、町村の情願を酌量

村條例の認可

名簿を調整したるを初とし、以降逐次各町村に於て議員、町村長、助役以下の選舉、就職のことが行はれた。一方町村制第一二五條に依る村條例許可稟請のことは、二十二年五月川邊郡勝目村々條例第一號(村長を有給となすの件)が許可されしを始め、逐次申請認可されてゐる。以上の如くして、凡そ新町村の理事、代議、兩機關共に具備するに至り、六月十一日縣は改めて從來法律命令又は上司の指令に依り郡戸長に於て取扱ひ來つた事務は、爾後總て市町村長が取扱ふべきことを訓令した。而して之より後、市町村行政に關する事務規則は逐次訓令せられるに至つたが、二十四年六月市役所町村役場事務受渡規程、二十五年三月市町村吏員事務取扱規則、同年六月村役場處務規程、市町村事務報告例の如きは其重要なものであつた。

最後に大島外島嶼地方に於ける町村制の實施は明治四十一年四月に至つて實現し、舊二十三ヶ方戸長役場區域を以て十六ヶ村を編制した。その内大島本島八村、徳之島三村、沖永良部島二村、喜界島、與論島各一村、口三島、沖七島を合して一村を形成したのである。之と共に、新町村制施行地に對する町村書記、町村會議員の定數(人口五千未満二人、人口五千人以上一〇人、人口一萬以上二十人、人口二萬以上三十人、人口三萬以上四十人、人口四萬以上五十人、人口五萬以上六十人、人口六萬以上七十人、人口七萬以上八十人、人口八萬以上九十人、人口九萬以上百人)及び其選舉規程を定めたが、特に十

市町村行政事務に關する規程

大島外島嶼地方の町村制實施

舊村財産引繼に意を用ふ

島村の如く區域廣濶、交通不便の島嶼に於ける選舉には、區劃を定めて分會を設け得ることとしてゐる。而してこの際、内地町村制實施の時と同じく、新舊町村の財産引繼のことが令せられたが、曩に内地に於ては多く各大字有に歸し、爲めに村内割據の形勢を來せしに鑑み、各村共一切の財産を引繼がしむることとした。この爲め新村は比較的多額の財産を有することとなり、其十六村總計は八十六萬餘圓に達した。これと共に、各村の基礎を強固ならしむる爲め、各村に特別會計を設けて基本財産を増殖せしめ、向十ヶ年を期して繼續蓄積の規程を定むることを勸奨したのである。

第三章 政黨の沿革

第一節 明治十年代の各黨社

丁丑の役熄み、諸般の秩序恢復すると共に、世情は漸く新事態を見直すの時に際會した。當時一般に所謂藩閥政府に對する反動的氣運が醸成されつゝ、あり、汎有の不滿は民論の伸張、自由民權の輿望となり、全國的に國會開設に對する眞摯なる運動が激化しつゝあつた。しかも本縣に於ては、擾亂中人材の主なる者を失ひ、その疲弊俄に癒ゆべくもなかつた。明治十三、四年頃より、一部の有能なる人材が囹圄より出で、歸縣するあり、又縣下の諸秩序の恢復すると共に、漸く全國的風潮に目覺め、徐々に民權運動の萌芽が現れることとなつた。即ち明治十三年、始めて柏田盛文等の國會期成同盟會が出来、同志結合して國會開設の請願書を政府に提出するあり、又一方上村精之介等が博愛社を起し、演說會を開くなど試みた。而して博愛社は十四年五月頃、之より先き鹿兒島に同志社を組織せる上村精之介後醍院良望等と加治木、帖佐地方を中

自由民權論の
樞頭と國會期
成運動

縣下政黨運動
の萌芽

博愛社

三州社

農事社

自治社

公友會

自治會

九州改進黨の
結成と本縣

心とする一派と結合して興したもので、本部を加治木に置き、各郷に支部を設け、治外法權の撤去條約改正の急速實現等の時事を論議した。偶、十四年十一月二十三年を期して國會を開設するの大詔が宣布された前後に於て、鹿兒島に於て組織されたものに三州社があつた。この社は河野主一郎が特赦に遇ふて歸郷せるを機として、伊東祐高、中原萬次、河野半藏、美代助、左衛門、樺山資美、伊地知壯之助、兒玉軍治等が河野を盟主として設立したものであつた。而して之と前後して起つたものに、農事社(野村政明、野村忍介、高橋爲清、大脇宗八郎等主幹となる)、加世田川内宮之城地方を根據とする自治社(柏田盛文、折田兼至、和泉邦彦、長谷川純孝、西彦四郎等主幹する)、公友會(山口尙一、外數、自治會其他の小團體が出来た。併し、之等は何れも未だ明瞭なる主義綱領を有する政黨といふには至らないものであつた。)

以上の如くして、十四年までに縣下に於て政治結社運動の氣運が漲りつゝあつたが、恰も十五年三月熊本に於て九州改進黨の結成が見らるゝに至り、本縣よりも六十餘名の多數が出會した。その主なる人々は、山口尙一(公友會)、有馬省三、平田孫一郎(自治社)、上村精之介、白尾源八郎(三州社)、神田與七、後醍院良望(博愛社)、柏田盛文(平)、折田兼至(知)、是林勘次郎(加世)、澁谷潔(宮之)、村田孝善(鶴)、小野兵一(黒)等

九州改進黨鹿
兒島部

であつた。この會合を期として四月農事社自治社及び公友會の三團體合同して九州改進黨鹿兒島部を設置することゝなつたが、その部員は野村政明・和泉邦彦・久木田昌綏・和泉祐太夫(以上本部常務委員)・田中直哉・高橋爲清・柏田盛文・長谷場純孝・折田兼至・山口尙一(以上本部議員)・西彦四郎・大脇宗八郎・坂本六郎・野村忍介・吉峰林志摩・清信・龍岡資民(以上鹿兒島部常務委員)等であつた。この九州改進黨鹿兒島部が主として熊本の有志と提携したのに對し、一方縣下に於て勢力を扶植したのが前述の三州社で、その特色には教育機關として三州義塾を開き、人材の養成を圖つたことが擧げられる。

之より先き、十四年十一月東京に於て縣下の教育と授産とを目的として設立せられた協會に郷友會があつた。同會は直に縣下に支部を設け、會員の募集に努めたが、既に九州改進黨と三州社の結成があつて、その擴張が阻害せられた所が少くなかつた。十六年同會員の募集の爲め來縣した河島醇の報告にも、時運の風潮所謂改進黨自由と唱へ、少年子弟を誘惑し、窃に黨與を團結して、時機に投じ爲すあらんとするの徒大に蔓延し、爲に學齡の子弟は學業を怠り、空しく政談を事とし、壯年の士民も己の能力を顧みず、家業を勉めず、徒に時運

郷友會の擴張

三州義塾

の僥倖を希ふの弊風少しとせずと見え、當時の政治熱の少壯間に横溢してゐた状態が窺はれる。

以上の如く明治十五、六年の間には、九州改進黨・三州社・郷友會の三社が縣下に鼎立するの状态にあつたが、後に至り九州改進黨は集會條例の改正發布を見るに至り、政社の支部を禁せられた結果として散會の已むなきに至り、傍觀的立場となり、三州社と郷友會とは相對抗する形をなした。郷友會はその設立の趣旨より見ても、教育に盡瘁し、公立鹿兒島學校に於ける生徒の養成に努力したのであるが、この點に於ても三州社と對抗の勢をなし、自然生徒間にも軋轢を生ずるが如き状態であつた。元來郷友會は縣下出身者の親昵と縣下の教育授産のことが目的であつて、政治結社ではなかつたが、その會勢の擴張上自然三州社を壓迫する勢となつたのである。この頃、三州社盟主の河野主一郎が社長の地位を去つたのを始め、十七年當時警部長以下の官吏及び戸長に至る迄、次第に郷友會員が多きを占めることゝなつた。斯くて社長河野を失つた後の三州社は、やがて副社長伊東祐高も東上し、その後には樺山資美・伊地知壯之助・白尾源太郎等が主として會務に當り、樺山資美が新に社長となつた

三州社と郷友會

三州社の凋落

が、其頽勢は如何ともし難かつた。この三州社の凋落につれて、郷友會も次第に政治的色彩を失ひ、本來の教育と授産の事業に専念することゝなつた。剩へ十八年初め頃より、九州改進黨の會員もこの事業に賛同して郷友會に加盟する者多く、鹿兒島部會頭椎原國幹、加治木部の小濱氏興、川内部の長谷場純孝、出水部の伊藤祐徳、大口部の大脇宗八郎等の地方部の會頭は何れも九州改進黨員であつて、今や郷友會の勢力は縣下を蔽ふに至つたのである。而して中央に於ける十七年十月の自由黨の解黨の影響を受けて、十八年五月九州改進黨(當時本部長崎)は解黨するに至り、鹿兒島部も全く消滅し、陰然相互に聯絡を有するに過ぎないことゝなつたのである。

第二節 民吏兩黨の激争

この後暫くの間特記すべき事もなく過ぎたが、明治二十一年秋頃より次第に縣下有志家の親睦會の開催が盛んとなり、舊九州改進黨員等が新政黨の組織を圖ることゝなつた。即ちこの年十二月、通常縣會開會に出席の各郡議員は易居町不斷光院に於て縣下有志の大懇親會を開催し、翌二十二年三月を期

して同志會の組織を議し、併せて主義綱領を協議し、委員に其草案の起稿を托したが、未だその成らざるに、二十二年二月熊本に於て九州有志大懇親會が開催された。この會には、本縣より郷友會、三州社、舊九州改進黨及び中立派の各派より六十餘名出席し、厚地政敏、奥田直之助、西彦四郎、山田海三、水間良兼、染川權輔、山本盛房の八名は委員となつて九州同志會の發會に參じた。即ち立憲代議政體の實を擧げんが爲め、廣く自由黨、立憲改進黨、大同團結その他進歩的主義者の聯合を圖る目的を以てしたもので、常議員としては、本縣から樺山資美、上村精之介、長八次郎、厚地政敏、赤塚源五郎、折田兼至が之に任じた。而るに其開會に當り、熊本に於ける改進黨と紫溟會との間に軋轢があり、將に組織成らんとするとしてゐた縣下の同志會に波及して同志中に紛議を生じ、遂に兩者分離せんとする傾向となつた。恰も東京より歸縣の河島健介及び折田兼至其間に調停したが、其効なく、兩者紛紜の内に委員會を開き、起草案を朗讀議決し、爰に三月を以て改進黨派を主とする鹿兒島同志會が成立した。而して山田海三、奥田直之助、河島健介、鮫島相政、西彦四郎、水間良兼、柏彌彦、池田惟貞、厚地政敏、折田兼至の十名が其最初の理事に指名された。一方、曩に九州有志大懇親會

帝國同志會の
組成

に委員たりし染川權輔山本盛房山本盛秀平野友章等は、鹿兒島同志會の開會に當り、前記起草案中の改良進歩の字句詭激に馳する嫌ありと痛論して議合はず、分離して別に帝國同志會(この派は第五國立銀行頭取有村國彦の一派と目されたから世に五銀派と呼んだ)を組織し、兩同志會は相反目對抗することゝなつた。同年八月、鹿兒島同志會はその會則を改正して、新に委員二十五名を舉げ、内務、財務、法務、外務、軍務の五科を設けた。同時にその主義、綱領中の改良進歩主義を削つて、同志會が藩閥黨にも地方黨にも非ずして、また郷友會、三州社、舊九州改進黨の何れの再生にもあらざるを辯じ、時世の必要に應じて新に興起せしものなることを明かにした。初め、鹿兒島同志會に對する在京有力者の態度は、既成政黨に弊害ありとなす先輩が之に入黨せざるを條件とした外、金圓の寄贈をなす等概ね諸事斡旋を圖る所があつたのである。鹿兒島同志會はこの内を以て、鹿兒島新聞を買收して機關新聞となし、中江篤介門下の長倉祐是を主筆として招聘し、監督、事務長を置き、樺山資美、折田兼至、奥田直之助監督をして事に當らしめた。九州同志會は同年十一月、長崎に於ける委員會に於て、鹿兒島に九州同志大懇親會開催を決定し、翌二十三年四月十五、六日之が實現を見た。會する者七百餘名、各團體から

鹿兒島新聞

渡邊縣令





第一回衆議院議員當選者

孝純 堀谷 長 啓 鳥 河 一 平 宮 郡 宇 美 資 山 樺 至 兼 田 折

九州合同志會

委員を選出して永久的團體組織になすことを協議し、規約起草委員として福岡佐賀鹿兒島(兼至)から三名を挙げ、九州合同志會と稱することゝなつた。鹿兒島同志會がその有力なる一部であつたこと勿論で、同會の折田兼至樺山資美、上村精之介、長八次郎、厚地政敏、赤塚源五郎は九州合同志會の常議員となつた。

第一回衆議院議員選舉と鹿兒島同志會

憲法發布に後るゝこと一月にして設立を見た鹿兒島同志會は、間もなく第一回衆議院議員選舉に臨むことゝなり、衆議院議員候補者選舉手續を設け、豫選會の規定を定めた。即ち同年七月の第一回衆議院議員選舉には、樺山資美、折田兼至、長谷場純孝、宇都宮平一、河島醇、蒲生仙基、俊良の七人の當選者全部を鹿兒島同志會が占めたのであつた。

明治二十四年十二月第二議會召集前頃、鹿兒島同志會には一の内訌を生じ、漸く同會に嫌らざりし厚地政敏、水間良兼、坂本六郎、山崎良純等は、柏田盛文と共に帝國同志會と聯合して獨立俱樂部を組織した。而して曩に帝國同志會が經營せんとした薩陽社を興し、機關新聞として鹿兒島毎日新聞を發刊し、盛に論陣を張るに至り、鹿兒島同志會と相對立して縣下の政界を二分すること

獨立俱樂部の組織
鹿兒島毎日新聞

吏黨民黨の政争

第二回總選舉

選舉干渉

縣下の情勢

となつた。爰に至り、獨立俱樂部の結成に應じて同志會より之に走る者も少くなかつたが、この頃より漸く全国的に吏黨民黨の政争が猛烈を極むるに至つた。縣下に於ては同志會は民黨獨立俱樂部は吏黨として互に激争を闘はすことゝなつたのである。即ち松方内閣に於ける第二議會は、二十四年十二月解散となつたが、その翌年二月の第二回總選舉には結局厚地政敏(吏)、折田兼至(民)、長谷場純孝(民)、柏田盛文(吏)、河島醇(立中)、篠田政龍(吏)、大島信(吏)當選し、民黨は自由黨の折田、長谷場の二人のみとなつた。而してこの總選舉は政府の選舉干渉の甚しきと、民吏兩黨の争闘の激越なりしとで知られ、本縣(補説)を始め、石川、熊本、高知、佐賀、福岡の諸縣等に最も甚しく、到る處血の雨を降らし、家を焼くの慘劇が演ぜられた。

〔補説〕 本縣にあつても、この總選舉には川邊事件、牧園事件等の騷擾が頻發し、壯士の演說會妨害、警察官襲撃、投票函の奪取等が隨所に行はれ、殊に川邊村(第二)、田布施村(第三)、種脇村(第四)、栗野、横川、牧園、帖佐村(第五)等に於ては、暴力沙汰を惹起し、其他寒村僻地に至る迄激突軋轢が演ぜられたのである。この民吏兩黨軋轢の事情には、郡部にあつては舊來多年蟠つた事情があり、利害を異にし確執を生じて相反目せる地方が少くなかつたから、勢ひ感情上吏・民兩派に分立し、黨争に利用

せられたことが多かつた。又當時の有權者は多く農家であつたから、政治上の知識は兎も角、互に強誘威嚇を蒙り、朝民暮吏その去就に迷ふの有様であつたが、一方公私一切の交際も斷絶し、小童に至る迄民吏兩派を口にして鬭争を事とした。其影響の及ぶ所極端なる弊害を生じ、親族間の往來を斷ち、或は離縁沙汰を生ずる等の甚しきに至つた。殊に小學校教員にして此の政争の渦中に投じた者少くなく、免職解雇の厄に陥り、豫戒令の執行を受ける者もあつて、その總數九十餘名に及んだと云はれる。かくこの軋轢は萬事に及び、縣會議員、市村會議員、町村世話人の選舉に迄及び、吏黨の者が村當局者たれば民黨は一切其命に従はず、又民黨側が村治に當れば吏黨側は之に反抗するので、百事停滯して、遂に村治も擧らざるに至つた。

選舉干渉に對する彈劾

斯くの如き全国的選舉干渉の結果、明治二十五年五月召集せられた第三議會に於ける河野廣中等の選舉干渉に關する上奏文の提出となつて、遂に事天聽に達するの畏多きに至つた。

この選舉干渉の罪に殉じて内相を辭した品川彌次郎は、新に西郷從道を會頭に推戴して國民協會を織組したが、二十五年夏、西郷、品川等大舉して本縣下に遊說し、伊作村、知覽村に演說會を開催した。獨立俱樂部に於ては、これを好機となして隨所に演說會、懇親會を開催して黨勢擴張を圖り、民黨側亦演說會

西郷從道・品川彌次郎の來縣

を以て之に對抗し、双方妨害を加へる等非常な喧擾を醸した、殊に民黨側が太鼓踊を雇ひ來つて、盛んに太鼓を打鳴らしつゝ、吏黨の演說會に妨害を加へたこと等は、今猶ほ當時の語り草の一となつてゐる。當時鹿兒島市中に於ける主なる旗亭も自然吏民兩黨に顧客を分ち、民黨の萬勝亭、吏黨の青柳亭は夫々其代表的なものであつた。同年九月、民黨が鹿兒島市に開催せる九州同志大會は空前の盛況を呈し、遠く中央より河野廣中等も來會し、大門口稻荷座に於ける演說會及び萬勝亭に於ける懇親會は非常な賑盛を以て終始した。之より先き八月、松方内閣に次いで第二次伊藤内閣が成立し、選舉干涉の善後處分に着手し、罪跡の著しき地方官に罷免轉任を命じ、又之を檢察求刑して國內の惡感情の一掃に努めたが、猶ほ官民の反目は容易に融和するに至らなかつた。この間松方内閣の辭職後前海樺山資紀が歸縣したことは、獨立俱樂部の黨勢擴張に與つて力があり、指宿・嶺・姪・南方・知覽の各地に互つて漫遊の傍ら演說會を催した。既にして十二月、第四議會は召集せられ、長谷場純孝等の選舉干涉に關する質問書の提出を始め、豫算の大削減等による政府彈劾は猛烈を極めたが、蓋しこの頃より民黨の結束は漸く弛緩するの傾向を生じたのであつ

萬勝亭と青柳亭
九州同志大會
の開催

樺山資紀の歸
縣

二十六年頃の
狀勢

た。第四議會後、二十六年六月第六區選出吏黨議員篠田政龍の病死による補缺選舉が行はれるや、吏民兩黨の對抗は又激烈なる選舉戰を演出し、この結果は蒲生仙の當選により、僅に民黨の勝利に歸し、縣下の自由黨員は三人となつたが、その選舉後、即ち七月民黨の開催せる親睦會に於ては、高山村大根占村に於て、警官との衝突事件、投石等の暴行が演ぜられた。當時政府に於ては、國內民心の反抗甚しきに鑑み、或はその責任當事者に懲戒處分をなす等、善後處分を行ふことゝなつてゐたが、本縣に於ては、當時民黨側が縣治の紊亂として攻撃せる事項について見るも、

民黨側の論難

- 一 漁業地區域に關し、黨派政略的不當の處分を施行したる事
- 二 各小學校教員の黜陟に、黨派政略的不當處分を施行する事
- 三 殊更に黨派政略的分村を施行せんとする事
- 四 依舊警察官は吏黨に偏倚し、屢人民の保護上、其職を誤るの行爲あるもの尠からざる事
- 五 一種奇怪なる黨派政略的黜陟、即ち他縣出身官吏の放逐、中立官吏の罷免、及吏黨員の登用策を執行する事
- 六 特別官有物の貸下、若しくは拂下政策、及び小作人征伐、營業人脅迫等の黨派政略は未だ全く除かれざる事
- 七 殊に第六區に於ける補缺選舉は假令裏面の差あるも、縣官郡吏及び警察官の一個人とし

加納知事就任
當時の状況

等を指摘して已まなかつた。この状態は、當時吏民兩黨の鬭争猶ほ激烈なりし明治二十七年、初めて本縣に知事となつた加納久宜の「鹿兒島縣治概要」にも、登應當時を回顧して、回顧すれば、明治二十七年二月初めて縣廳に出頭したりしが、時は彼の選舉干涉の波濤尙未だ收まらず、廳中恰も吏黨の本部なるが如くなるに驚きたり。當時官吏にして意を民黨に寄する者は片端より之を免黜し、上書記官より下雇員に至る迄混然一黨派を以て組織し、吏黨に非れば官吏たる事を得ず、警察權の神聖なるも亦時に吏黨臭味を帯びざるを得ざるに似たる事ありしは、惟ふに騎虎の勢止む可らざるものあるに由て然りしなるべし。」と云へるに見ても、當時政争の激しかりしこと、必ずしも其過激を誣いたものでないことを知り得よう。

長谷場純孝等
の自由黨脱退

二十六年末の第五議會は星亨除名問題、條約勵行の建議、軍艦千島號事件等幾多の波瀾を生じ、就中星議長彈劾問題に關し、長谷場純孝等の本縣出身代議士の自由黨脱退を見た。剩へ再度の停會の後、十二月三十日解散となつたので、翌二十七年三月臨時總選舉が執行されることゝなつた。而して這般の選

二十七年三月
の總選舉日清戦役の勃
發と兩黨解和
の機運

舉は政府が干涉偏頗の舉措を嚴戒したると、政治團體に對する苛察抑壓を嚴にしたるとにより、從來見ざる平穩裡に終始した。本縣に於ては、吏三民四の結果を以て、民黨僅に勝利を得た。先に自由黨を脱した長谷場は五月立憲革新黨の組織せらるゝに及び、折田・河島・蒲生と共に參加し、又舊自由黨の樺山資美、宇都宮平一は之より先國民民政社(國民協會)に轉じてゐた。次いで五月の第六議會は再び解散となつたが、この開會中より朝鮮に勃發した東學黨の亂より、遂に八月清國に對する宣戰の詔勅が渙發せられるに至つた。同九月行はれた總選舉は、軍國多端の折から全國を擧げて平穩に終始したが、縣下に於ても、徒らなる内争を避け、且又道路開鑿問題等により、兩黨利害を同うせる等の理由があつて、從來の確執を捨て漸く相融和するの端を開いたのであるが、當選者七人中、革新黨四人、國民民政社(國民協會)三人であつた。猶ほ樺山は革新黨に歸つたが、吏黨の厚地の爲めに敗れた。かくて十月における廣島議會、十二月の第八議會を経て、翌二十八年四月、遂に平和克復の大詔を拜したのであるが、その年の末に至り、愈々縣下吏民兩黨の合同の機運が醸成されることゝなつた。即ち爾來三次に亙る會合の結果、三十年六月兩黨の合同が成立し、新に鹿兒島政友

縣下吏員兩黨
の合同成る

會が誕生した。即ち同三十日、(一)責任内閣の實を擧ぐる事、(二)自主的外交の政策を取る事、(三)財政を整理し、民力の發達を圖ることの三綱領を宣言し、これに伴つて鹿兒島毎日新聞の廢刊等を見た。之より先き、三國干涉により遼東半島還附が餘儀なくされたが、この帝國の對外地位に慷慨刺戟せられ、縣下政界人が叢爾たる一縣下に於いて鬭争を事とするの至愚を期せずして、了知し、多年の兩黨反目に終止點を打つこととなつたことは争はれない事實である。

第三節 政友會の創立と一縣一黨

明治二十八年に至り、遂にさしも激甚なる鬭争反目を事とせる吏民兩黨の合同が成つた。この後三十三年九月、中央に於ける立憲政友會の創立により、本縣政界は概ね政友會に參じ、後來の一縣一黨の基礎をなすに至るのである。日清戦争後は中央政界に於ても、一方に於ては藩閥が從來の超然主義を放棄して政黨に手を差延べ、他方政黨も藩閥打倒の硬論を緩和して之に應ずるの形をとり、伊藤内閣に於ける自由黨との提携、第二次松方内閣に於ける進歩黨との妥協が實現した。この時に當り、改進黨を主として歩調を一にしてる

た對外硬對自由黨聯合各派が、二十九年二月進歩黨を結成するや、革新黨は解黨合同し、本縣の長谷場折田は主唱して之に參加した。蓋し彼等は所謂長閥・自由黨聯合を破り、薩閥進歩黨聯合を以て政界を縦斷せんとしたものであつたが、他の河島等の本縣代議士は其趣旨には賛成しつゝも、改進黨を中心勢力とする進歩黨と提携することは出来なかつたのである。然るに、二十九年十月、厚地と柏田が先づ國民協會を脱して、河島蒲生と共に新設の議員俱樂部に入り、やがて大島信も國民協會を脱して新設の國民俱樂部に入り、翌三十年十月兩俱樂部合體して公會となつた。一方所謂薩閥と進歩黨との提携に失敗せる長谷場折田が、三十年十二月進歩黨を脱して無所屬となるに及び、三州における自由黨國民協會の戦前の勢力は全く影を潜めるに至つた。三十一年三月の第五回總選舉に際して、折田厚地・大島等の舊吏民黨時代の政客は何れも候補を辭し、河島も勸銀總裁となり、各區共無競争となつたのみならず、舊政黨色は一掃されることとなつた。この後、本縣代議士は中央に於て一時的に同志俱樂部にあつたが、憲政黨組織に際しても、姑く傍觀的態度を持して之に臨んでゐた。即ち第三次伊藤内閣の下に、三十一年六月舊自由黨と進歩

憲政黨鹿兒島支部

黨とは合同して憲政黨を組織し、大隈板垣の聯立内閣成立することゝなつて、藩閥内閣は一旦終焉を告げ、新に多年の宿望たりし政黨内閣の成立を見た。爰に於て曩に成立した本縣の鹿兒島政友會も、之を解散して同年八月憲政黨鹿兒島支部を設置した。然るに間もなく、十一月舊自由黨は憲政黨より分離したので、舊進歩黨は憲政本黨を稱した。次いで天下の輿望を擔へる政黨内閣も、尾崎文相の共和政體演説に端を發して、十一月に至り忽ち覆滅し、憲政黨は再び自由進歩の兩派に分裂する結果となつた。この時に方り、本縣代議士は其方向に迷ひ、或は憲政本黨に加はり、或は自由派に與するもあつた。縣下支部員亦其去就に迷ひ、數回協議の末一時中立の態度を持することゝしたが、やがて折田兼至(當時農工銀行頭取)上京斡旋して全く中立に決し、憲政黨支部は解散した。その後は社交俱樂部として事務所を鹿兒島新聞社内に置いたが、時勢は更に旗色鮮明なる政黨の設置を要求したので、同支部の前身たる鹿兒島政友會を再興し、主義綱領亦之を踏襲した。猶ほこの間、第十四議會に際して衆議院議員選舉法の改正が行はれたことは特筆すべきことである。三十三年九月に至り、山縣内閣の總辭職するや、伊藤博文は政黨廓清の目的を以て自ら

憲政黨鹿兒島支部の解散

鹿兒島政友會の再興

伊藤博文政友會を組織

政友會鹿兒島支部

一縣一黨の美風

政友會を組織し、舊憲政黨は解黨して之に併合の形となつた。是に於て、本縣の政黨人は全部を擧げて政友會に投じ、鹿兒島政友會は其支部となり、鹿兒島新聞は従つて政友會の機關新聞となつたのである。かくして縣下一黨彌、固まり、爾後概ね毎選舉共に平穩に行はれ、競争の爲めの無益なる費用の濫出等も緩和せられるに至つた。この一縣一黨の趨勢は本縣政界の美風とせられる所で、一度び政友會支部に於て候補者を選定して發表すれば、黨員悉く黨議を重んじて其當選を期し、その間毫も黨友牆に闖ぐ等の事なく、圓滿裡に選舉の終了を告ぐるに至つたのである。然しながら、その後年を経て漸く和合無事に狎れると同時に、時々内紛も生じ、且つ反對派の競争を挑むものも現れ、何時しか波瀾を生ずると共に、又選舉場裡の惡風も他より侵入する事となつた。一縣一黨成立後の主なる事件を擧げると、明治三十五年四月衆議院議員の任期満了するや、各代議士は打揃つて歸縣し、報告演說會を十一ヶ所に開き、縣下一週の後、鹿兒島市旭座に於て大會を開き、大に黨勢を張つた。この七月の總選舉より選舉法改正せられ、大選區、單記無記名投票制となつたので、之に伴ひ市は獨立選舉區となり、議員も從來の七名より九名に増加した。即ち政

選舉法の改正

市部實業家の
政界進出

日露戦争後の
情勢

長谷場純孝衆
議院議長とな
る

床次竹二郎の
活躍

第二編 縣政の伸展

六〇八

友會鹿兒島支部に於ては、私設選舉區を設けて之が便宜を圖つた。而してこの選舉に於て、始めて市部に於て實業家の擡頭が見られ、岩元信兵衛がその代表者として當選したが、豫ての條件に基き、當選後は政友會に入黨して之と提携した。猶ほ和泉邦彦がこの時始めて政友會外に立つた。又三十六年三月の臨時總選舉に於ても、佐藤通代が反對派として競争する等、必ずしも一縣一黨は平穩を謳つたわけではなかつた。

明治三十七年二月、日露開戦し、連勝を以て戦局を結んだが、ポーツマス媾和會議に俄然國論は沸騰し、國民の不滿は爆發して停止する所を知らざる勢となつた。本縣に於ても、三十八年九月二十日大口門理立地に於て縣民大會が開かれ、終つて高千穂座に演說會を開催して、國論喚起の氣勢を揚げた。その後、本縣政界には概ね特筆すべき事件もなく経過したが、四十一年十二月の第二十五議會に於て、始めて長谷場純孝が衆議院議長に擧げられたことは、本縣政黨人にとつての名譽として世人の慶賀せる所であつた。

之より後、床次竹二郎〔補説〕の中央政界に於ける活躍と共に、本縣は殆んどその傘下に屬して一縣一黨の觀をなした。然るに昭和の初年無產政黨の進出に伴

政友會に於け
る床次と本縣

各選舉毎に政
友會優勢

政友本黨の樹
立

床次の民政黨
入黨

つて、本縣にも一二支部の結成を見たが、大勢に關する所はなかつた。

〔補説〕床次竹二郎は大正二年官界から政友會に入黨し、三年四月始めて縣下より衆議院議員に當選し、政友會總裁原敬の恩顧の下に次第に黨内に重きを爲し、大正五年總務委員、十一年六月筆頭總務と、儼然として中央政界に驅馳するに至り、本縣政黨人は擧げてその黨與となるに至つた。大正昭和の本縣政黨史は實に床次を中心として展開せるの觀があつた。この間の縣下衆議院議員選舉を見るに、大正四年三月の總選舉に於ては、大島の一無所屬を除き、他の八人は總て政友會に屬し、六年四月の總選舉に於ても、維新會の一を除き、他の八人は總て政友會であり、九年五月の總選舉に於て、第五區に庚申俱樂部の一人を奪はれたる外、八區の内十人はすべて政友會の占むる所であつた。大正十年十一月原首相の凶變後、高橋是清之を繼ぎ、政友會總裁に推されたが、床次の聲望は愈、揚り、縣下亦舊來の一縣一黨を維持した。然して清浦内閣の大正十三年一月、漸く高橋總裁に嫌らざりし床次は同黨を脱退し、清新の地に一黨を樹立し、之を政友本黨と稱したが、この五月の總選舉に於ては、縣下十一人の衆議院議員は總て床次が領袖たる政友本黨の獨占する所となり、世人は床次王國の名を以て縣下を稱した。同年六月床次は推されて本黨總裁となり、加藤〔高〕、若槻の兩憲政會内閣を閉したが、大正十五年四月田中内閣成立するや、間もなく昭和二年六月政友本黨は解黨して憲政會と合同し、新に民政黨となり、濱口雄幸之が總裁に推戴せられ、床次は顧問となつた。これより漸く本縣に於ける一縣一黨の風潮は破綻を來し、昭和

第三章 政黨の沿革

六〇九

昭和三年總選舉

床次の病歿

無産政黨の進出

第二編 縣政の伸展

六一〇

三年二月の始めての普通選舉たる總選舉に、縣下三區の成績は定員十二人中、民政黨九、政友會二、中立一となつた。同年八月、之より先き重大化する支那問題に政策を異にした床次は民政黨を脱し、姑く新黨俱樂部を統率したが、昭和四年七月濱口内閣の成立後間もなく、政友會に復歸することゝなつた。而もなほ昭和五年一月の總選舉においては、民政三に對する政友九の優勢であり、犬養内閣に於ける昭和七年二月の總選舉に於ては、三區定員十二人の全部を政友會が獨占了。先に大正七年より同十一年に互つて、原・高橋兩内閣に床次が内務大臣たりしことは、本縣にとつても多大の關係を有するものであつたが、その後床次は昭和六年十二月犬養内閣に鐵道大臣となり、齋藤内閣を経て、昭和九年七月岡田内閣に逡信大臣として入閣して、政友會を除名となり、十年九月現職に在つて病歿した。

而して之より先き著しい現象として無産政黨の進出がある。即ち歐洲大戰後社會勞働問題が発生して、所謂勞働爭議・小作爭議の惹起するに伴つて、無産政黨の進出となり、之に關係する事件も漸く増加して來た。遂に昭和三年十二月大島に地方無産政黨として奄美新興同志會が結成され、その翌年八月始良郡國分町に全國農民組合鹿兒島縣聯合會第一回大會が開催された、次いで五年には勞農黨始良支部の結成を見るに至つてゐる。

第四章 財政

府縣財政制度の確立

郡財政制度の確立

明治十一年の府縣會規則によつて、不完全ながらも制度上自治的運営への端初を與へられた府縣の財政は、二十三年の府縣制によつて實質的に自治體としての機能を賦與されることゝなつた。即ちこの府縣制に於ては、たとへ獨立の法人たるの明文はないとするも、財産權の主體、負債の主體としての府縣を規定し、その財政運用に關して甚しく自治體的性格を有するものとなしたのである。併しながら他面當時の實情より見て、府縣本來の行政區劃的機能確保せんがための官治性は、諸費用の義務的支出、知事の原案執行權、内務大臣の豫算修正權等に於て見らるゝ如く、著しく其傾が見られる所であつた。一方十一年の郡區町村編制法によつて、一の行政區劃として規定せられた郡に於ては、未だ府縣、區町村の如く、自らその經濟を運用するの機能を有しなかつた。只郡内町村聯合會に於て必要な協議を行ひ、一部の事業を遂行したことあるに過ぎなかつた。しかし二十三年の郡制によつて、新に財政の主體、財産權の主體、及び負債の主體としての郡が規定せられ、財政運用上に於ける

郡會並に郡參事會の自治權限を定められたことは大きな改變である。而してこの際、特に郡の支出に充てる費用はこれを郡内の各町村に分賦すること、郡内總町村の共有に屬した財産及び營造物は、新に郡の所有に歸すること、郡の財産運営は第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受けること等の諸點が規定せられたことは、自治體として郡が新に持つに至つた性格の主要點である。かくて今や郡に於ても、地方自治體制の一環として、府縣、市町村と相俟つて國政事務並に自治事務を執行すべき地方行政の一部を分擔することとなつたのであるが、歴史的に見るも町村に比して強固なる社會的經濟的地盤を有しない郡は、その與へられた自治的團體たるの機能に於て、町村等に比し頗る缺くる所があつたことは、後の推移に於て明瞭に之を知ることが出来る。

明治二十一年以來の新財政制度の確立は、市町村制に於て最も顯著なる特色を見ることが出来る。十一年の協議費財政以來、特に十七年以後、區町村の財政は住民の私經濟から獨立した別個の公財政として分離しつゝあつたが、未だ何等制度上の規定なくして運用され來つた。然るに、市町村制によつて

市町村財政制度の確立

その獨立性を獲得することとなり、市町村税の賦課徵收方法は市町村會の議決に委ねられ、市町村住民の營造物、財産の共用權及び負擔分任義務が明瞭となつた。即ち市町村はこの新制によつて、法的自治體たる資格を賦與せらるると共に、團體と住民の關係、團體の機關、行政權等に關して新なる規定を受け、費用、收入、財産、公債、豫算決算並に出納等の財政全般に互つて規定を明確にせられた。是に於て、從來の慣行的にして無組織的なる市町村財政は確固たる制度的基礎の上に一定の方向に従つて運営せられる事となつたのである。

第一節 縣財政の確立

一 縣の財務

既に明治十一年の府縣會規則に於て、地方經濟に關する收支の決算は府縣會に報告するものと定められてあつた。その後の歲計に關する諸規定は幾多の改廢を経て、明治二十二年二月會計法及び五月會計規則によつて法規化された。即ち歳入歳出の豫算編成、經常・臨時の部別及び科目の細別が立てられ、また總豫算は前年度縣會の協賛を要することも規定された。この外歳入

地方財務に關する規定の整備

歳出豫算概定順序によつて、歳入出概算書は經常臨時の大別を設け、更に款項の小科目に分ち、前年度の豫算に對する増減の理由説明を附すべきことが規定された。而してこれらの成規は、同年六月豫定經費算出概則、二十四年三月大藏省達による歳入豫算算出規定等に依つて逐次整備し、又決算に就ても、會計法及び會計規則に之が規定を見てより逐次その内容を確立した。

本縣財務に關する諸規定

本縣に於ける財務上の規定としては、既に二十年八月歳入歳出納規則があつたが、二十四年地方税經費豫算手續を定め、豫算に關する諸手續を明確にした。(市町村費に關しては、二十二年内務省令第二號に基く二十五年三月市町村費歳入出豫算決算表式があり、之は爾後の基準をなした)更に二十五年五月には地方税中直接税收入豫算材料調理手續が制定されてをり、二十八年三月以降地方税支出科目表の更正、地方税會計規則(大島々廳所管同規則は、翌年三月定められた)が發布されるに及んで、財務上の制規は一段と整備した。次いで三十六年歳入歳出豫算決算調理規程が定められたが、之は四十一年八月改定せられた。

出納と縣金庫

縣の出納事務は既述の爲換方があつたが、やがて第五國立銀行に之を委任し、三十一年九月以後は新設の株式會社鹿兒島縣農工銀行に縣金庫及び支金庫の事務を取扱はしむることとした。その後大藏省に於ては、一時之を廢し

出納官吏

たが、三十二年三月改正農工銀行法によつて再び之を復したのみならず、翌年三月法律によつて農工銀行は郡市の金庫事務を取扱ひ得ることとなつた。かくて明治末年に於ける縣支金庫の設置箇所は指宿・加世田・伊集院隈之城出水・大口・加治木・岩川・鹿屋・種子島・名瀬であつた。

出納官吏に就ての規定は、二十二年の會計法に於て始めて其職務責任等が明瞭となり、また支拂命令官と出納官吏との職分が限定せられる所があつた。ついで物品會計規則に於て、物品會計に關する出納官吏の職務責任に關しての規定が設けられた。本縣に於ては、明治二十三年五月出納官吏任命規程を定め、尙四月各郡長以下五十名に出納官吏の職務を命じて以來、出納官吏、保管金取扱主任に關する規程は二十六年七月及び十二月、二十七年四月、二十九年四月、三十三年四月等逐次改められた所である。物品會計に就ては、明治二十二年四月用度取扱規則があつたが、二十九年五月地方税物品會計規則制定と共に之を廢した。之は三十二年三月改正され、翌三十三年七月物品會計法改正により、物品會計官吏の責任、身元保證金納付のことが定り、又物品の保管、出納帳簿の様式が改められたので、本縣に於ても之に従つた。四十年四月に至

物品會計

つて縣稅物品會計規則は更に改定し、又一般會計規則に於ても、四十年三月、四十二年四月及び翌年八月とに改正を見てゐる。

爰に本縣經濟上重要な關係あるものとして、大島々廳所管島嶼に係る地方稅經濟分別施行に就て觸れて置かねばならない。即ちこの事は、明治二十一年臨時縣會の議決を經、主務省の裁定を得て、同年度より行つた所で、其理由は該各島嶼は絶海に點在して、縣廳を距る殆んど二百里内外に涉り、風土、人情、生業等内地と異り、従つて地方稅經濟上に於ても亦其利害の關する所自ら異らざるを得ざるものがあるを以て、地方稅規則第九條に依り其經濟を分別するといふにあつた。而して此時、島廳所管島嶼限り支辨すべき費目として定められたものは、警察費、警察廳舍建築修繕費、土木費、町村土木補助費、縣會議諸費、衛生及病院費、教育費、町村教育補助費、教育費、浦役場及難船諸費、諸達書及揭示諸費、勸業費、戸長以下給料旅費、地方稅取扱費、縣廳舍建築修繕費(但島廳及出張所に係る費用)、縣監獄費、縣監獄建築修繕費豫備費であつた。

二 縣の歲計

次に本期に於ける縣歲入出の變遷を檢討しなければならぬが、今便宜上

明治二十三年以後同二十六年迄、日清戰役勃發の二十七年より同三十一年迄、改正府縣制公布の三十二年以後三十六年迄、日露戰役の三十七年より四十年迄及び地方稅制限に關する法律公布の四十一年以後明治末年迄の五期に分ち、大約五ヶ年毎平均に就て其推移を辿つてみることにする。

歲入歲出總額に就ては、前期の末即ち明治二十年以後道路開鑿事業遂行の爲めの縣費の膨脹は著しく、之を特別としても概ね累年増加を見てゐる。而して明治二十七八年戰役による全般的經費の増大は、二十九年以後に於て之を見ることが出来、三十一年、三十二年、三十四年と累加して三十四年百四十二萬餘圓を出すに及んで其勢は極つた。就中之が原因としては、三十二年戰後地方費の膨脹に對處すべく爲された地租附加稅制限の擴張がその最大のものである。その後三十五年以降やゝ收縮せる歲入出は、三十七年戰役に伴ふ非常特別稅法により、國稅の增收に對し地方稅の増加はその制限外課稅と併せて却つて抑制せられたから、三十八年には歲入出共一時に二割方減少した。然るに四十一年地方稅制限ニ關スル法律公布により先の非常特別稅法の制限が緩和せられ、且つ恒久化されたので、四十一年來縣歲入出は再び増大の

各科目別考察

一途を辿り、四十四年遂に二百萬圓を突破するに至つたのである。次に歳入出各科目に就て總體的考察を下すこととするが、先づ左表に依つて各期平均額を見ることとしよう。

歳入經常部

年次	地租割	營業稅附加稅	所得稅附加稅	鑛業稅附加稅	營業稅	雜種稅	戶數割	家屋割	縣稅總額	國庫下渡金	雜收入	合計
明治二三年	一四、七五				三、八二	一七、五四	五四、八七		二五、〇九	一四、〇八	一四、六四	三九、八六
明治二六年	三三、三六	二、五三			三、八五	三六、七〇	九七、一六		三九、九五	一六、五三	二六、四三	四三、五七
明治三一年	三三、三六	九、四六			四、六三	二四、三九	二四、三九		七六、〇五	三三、一〇	四四、三〇	八七、五三
明治三二年	三三、三六	九、四六			四、六三	二四、三九	二四、三九		七六、〇五	三三、一〇	四四、三〇	八七、五三
明治三六年	三五、五九	一〇、二七			五、〇九	二五、三九	二五、三九		七四、六五	二六、四九	一〇〇、四七	八七、五二
明治三七年	三五、五九	一〇、二七			五、〇九	二五、三九	二五、三九		七四、六五	二六、四九	一〇〇、四七	八七、五二
明治四〇年	四六、八九	二〇、三五	二、五三		六、九〇	二七、七六	四五、二六	八、六二	一二八、六五	四、六七	一六九、三六	一三九、八六
明治四五年	四六、八九	二〇、三五	二、五三		六、九〇	二七、七六	四五、二六	八、六二	一二八、六五	四、六七	一六九、三六	一三九、八六

歳入臨時部

年次	繰越金	國庫補助金	寄附金	縣債	縣有財產運用金	財產賣拂代	合計
明治二三年	三五、七〇	一三、二五	九、三三				五八、二八
明治二六年	三七、九三	八、四〇	二、一〇				四二、四三
明治三一年	一六、〇六	一四、八四	三、五〇	一六、五、四三六			三九、二、二八三
明治三二年	一〇、三九	三、〇三	二、〇六	八〇、三九九	二、三三〇	一五、二二	二四七、二九〇
明治三六年	一五、七五	三、〇六	一、四三	六、〇〇〇	四、四六〇	五、四六〇	三九、二、二八三
明治四〇年	一五、七五	三、〇六	一、四三	六、〇〇〇	四、四六〇	五、四六〇	三九、二、二八三
明治四五年	一五、七五	三、〇六	一、四三	六、〇〇〇	四、四六〇	五、四六〇	三九、二、二八三

稅收入

地租割

戶數割

營業稅と雜種稅

歳入中殆んど九割を占めるものは稅收入である。縣稅に關する諸制規の改廢は別に之を述べることとして、爰ではその實收額の變遷を一覽してをくこととする。今期に於ても地租割が縣稅中最も多額を占めてをり、殊に第一期に於て縣稅總額の五割七分、全歳入に對してすら四割二分の多きに達するのである。然し中期以後稅體系が漸く地租中心の時代を去るに及んでその率は低くなり、第五期に於ては縣稅總額中三割八分に減じてゐる。之に次いで多額に及ぶものは戶數割で、縣稅總額中第一期では二割一分、三期には三割一分、五期には三割四分と漸次その割合は増加してゐる。又縣稅中營業稅と雜種稅に就ては、營業稅が明治二十九年の改正以來、從前の如き府縣稅としての重要性を失ふ結果となり、之に代るべき營業稅附加稅に於て若干その補填を見た外、獨立稅としての重要性は雜種稅にその地位を譲つたかの感がある。即ち第五期に於ける雜種稅の縣稅總額に對する割合は殆んど一割八分

歳入中に於ける
縣稅の地位

第二編 縣政の伸展

に達することゝなつた。一般に明治時代に於ては、縣財政は未だよく恒常を保つてをり、従つて縣稅を以て縣經費の殆んどを賄ひ得たから、他の諸科目はさほど重要性を有しない。只この期の終に及んで、雜收入の次第に増加せる事實は經常部歳入に於て注意すべき現象と云へる。前述の理由により、今期に於て臨時部は大なる膨脹を來さず、大正昭和時代に於けるが如き不均衡は見られない。併し第三期即ち明治三十二年以後の増嵩が經常部の夫に比して著しく大きいことは、主として既に開始された第三期道路開鑿事業に引續く、縣立諸學校の増設、就中鹿兒島港灣事業に依るもので、縣債も之に由つて起されるに至り、一方稅收入に於ては漸く制限外賦課をも見るやうになつたのである。併しながら鹿兒島港修築事業結了と共にその額も比較的少額で、縣經濟の全般に破綻を及ぼすが如き點は見られなかつた。

歳出費目別考

制限外課稅

歳出費目別
經常部
臨時部

(括弧内の數字は總額中百分比)

明治二三年	警察費	土木費	衛生費	教育費	勸業費	縣債費	其他	計
八四、二六五 (二六・六)	一七、七六七 (五・三)	九、九七 (三・〇)	二四、八七六 (七・五)	一、三六三 (四・一)	一、三六三 (四・一)	一、三六三 (四・一)	一、三六三 (四・一)	三二、〇〇〇 (一〇〇・〇)

明治三七年	明治三六年	明治三七年	明治三七年	明治三七年	明治三七年	明治三七年	明治三七年	明治三七年
一〇〇、三三三 (二九・五)	一四、七九八 (四・三)	一、三六三 (三・九)	二七、八八八 (八・一)	一、三六三 (三・九)	一、三六三 (三・九)	一、三六三 (三・九)	一、三六三 (三・九)	三二、〇〇〇 (一〇〇・〇)

即ち歳出各費目に關しては、明治十年代の本縣經費中警察費が最大の額を占めたことは當時に於ける本縣財政の一特徴であつた。然るに、明治二十年來縣下六幹線道路開鑿事業の遂行は頓に土木費の膨脹を來し、剩へ明治二十四五年以降第二回縣下道路開鑿事業の續行を見るに及び、右の第一期に於ける土木費は三三・九六%の多きを占むるものとなつた。之に反し、警察費の増加は相對的に連年低下し、特に日清戰役前政黨運動の熾烈なりし當時に於ては、該費目の削減に關して原案執行權の發動を見る等この傾向著しく、明治二十八年の如き前年に比して九百圓以上の減額を見た。而して今期に於て最も支途の増大せるは教育費で、前表に見るが如く、第一期の僅に七八七%より第五期三一・二九%にまで膨脹してゐる。勸業費、衛生及病院費之に次ぎ、勸業

土木費の増嵩

教育費の増加

費に於ては殊に兩戦役を通じて、即ち明治三十年以降及び三十九年以後著しく増加を見たのである。猶ほ右土木費中鹿兒島港修築事業費は包含してゐないが、土木費が各期を逐つて相對的に收縮し來つたことは特に顯著なる事實といふべきである。

三 稅 收 入

明治二十三年以降明治末年に至る二十三年間における國稅・縣稅・市町村稅の各稅及び負擔總額の變遷を各期平均に總攬すれば次の如くである。

各稅の總覽

年	國稅	縣稅	市町村稅	合計	總額中百分比		負擔總額		
					國稅	縣稅	市町村稅	現住 一戶當	同上 一人當
明治二三年	九九、七六八	三五、〇九一	三三、七九	一、三三七、五九六	五、〇九	一七、九七	一六、九四	六、七	一、三六
明治二六年	一、〇四九、八四九	三九、〇五九	四四、一六六	一、一八七、六六六	五、六三	三〇、六四	三三、七四	九、二五	一、七五
明治三一年	一、四七七、〇〇四	七〇、〇五九	一、〇〇一、三三三	三、二四八、三九六	四、二六	三三、〇四	三三、支	一五、六一	二、八七
明治三二年	一、四七七、〇〇四	七〇、〇五九	一、〇〇一、三三三	三、二四八、三九六	四、二六	三三、〇四	三三、支	一五、六一	二、八七
明治三三年	一、四七七、〇〇四	七〇、〇五九	一、〇〇一、三三三	三、二四八、三九六	四、二六	三三、〇四	三三、支	一五、六一	二、八七
明治三七年	二、四七三、三三〇	七四、六五五	一、二二一、〇五	四、四七〇、〇三六	五、八三	一六、八三	二七、三三	二〇、二五	三、六一
明治四〇年	三、二八、六五〇	一、二八六、九五	二、三三九、〇〇〇	六、八七〇、六〇五	四、九	一七、三六	三四、三	二九、三	五、一七
明治四五年	三、二八、六五〇	一、二八六、九五	二、三三九、〇〇〇	六、八七〇、六〇五	四、九	一七、三六	三四、三	二九、三	五、一七

各稅の變遷

即ち第一期に於て總稅額中六五・〇九%に及び、諸稅負擔の過半を占めてゐる

一戶當・一人當負擔額

た國稅は漸次低減して第五期四七・九九%となり、縣稅にあつては第三期二二・〇四%に達したる外、總體的に其率は遞減してゐるのを見るのである。而して獨り市町村稅にあつては第一期一六・九四%より漸増して第五期三四・六五%となるに至つてゐる。次に縣民現住一戶當り諸稅負擔は第一期六圓七十七錢より第五期二十九圓九十五錢に、又同一人當り負擔は第一期一圓三十六錢より第五期五圓十七錢と、共に約五倍の増加を示してゐるのである。

〔補説〕 歳入出概要は右の統計表によつて明瞭であるが、その増減の因て來る處について左に若干説明して置かなければならない。

(一) 國 稅

年	地租	所得稅	營業稅	酒稅	醬油稅	賣藥營業稅	鑛業稅	砂糖消費稅	織物消費稅	其他	合計
明治二三年	七〇七、九〇〇	二、三六三	—	九、二二	六、八六六	三、八八四	二、三三	—	—	七五、五二	八九九、六六八
明治二七年	六六六、六六六	二、〇六三	—	三、二四	六、三三七	七、五二	六、九七〇	—	—	一五、八九九	一、〇四九、八四九
明治三二年	七九〇、四四八	五、〇九四	—	四、五五	四、九四三	二、三九一	一四、〇三三	—	—	五、四〇五	一、四七三、〇〇四
明治三七年	一、三三、五五五	一三、〇五二	—	一、〇五九	六、一〇三	三、九二	三、九三	—	—	三、八八二	一、四七三、〇〇四
明治四一年	一、三〇、九四九	二四、七三六	—	一、九、五九	七、九四三	五、二六	三、一七五	—	—	三、四〇〇	一、四七三、〇〇四
明治四五年	一、三〇、九四九	二四、七三六	—	一、九、五九	七、九四三	五、二六	三、一七五	—	—	三、四〇〇	一、四七三、〇〇四

○第一期・第二期其他の欄多額なるは煙草稅、證券印稅を含むに由る

本縣國稅實收額は第一期八九九、七八八圓、第五期三、二八一、六五〇圓で、明治二十三年以降明治末年迄に約三・六倍の増加である。前述の如くこの増加は縣稅及び市町村稅の夫に對し比較的低い、其實收額に於ては依然として地方稅の上にあつた。次に國稅各稅目については、明治二十三年に於て國稅として徵收の稅目は、地租、所得稅、鑛業稅、酒造稅、醬油稅、國立銀行稅、證券印紙稅、菓子稅、煙草稅、賣藥稅、船稅、車稅、度量衡稅、牛馬賣買免許稅、狩獵免許稅等であるが、此内明治二十年七月より創設の所得稅については、地租を中心のわが租稅體系に一の轉換を與ふる基をなすものとして最も注意すべきものであつた。この後日清戰役後の増稅時に至る迄、國稅に大なる變化はないが、只明治二十六年以降度量衡稅の廢止、同二十五年狩獵免許稅が免許料に改められ、間もなく二十八年に至つて復活し、同二十六年米商會所稅、株式取引所稅が取引所稅に改められ、また同年四月酒精營業稅の新設等があつた。斯くて第一期に於ては、地租が七八・六七%の壓倒的多額を占める以外、僅に酒造稅、煙草稅が相當額に上つたに過ぎない。然るに第二期の國稅總額は前期に對し約一割六分の増加を示すこととなつたが、之には日清戰役後の増稅について見なければならぬ。即ち明治二十九年第一次増稅に於て、從來の煙草稅、菓子稅、船稅、車稅、牛馬賣買免許稅、酒造免許稅、醬油營業稅の廢止、及び營業稅、登錄稅の新設が行はれたこと、就中營業稅の新設は大なる改變であつた。この外、酒稅に於ける増稅、混成酒稅、家用酒稅の改正も見逃すべからざる改正であつた。之等によつて地租は却つて若干減じてゐるにも拘らず、營業稅の新課、酒稅の増課、及び戰時營業の物與による營業稅の増額等は

菓子稅等の廢止による減收を償つて餘があつたのである。三十二年第二次増稅は、地租に於て同年より三十六年迄市街宅地價百分二・五、其他地價千分八の増徴をなし、宅地の組換を行つて地租の増徴を圖る一方、田畑地價の特別修正(但其過高なるを輕減し過)によつて農村の負擔偏重を矯正せることが最大の改正であつた。猶ほ此地價修正は最近昭和六年迄存續せること後述する通りで、注意を要する改正であつた。次に所得稅に於ては、明治三十二年以後一般所得稅主義を改めて種別課稅とし、法人所得及び公債、社債利子所得を個人所得より分離して源泉課稅となし、徵稅機關も之より先府縣より稅務管理局に移した。此外酒稅、醬油稅等に於て再度の増稅が見られた。この酒稅の増稅に關しては、更に三十四年十月以後北清事變後の増稅案實施により、酒造稅に於ける増率、酒精及び酒精含有飲料稅の賦課、麥酒稅の新設が行はれることとなつて、本縣でも一躍その稅額は倍額に達し、地租に次ぎ最も多額を占めることとなつた。この改正に於て、今一つ砂糖消費稅の新設があつたことは本縣にとつてその影響少くない所で、その稅率は色相により百斤につき一圓から二圓八十錢であつた。斯くて第三期國稅總額は前期に比し、三割七分の増加となつたのである。日露戰役時及び戰後に於ける稅制の改變として第一次に於けるものは、明治三十七年三月法律第三號によつて公布せられた所謂非常特別稅法であつた。而してなほ戰局の進展に伴ひ、軍事費の増加、歳入の捻出を圖るの必要より、三十八年一月非常特別稅法中改正其他の關係法律の發布を見た。この前後二回に亙る改正の内容は、前者に於て地租營業稅、所得稅、酒稅、鑛業稅、砂糖消費稅、登錄

本縣國稅實收額への影響

臨時戰時稅の恒久化

砂糖消費稅の改正

四十三年稅制整理

稅取引所稅・狩獵免許稅等の増徴で、後者に於ては以上諸稅の外、賣藥營業稅・印紙稅の増徴、砂金採取地稅・通行稅・織物消費稅(毛織物については前年新設)・相續稅の新設であつた。之によつて本縣國稅總額に於ても、明治三十七年度三割二分、三十八年度二割六分を夫々前年より増し、就中後者に於て始めて從來の百萬圓代より二百萬圓代を出すことゝなつた。而して總體的に見て地租・所得稅・營業稅等の直接稅の増徴は何れも戰前の八乃至九割を増したが、消費稅に於ける砂糖消費稅の大増額、織物消費稅の新課は本縣にとつて大なる關係を及したものである。斯くて第四期は前期に對し國稅總額七割一分五厘といふ、嘗て見ざる増額を示すことゝなつた。日露戰役媾和後も國內事情は非常特別稅法の廢止を許さず、三十九年三月法律第七號により、同法は爾後に繼續施行せられることゝなつたのみならず、その規定する臨時戰時稅は恒久化されることゝなつた。而して之に伴ひ、稅制整理は當面の急務となるに至り、差當つて醬油稅の引下等の一部稅制整理が行はれたが、四十年來の經濟界の反動は猶ほ増稅の必要を生ぜしめた。かくて四十一年度の増收計劃に於ては、酒稅及び砂糖消費稅等主として間接稅に増稅を見た。この内砂糖消費稅の引上について一言すると、第一種乃至第四種の稅率百斤二圓乃至七圓五十錢を三圓乃至十圓に引上げると共に、第一種中樽入黒糖については稅率を二圓に引下げたのである。扱て戰後政府によつて約束せられた稅制整理は四十三年三月法律を以て公布せられたが、地租にあつては、宅地々價の修正を行ひ、先に非常特別稅により市街宅地・郡村宅地其他の定率増徴の懸隔が甚しくなつたのを改めて、市街・郡村宅地の區別を廢し、賃賃價格の十倍

地租々率の輕減

酒稅の重要性

縣稅

市郡負擔の區分を定む

を以て地價とし、租率は修正地價の百分二・五とし、四十四年分より適用した(但し限は市街宅地は舊地價の十八倍、郡)又田畑地租にあつては、租率八厘を輕減して地價百分四・七として明治四十三年より適用した。次に營業稅の整理は營業種目、課稅標準を改め、又稅率を低減して四十四年一月より實施した。この外、相續稅・砂糖消費稅・織物消費稅・狩獵稅・通行稅・鑛業稅・賣藥營業稅・取引所稅に於て夫々改正を見、砂金採取地稅は砂鑛區稅と改められた(この内砂糖消費稅については種別に六種の稅率を輕減し織物消費稅に於ては、毛織物の)。於て増加し第一種は据置、第二乃至第六種を百分一〇に引下げ他の織物と一般にした。之等によつて、本縣では地租に於て四十三年の低減により全體としての増加は頗る微々たるに過ぎないが、營業稅は五割四分の増額、酒稅は四十一年來八割七分の激増を見ている。又砂糖消費稅は一割一分、織物消費稅は三割八分を夫々増し、結局總額に於て三割二分八厘の増額となつてゐる。而して第五期の狀態に於て地租は總額の三九・九〇%を占めて依然第一位にあるが、第二位の酒稅が三八・七九%にも達し、國稅中重要稅目となつてゐることは最も注意を要する點である。

(一) 縣稅

地方稅則は既述の如く明治二十一年乃至二十三年の地方制度確立に伴つて、その體系を整へた。爰で若干追加すれば、府縣稅は市町村長に於て市町村稅徵收の手續に依り之を徵收するものとせる外、三府以外の市制施行府縣に在つては、郡廳舎建築修繕費、郡吏員給料旅費及び雜費を専ら郡部に負擔せしめ、其他の費目中市郡の利害を異にし、均一に賦課するを得ざるものは、其費目に限り一方の負擔を増加することが出來、其割合は府縣會に於て之を議決し、内務大臣の許

第二編 縣政の伸展

可を要すること等の規定があつた。更に二十三年六月の勅令第三一六號、内務省令第二九號により、府縣費を市町村に分賦する制を定め、臨時の費額の爲め、特に賦課徴収を爲す場合に當り、府縣税臨時豫算額十分の一以内の限度に於て、其費用を府縣内各町村に分賦することを得るものと規定したのである。

その後地方制度の改正に伴ふ地方税則の改正は屢行はれたが、特に日清・日露兩戰役後の經費支辨に伴ふ増税によるものが著しかつたことは云ふまでもない。即ちその主なる改正としては、先づ日清戰役後二十九年三月、營業税法(法律第三號)による國税としての營業税の新設がある。即ち從來府縣税を課した營業中、國税に適すべき物品販賣業、銀行業、製造業等二十四種を選んで國税に移管し、その結果、府縣税としては國税の賦課を受けない小營業者に對する課税のみが残ることゝなつた。一方之に對し、従前の國税中船車税以下雜税を整理して府縣に委譲すると共に、本税十分の二以内の營業税附加税を以て地方財源を補填するものとしたのである。併し、この改正に依つて各府縣とも其財源を失ふこと甚しく、加之戰後諸事業勃興の際、縣費の膨脹は年と共に激しきを加へつゝあつたので、本縣の如きも、三十三年縣會に於て營業税附加税の制限十分五迄引上に對し、政府へ建議する所があつた。同じく日清戰争後の第二次増税に於て、地租増徴が決行されるや、地租附加税の制限は府縣、市町村共に之を擴大した。即ち三十二年三月の改正府縣制に於て、從來地租四分の一であつたのを地租三分の一に擴張し、更に同年六月の勅令に於て、制限外課税の許可に就て、本税二分の一以下迄は許可を要しないことゝした。猶ほ市町村に於ては、三十三年の市制、町

村制の一部改正に於て、從來地租七分の一であつたのを、地租五分の一に擴大し、同時に地租二分の一以下の制限外課税の許可は府縣知事に委任せられた。

次に日露戰争に際し、即ち三十七年の非常特別税法による國税の増收に對して、地方税の増加を防ぐ爲めの制限率の改正を行ひ、土地に對する課税については、地租附加税は府縣地租十分の五、市町村地租十分の三以上の賦課を原則として禁止し、營業税附加税は所得税と同様、百分の三〇を超へざるものとした。而して制限外課税は内藏兩大臣の認可を得たる場合に限り之を認むる事とした。而して日露戰役後の戰後經營の爲め、三十九年非常特別税が恒久化し、之と共に四十年非常特別税法による制限が緩和せられた。即ち地租附加税は府縣地租百分の六〇、市町村同百分の四〇、營業税附加税は府縣營業税百分の二五、市町村同百分の三五、所得税附加税は府縣所得税百分の一〇、市町村同百分の三五となつた。而して制限外の課税については、負債の元利償還の爲め費用を要する時外三項を限り、内務・大藏兩大臣の認可を受けて右の制限を超過し、その百分の一・二以内にて課税することが出來た。次いで四十三年税制整理案に於ける地租租率の輕減と共に、府縣税を從來の徴收額以上に増徴せしめざる爲め、當時の制限率以内の賦課に依り徴收し得べき額を、改正本税總額で除いたものを制限率とした結果、宅地百分の一・三、田畑百分の三・二、其他は百分の二・七と改められた。又營業税附加税は本税百分の一、所得税附加税は本税百分の四となつた。更に翌年三月田畑と其他の土地との負擔力に差異あるを改めて、其他の土地の附加率を田畑と同一の百分の三・二に引上げたのである。

本縣々税賦課規則の改正

縣有財産に關する規定

鹿兒島縣有財産管理規則

鹿兒島縣有財産及營造物管理規則

第二編 縣政の伸展

六三〇

扱て本縣に於ける縣税に關する諸規則は、二十三年九月府縣稅徵收法による翌年一月制定の同法施行細則を始めとし、以後地方稅賦課規則として明治二十八年一月、三十二年三月、三十五年二月に夫々大きな改正が行はれた。

四 縣有財産及び縣債

縣有財産に關する規定は明治二十三年の府縣制に見える所であるが、改正府縣制により府縣に特別會計を置き、又積立金穀の設置が認められたので、これより特別會計として基金、資金の設定が相次いだ。本縣に於ける縣有財産に關する規定としては、明治三十二年一月鹿兒島縣有財産管理規則(縣令第二號)が縣會議決を経て定められたが、その大體は縣有財産の賣拂は原則として競争契約に依るものとし、貸附の際は其の期限を十ヶ年以内とし、貸附料を徵收する。現金は貯蓄預入又は公債證券を購入して利殖し、有價證券は縣廳に保管する。讓渡、交換、質權又は抵當權の設定及び價格五百圓以上の賣拂は縣會議決に依り、讓受、貸附、還附及び現金利殖の方法並に價格五百圓未満の賣拂は縣參事會の議決に依ること等である。ついで三十六年一月、鹿兒島縣々有財産及營造物管理規則の制定があり、新に縣有財産中積立金の管理方法に就き、國債證券を買入、又は應募すること以下の五項を定め、其内銀行預金となす場

特別會計

慈惠救濟資金

合には擔保を提供せしむるものとした。また縣有財産及び營造物の貸附又は使用を許す時の條件に就て、更に五項目を定めたのである。本縣に於て府縣制實施の三十一年迄に特別會計となしたものを見るに、市町村立小學校教員恩給基金、市町村立小學校教員恩給金、市町村立小學校教員年功加俸資金、物産陳列場費、備荒儲蓄金、幼稚園費、農工銀行株式引受資金であつた。その後設定の特別會計基金の主なるものとしては、慈惠救濟資金、鹿兒島縣立學校授業料別途積立金、縣有學林費、罹災救助基金、教育資金、模範林費、縣立鹿兒島病院經費及維持資金、鹿兒島港灣使用料積立金、鹿兒島縣物産陳列場基金及び建築非常準備積立金等がある。

〔補説〕今この特別會計基金に就いてその成立、管理方法を略記して置かう。

(一) 慈惠救濟資金 明治三十年一月英照皇太后陛下御大葬に際し、天皇陛下より慈惠救濟の恩召を以て下賜の恩賜金九千百圓を慈惠救濟資金として、地方税より毎年千圓乃至三千圓を支出し、五萬圓に至つて止むものとするものであつた。前條地方税は本廳及び島廳所管に分ち、前年度通常地方稅收入豫算總額の歩合を以て分擔し、之を共通するものとする。此管理方法は、大正元年十月二日に至り、同年九月の恩賜金一萬八千九百圓を加へ、更めて大正二年度より向ふ拾ヶ年間縣稅より毎年二千圓を支出し、資金に組入れるものとした。

縣立學校授業料別途積立金

縣有學林費

罹災救助基金

教育資金

模範林費

鹿兒島病院經費及維持資金

鹿兒島港灣使用料積立金

物產陳列場基金

建物非常準備積立金

縣債

第二編 縣政の伸展

(一) 鹿兒島縣立學校授業料別途積立金 明治三十三年四月より縣立學校に於て授業料六十錢以上を徴收する時は、其超過額を別途積立するものとし、一校二十萬圓に達すれば、其學校の基本財産となすものとした。別に鹿屋農學校收入に關しては、鹿屋農學校收入別途積立方法を設けて同じく特別會計とした。

(二) 縣有學林費 明治三十三年度に於て林野を購入し、縣費支辨に係る各學校の學林地と爲し、學林地の收支過剩金は之を利殖するものとする。

(三) 罹災救助基金 備荒儲蓄法は明治三十二年罹災救助基金法に依つて改廢せられ、新に府縣は向ふ十年間を期して五十萬圓を積立つることとなり、其期間國庫より補助金の下附あることとなつた。然るに當時本縣貯蓄金額は十萬圓を算するに過ぎなかつたから、三十三年度以降年々四萬圓以上の積立金の必要を生じた。其方法は三十三年二月罹災救助基金法施行規則、三月罹災救助基金賦課規則に據れば、地租割、戸數割、營業稅附加稅、所得稅附加稅の縣稅目に賦課し、其賦課率は縣會の決議に依り之を定め、一般縣稅前期に併算徵收するものとした。猶ほ四十年四月罹災救助基金救助費取扱手續を定めた。

(四) 教育資金 明治三十二年勅令第四三五號教育基金令施行の結果、設定を要せるもので、最初一萬二千餘圓の國庫交附金があつた。其方法は翌年十二月の教育資金管理規程によれば、教育資金は貸附其他規定の支出を爲す迄、現金を預託して利殖する。預託金、貸附金より生ずる利子は當該年度の資金に充用するものとする。又當該年度資金の收支殘金は翌年度資金に充用するものとした。三十四年二月に至り、教育資金の使用に關する規則を設け、更に教員

等の表彰を行ふものとし、四十三年六月、設備費認定額等に改正を加へた。

(五) 模範林費 明治三十六年度以後に於て、縣有模範林地を設定するものとし、その保護は關係村に委託し、收支過剩金十分一を該村基本財産として交付する。而して右交付金を控除した殘餘金中、最終伐期に至る迄の分は縣勸業費の支出に充て、最終伐期より生ずる分は縣勸業基金に充當するものとした。猶ほ三十八年度より部分林設定の方法を加へ、必要の費用は縣の負擔とした。

(六) 縣立鹿兒島病院經費及維持資金 明治四十年度より縣立鹿兒島病院に係る經濟を特別會計とし、本院の經費は諸收入金を以て之に充て、若し不足する時は縣の歳入より補充することがあるものとする。收支決算上剩餘金ある時は維持資金として蓄積するものとした。

(七) 鹿兒島港灣使用料積立金 明治三十八年五月鹿兒島港灣使用料中當該年度の港灣費に充當の殘餘を特別會計として積立つるものとし、且つ使用料を以て當該年度の港灣費を支辨し能はざる時は、此積立金より補充するものとした。而して此積立金は四十一年度より歳出剩餘金を得て蓄積を計つた。

(八) 鹿兒島縣物產陳列場基金 明治四十三年四月物產陳列場に基金を置き、その基金十萬圓に達したる時は、其翌年度よりの利子は之を物產陳列場の經費に充つるものとし、四十三年度より之を實施した。

(九) 建物非常準備積立金 明治四十五年四月縣有建物災害復舊の費用に充つる爲め之を設け、四十四年以降一般及び大島經濟より各別に毎年度支出した。

次に府縣制實施以後の縣債の主なるものを見ると、明治三十三年度以降三

鹿兒島築港公債

ケ年間に起債の鹿兒島築港公債七十六萬三千六百八十圓を第一に擧げねばならない。之は事業の繼續に伴ひ、三十六年曩に浪速銀行より借入の高利の縣債整理方法を立て、五萬圓を限り更に低利の新債を日本興業銀行より借入れ、翌年又同様の整理公債を起した。四十一年より四十五年に至る鹿兒島病院建築繼續事業の爲に、四十一年度以降六回に互り縣債を發行し、二十四萬八百圓を罹災救助基金より募入し、大正二年度より十ヶ年度間に毎年償還した。又四十四年に繼續事業に屬する縣立學校建築費九萬圓を起債或は罹災救助基金より借入るゝものとしてゐる。一時借入金は三十四年八月、同年六七月の洪水災害土木費に充つる爲め、罹災救助基金より四萬八千二百圓を借入、三十五年度に於て償還するものとし、三十五年に再び災害土木費四萬四千七百圓の同基金より借入があつた。又三十八年四萬五千圓、三十九年度四萬八千圓、四十年四萬四千五百圓、四十九圓の災害土木費借入があつた。縣有財産運用金は四十年四萬より三ヶ年間に鹿兒島高等農林學校創立費獻納の爲め、縣有各種積立金より十萬圓運用し、翌年鹿兒島市名山堀埋立地に於ける下水溝及び締切工事費として六千三百圓を鹿兒島港灣使用料積立金より、又繼續事業

一時借入金

縣有財産運用金

に屬する學校建築費としては、縣有積立金より四十二年に七萬二百圓、四十三年五萬五千圓、四十四年五萬六千圓を運用し、繼續事業に屬する道路改修費には四十五年度に四萬圓を同じく積立金より運用してゐる。

第二節 郡財政の確立

一 郡の財務

郡は從來全く一の行政區劃であつて、郡制に依つて府縣及び町村との間に一級の自治體として造成せられたものであるから、其組織に於ても財務に關する外は、府縣制と甚だ類似してゐる。しかし、從來一郡役所管轄内の總町村組合を組成し、或は聯合會を設けて共同の事業を經營し、且つ共同の財産を有したること少なく、之等の事業並に財産營造物等は小學校を除く外、凡て郡制の實施と共に、郡に引繼がれたのである。又從來府縣の負擔に屬した郡廳舎建築修繕費、郡役所費等は郡制の實施に依つて變更せられず、猶ほ舊の如く府縣の負擔であつた。唯有給郡吏員の新設により、府縣の郡役所費に於て若干の節省を見たのである。

郡制による變更の諸點

本縣における郡財務に關する規定

郡費分賦率

郡歳入出の總覽

明治三十一年四月本縣に於て郡制實施以後、三十三年四月、内務省令に依り、郡の財務に關する件を定めたるが、これは二十年九月の郡役所會計規程に次ぎ、本縣に於ける郡の財務に關する最も基本的な規定であつた。即ち豫算決算出納、特別會計、會計検査、郡金庫事務等各般に互り規定したのである。ついで三十五年四月法律第四〇號により郡費分賦の率を定むるに當り、當該年度の直接國稅、府縣稅の徵收額が前々年度に比し、四分の一以上を増減すべき事故を生じたる時ある場合は、其増減額を加除した額にて割合を定むることとなつてゐる。

次に本縣に於ける郡歳入出の變遷を考察しなければならぬが、いま便宜明治三十六年以後明治末年に至る十ヶ年間、即ち主として日露戰役後における夫を見ると、日露戰役後の郡歳入出が一段階を劃するに至つたのは明治四十年前後で、四十年を境とせる各期の歳入に於て、その増加率は十三割、歳出に於ては十五割の激増を示してゐる。殊に歳出に於ける臨時部の膨脹の著しい點は最も注意すべく、その増加率は十六割にも達してゐるのである。

歳入出各費目

町村分賦額の重要性

郡有財産

次に郡の歳入出各科目に就ては、前にも述べた如く、郡に於てはその収入の殆んど九割を占むるものは町村分賦額で、經常部に於ける財産收入及び手数料、雜收入は極めて少額であり、臨時部に於ても繰越金がやゝ多額に及ぶ外、財産賣拂代、雜收入、國縣補助費、寄附金、郡債、郡積立金、運用金、特別會計繰入等は、未だ郡經濟の全般に影響する程には至つてゐないから、殆んど歳入に就ては、町村分賦額の増減如何を見ることとなる。即ち、その増加率は明治四十年前後二期に於て、恰も十四割を増してをり、前述歳入經常部のそれと一致し、従つて郡經費の膨脹は、専らこの町村分賦額の増額に因るものといへる。次に歳出に於ては、勸業費、教育費、郡吏員費等を最も重要な科目とし、一般に明治四十年以後の増加十五割は、教育費の三十五割、勸業費の九割九分、郡吏員費の十割等を其主因とすることは、直に肯かれるが、衛生費、土木費の如き従前殆んど取るに足らなかつた各費目の激増も、亦有力なる原因をなしてゐる。

理を計つた。今其狀況を見るに、明治三十三年二月薩摩郡に於て薩摩郡積立金並に特別會計設置方法が許可され、三十一年度以降歳入歳出残額の内を以て積立金を蓄積するものとせるを始め、爾來出水郡(三十三年三月許可)、肝屬郡(同上)、揖宿郡(三十四年三月許可)、熊毛郡(同年五月許可)、日置郡(三十六年三月許可)、鹿兒島郡(三十七年三月許可)、噲啖郡(同上)、伊佐郡(大正七年七月許可)各郡共相繼いで之を定めてゐる。また郡有財産及び營造物の管理に關しても、日置郡(三十五年三月議決)、薩摩郡(三十六年三月報告)、出水郡(同上)、肝屬郡(同上)、噲啖郡(三十七年三月報告)、熊毛郡(三十九年三月報告)、揖宿郡(四十三年三月許可)、伊佐郡(同上)、鹿兒島郡(大正五年四月報告)各郡に於て夫々其方法を定めて、使用料、貸付料の徴收をなし、又基本財産の造成、蓄積を圖つた。殊に右の内肝屬、噲啖、熊毛郡にあつては、郡有造林部分、模範林の設定に依り、又揖宿郡に於ては、郡有厩舎の使用料を設置せるもので、同郡は大正七年より更に漁具使用料徴收をも新設した。

次に郡有財産に就て、明治三十七年以後四十年迄、及び四十一年以後明治末年迄の大約五ヶ年毎二期別平均に就て見るに、夫々建物は三八・四五%、土地は六八・八七%、有價證券は三一・五〇%、現金は一八・二一%の増加である。即ちこの期に於て、最も特徴的な事實は土地反別の増加の顯著なることで、これには

日露戦争後縣下一般に戰勝氣分の横溢せる當時に於て、造林その他の盛行が見られたことがその最大の原因と考へられるのである。

第三節 市町村財政の確立

一 市町村の財務

市町村の財政制度は明治二十一年市制、町村制によつて確立されたが、市町村制實施以前の比較に於て、著しく差異ある諸點を見るに次の如くであらう。先づ從來市町村の經濟を維持した課税に代ふるに、原則として財産收入を以てすることとし、又從來稀に用ひられた手数料を徴收せしめ、従前の地租割の外國稅附加税に總て制限を附し、特別税は許可を受けずしては新設増率を禁じた。地方債は曩に明治九年の金穀公債規則に、金穀公借の時は區戸長、町村民の連印を要するとせる外、別に制限がなかつたが、新制度に於ては之に監督法を置いた。又豫算決算に關しては、從來地方官の裁定に委し、府縣によつては區町村の歳入出豫算に就て示達せることもあつたが、之を法令を以て統一した。歳出に關しては、從來地方稅支辨であつた郡區廳舎建築修繕費、郡

區吏員給料旅費及廳中費の區に屬する部分、戸長以下給料旅費、浦役場費を市町村の支辨に移してゐる。

二 市町村の歳計

本期に於ける市町村の經費は、概ね歳入・歳出共に第一期と第五期に於て約七八倍の膨脹となつてゐる。而して特に日清戰爭以後、及び明治四十一年以後の兩期に於てその著しきを見前者に於ては略々七乃至八割、後者に於ては略々八乃至九割を夫々その前期に對して増加してゐるのである。

(一) 歳入 歳入出各費目中、歳入に就ては、稅收入及び夫役現品と、それ以外の歳入科目の二として、各期平均額を擧げれば次表の如きものである。

歳入出の總覽

歳入費目別

明治	財產		雜收入	前年度繰越金	國庫補助金	縣補助金	郡補助金	國庫交附金	縣交附金	寄附金	公債	基本財	
	生産物	使用料										金	運用
三十七年	五、八五	一、四八	三、七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十八年	七、〇八	四、六六	六、三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十九年	八、三九	七、四四	五、〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十年	一〇、四二	九、九三	七、一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十一年	二〇、八五	二〇、八五	二〇、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十二年	二〇、八五	二〇、八五	二〇、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十四年	二〇、八五	二〇、八五	二〇、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十五年	二〇、八五	二〇、八五	二〇、八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市町村歳入費目別 (一)

明治	地價割	營業割	戸別割	附加割	營業附加割	其他諸稅	總稅收入	現夫役品	總計
三十七年	九〇、七五	三〇、五四	一五、一五	—	—	—	一三六、二九	三、九二	三九〇、二一
三十八年	一〇七、九二	四一、六五	二九、一五	—	—	—	一八八、七二	八、〇五	一九六、七七
三十九年	一二四、五九	九〇、八五	八七、九三	—	—	—	二九三、三七	一、六六	二九五、〇三
四十年	一四〇、五三	一〇一、三九	九八、〇一	—	—	—	三三九、九三	一、八四	三四一、七七
四十一年	一七〇、八五	一、八〇	—	—	—	—	一七二、六五	—	一七二、六五
四十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—

市町村歳入費目別 (二)

明治	地價割	營業割	戸別割	附加割	營業附加割	其他諸稅	總稅收入	現夫役品	總計
三十七年	九〇、七五	三〇、五四	一五、一五	—	—	—	一三六、二九	三、九二	三九〇、二一
三十八年	一〇七、九二	四一、六五	二九、一五	—	—	—	一八八、七二	八、〇五	一九六、七七
三十九年	一二四、五九	九〇、八五	八七、九三	—	—	—	二九三、三七	一、六六	二九五、〇三
四十年	一四〇、五三	一〇一、三九	九八、〇一	—	—	—	三三九、九三	一、八四	三四一、七七
四十一年	一七〇、八五	一、八〇	—	—	—	—	一七二、六五	—	一七二、六五
四十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔補説〕 右表によつても市町村歳入中その過半を占めるものは事實上稅收入であることが明瞭である。其割合は第一期五・九五割、第二期六・一割、第三期六・五割、第四期六・六三割、第五期六・七割となつてをり、明治末期に及ぶにつれて稅收入の歳入總額に對する率は多きを加へてゐるのを見るのである。故に市町村歳入の内容は具體的には稅收入の變遷を見る所に其重要性の過半は存するといへる。

地價割

第四章 財政

第二編 縣政の伸展

も、極めて重要な税目で、戸別割に次いで多額を占めてゐる。且つ其額は概ね順當に増加してゐるが、尙數次に互る賦課制限の變更により、相當の推移がある。即ちその第一に擧ぐべきものは三十三年市町村制改正の結果、從來の七分一・五(二十三年郡制の結果)が五分一となり、従つて本縣市町村税中地價割に於ても第二期、第三期の比較に於て、約一割五分の増額となつてゐる。然るに日露戦争時の非常特別税法は其制限率を十分三に引下げたから、第四期に於て三分二厘餘の減少を見た。而して四十一年以後、四十四年に互る附加税制限法は地方税に於ける右の如き壓迫を緩和せざるを得ず、制限率を四十一年に於て百分四〇、四十三年に於て宅地百分九、田畑百分二一、其他百分一八、四十四年田畑及其他を合併して共に百分二一と定めたので、第五期に於て殆んど七割六分の激増となつた。所得税附加割は最初百分五〇の制限を以て賦課せられたが、本縣に於ては三十二年六月、新に郡制施行地町村に百分五〇以内の所得税割を許したから、三十二年以後その賦課額は一躍十一倍半に昇つた。ついで三十七年(非常特別税法)百分三〇、同四十一年(附加税法)百分三五、同四十三年(同)百分一五と變更せられた。また營業割にあつては、二十九年新設當時百分五〇であつたが、その後同三十七年(非常特別税法)百分三〇、同四十一年(附加税法)百分三五、同四十三年(同)百分一五に變更せられてをり、大體所得割に等しい變更を見てゐる。その他鑛業割は三十八年(鑛業税法)百分一〇、四十三年(改正鑛業税法)百分一〇、試掘鑛區税百分三、探掘鑛區税百分七となり、砂鑛區税割は四十三年(砂鑛區税法)百分一〇となつてゐる。又四十四年賣業税法によつて新設の賣業營業税割の賦課制限は百分五であつた。

府縣稅戶數割、家屋稅、營業稅、雜種稅に對する附加稅たる戸別割、家屋割、營業割、雜種割は常に市町村稅中最多額を算し、且つ當初これ等に別に制限を設けなかつたので、その賦課は極めて伸縮性に富んでゐた。殊に戸別割は市町村稅中最高の額を占め、第一期總稅收入の五割三分、第五期に至つては七割七乃至八分を占むるに至つてゐる。家屋割はその賦課は新しいが、その市稅中に於ける地位は最も重要なものとなつてゐる。營業稅附加割も半數は市に於て課せらるゝが、其増加は極めて大きく、殊に第二期、第三期に於て何れも二倍の増加を示した。而して雜種割は地方的に課せらるゝに過ぎず、隨て其額も取るに足らない。猶ほ爰に附記すべきは、四十一年實施の島嶼町村制に伴ふ改變に就てである。島嶼部内町村費に關しては、之より先、二十七年二月其取扱順序が示されてゐたが、爰に至り同年三月、沖繩縣及島嶼町村制に依る町村稅並に夫役現品賦課徵收規則以下によつて、島嶼地方町村に係る町村稅目及び稅率等を定めたのである。即ち之に據れば、町村稅として賦課し得る稅目は、地價割、營業割、雜種割、戶別割、營業稅附加稅、所得稅附加稅、鑛業稅附加稅の七種とし、直接國稅又は縣稅に附加して賦課すること勿論で、國稅の附加稅たる縣稅に對しては附加稅を許さなかつた。又營業割、雜種割は、本稅額を超過することを得ず、戸別割にあつては、本稅十

五倍を超過するを得なかつた。而して之等の制限を超えて賦課する場合には、知事の許可を要するものと定め、概ね市町村制其他法令に準據してゐる。稅收入以外、之に類似する夫役現品は主として町村に賦課される所で、之に關する市町村制の規定は、市町村は公共事業を起し、又は公共の安寧を維持する爲

第四章 財政

稅收入夫役現
品以外の諸收
入

國縣交付金

國縣補助金

め夫役、現品を納稅義務者に賦課し得るとし、急迫の場合を除く外、直接市町村稅を準率となし、之を金額に算出して賦課すべきこと等、前述郡の場合に異らず、明治四十一年三月本縣町村稅並に夫役現品賦課徵收規則に於ても、略、同様に規定してゐる所である。本縣に於ける夫役現品徵收額は前表に見る如く、本編期間中概ね七・七倍に達し、特に第五期に於て倍増してゐるが、その賦課については各町村によつて一様でなく、又年によつて相當の異動があるのは當然であつた。

稅收入及び夫役、現品以外の歲入は財産收入使用料・手数料・雜收入・前年度繰越金・國縣郡の各補助金・國縣交付金・寄附金・市町村債・基本財産運用金及び財産積立金よりの繰入を主なる内容とする。古くは財産收入を以て第一としたが、明治中期以後繰越金が漸く多額を算して、各補助金・交付金の重要性は年と共に加はるに至つた。國及び縣の交付金は國稅・縣稅の徵收に關し國縣より交付するもので、國稅徵收に關しては、二十四年國稅徵收法により市町村交付金下渡手續を、縣稅徵收に關しても、二十四年其交付金下渡手續(四十年四月改正)を定めてゐる。其後國庫交付金は明治四十四年地租徵收金額千分七を市町村に交付することとし、縣稅交付金にあつては同年勅令第二七四號を以て地租附加稅に對して徵收金額の千分七を市町村に交付することとなり、第五期に於ける交付額は著しい増加を示してゐる。補助金は國庫補助金は實業學校費及び小學校費(教員年)に配賦せられるが、その額は上に見る如く累年自然増加を示してゐる。又縣稅補助金は府縣制以後府縣は郡市町村の土木事業、府縣内の教育・衛生・勸業・慈善事業、營造物に對し補助し得ることとなり、此點改正府縣制にも見られる所である。

郡費補助金

歲出

この外、法令を以て定められたものゝみでも、傳染病豫防費(明治三十年四月法律第三令第一八號)、水害土木費(明治三十二年四月内務省令第九)、教育資金(明治三十二年教育令第一八號)、市町村立小學校教員加俸資金(明治三十三年法律第六十三號市町村立小學校教員加俸令第二一七號)等がある。之等によつて縣費補助金は頗る多額に上り、第三期、第五期に於て著しき増加を示した。郡費補助金については、明治二十三年小學校令に町村が學校組合の費用分擔に堪えざる時、又は町村學校組合が尋常小學校設置の負擔に堪えざる時は、郡費を以て町村又は町村組合に相當の補助を與ふべきことを規定し、この外害虫驅除豫防費については二十九年、河川に關する費用についても同年河川法に夫々規定があり、三十二年改正郡制に於ても郡の寄附及び補助について明かに規定した。

(二) 歲出 次に歲出に就ての概要を述べなければならぬが、其重要費目各期平均額を表に掲げ、以て各費目の變遷を示して置く。

市町村費歲出費目別

明治	二三年	二六年	二七年	三一年
役場費	1,512	3,103	4,236	4,236
會議費	1,103	2,000	3,082	3,082
土木費	1,763	2,014	1,507	1,507
教育費	1,918	2,391	1,915	1,915
衛生費	1,918	2,391	1,915	1,915
勸業費	1,918	2,391	1,915	1,915
諸稅及負擔	1,918	2,391	1,915	1,915
公債費	1,918	2,391	1,915	1,915
財産管理費	1,918	2,391	1,915	1,915
基本財産積立金	1,918	2,391	1,915	1,915
基本財産運用金	1,918	2,391	1,915	1,915
雜支出	1,918	2,391	1,915	1,915
其他	1,918	2,391	1,915	1,915
合計	1,918	2,391	1,915	1,915

三二年	三九、五五八	八、九〇〇	五、一四三	八、五五〇	七〇、六三三	四九、一七〇	三九、八〇三	三九、四〇六	五、六六一	二、九三三	一、七	一、六	三、六	一〇、五二	一、四六	一、二六
三七年	三、七九二	四〇、四〇〇	七、三三三	八、九、九三六	七、四	五、六六九	五、九七三	〇、八九	七、五三四	一、七三	三、四九	五、九七	二、五、七三	一、六四七	〇、三	〇、三
四〇年	四、七、一五七	九、三三三	二、九二二	七、三三三	二、七、三三三	三、〇二二	三、九八四	六、三三七	四、三三六	〇、八三	八、四九	〇、九、五、六五	四、三、四、七、六	三、四、七、六	三、四、七、六	三、四、七、六
四五年	四、七、一五七	九、三三三	二、九二二	七、三三三	二、七、三三三	三、〇二二	三、九八四	六、三三七	四、三三六	〇、八三	八、四九	〇、九、五、六五	四、三、四、七、六	三、四、七、六	三、四、七、六	三、四、七、六

教育費

義務教育年限延長と市町村教育費の増嵩

〔補説〕 歳出各費目中教育費が最多額を算するが、市町村の教育費は市町村制施行に伴つて、頗る義務化した。二十二年六月本縣は十八年制定の町村學費取扱規則を廢すると共に、新に市町村に於ける教育費は市町村費とし、授業料、寄附金等は市町村の歳入とし、小學簡易科を除く外、通常經費は主として之に據るべきことを規定した。二十三年各市町村は學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を市町村費を以て設立すべきことを定めて以來、その費目は義務的支途として最も重要性を加へた。日清戰役後教育思想の發達と共に、明治三十三年義務教育年限四ヶ年、授業料不徴收、高等小學校設立に對する府縣知事の許可不要等の重要な改正の結果は、彌々其費途を増大せしめた。更に日露戰役後の教育革新の機運は四十年以後に至つて頗る促され、同年義務教育修業年限延長等改正の結果、市町村の負擔を増加せしむること著しいものがあつた。而して普通教育費中比較的多額を算する小學校教員俸給に關しては、二十三年の小學校令中の規定の後、三十年一月勅令第二號を以て、市町村組合及び其區は所定の平均額に基き、教員の定數に應ずる金額を支出する義務あることとなつた。之は四十年五月各平均額を引上げられてをり、之等によつて市町村義務教育費の膨

土木費

二十五年頃の土木事業勃興

衛生費
勸業費

脹はその都度著しきを加へ、特に四十年の改革に於てその然るを見ることが出來る。この外、中學校、高等女學校、實業學校、徒弟學校の設立に關する費途も、この時代にあつては少からざる金額を算した。

次に土木費は市町村制實施以前に比すると、府縣財政に於けるその増加に對し遂に少く、地方土木費全體の立場から見ると、常にその過半を占める縣土木費に對し稍々從屬的となつてゐる。このことは地方自治體に於ける縣と市町村との行政上の地位を反映せるものであり、また時代を逐つて縣の土木費の割合は相對的に増大してゐる。前表に見る如く、市町村土木費の増加は第三期、第五期に於て特に顯著で、第四期に於てやゝ沈衰状況にある。即ち明治二十五年頃以來縣下一般に勃興した土木事業が日清戰役後數年間に於て極めて活潑化し、水利、交通の便を開くと共に、これによつて一般に地方民の所得を増加した。日露戰爭後、地方費削減の政策は不急事業の削減、新規事業の廢止等一時急激な減少を招いたが、四十年以後再び増大を來し、戦後經營に伴ふ土木事業、災害復舊事業及び地方によつては築港事業があり、特に一般に農業土木の顯著な發達があつたことは、この期に於ける土木費膨脹の大きな原因をなしたのである。衛生費は市町村に於ては相當に大きく、第一期に於ては勸業費を凌駕してゐる位である。明治三十年傳染病豫防法による該事務の市町村委任、又三十三年汚物掃除法による市の負擔増加及び四十二年種痘法による種痘施行義務負擔等は見逃すべからざる衛生費膨脹の一因であらう。

勸業費の膨脹は本編期間中極めて大きく、第四期を除き其増加率は教育費と

其他の諸費目

共に最も高い。殊に日清戦役以後、日露戦争迄の十年間、及び四十一年以後の夫は極めて大で、この期間に於ける各産業部門の發達を反映してゐる。以上の外役場費、會議費、諸税及負擔、公債費、財産管理費、基本財産蓄積費、基本財産運用金、雜支出その他の支途については各別に之を述べることは省くが、基本財産蓄積金及び公債費の増加が明治末年に及んで特に著しくなつてゐる事實は、後述する市町村基本財産及び市町村債の夫と併せ考察すべきである。

三 市町村基本財産

市町村基本財産の多寡は其自治體の發達上一指標をなすとも見られるが、市町村制の實施以來、自治運用に關し、財政上の基礎を強固にする爲めに、基本財産維持の義務を市町村に負はせたので、その重要性は確定的となつた。また政府並に上級監督廳は絶えず市町村の財産蓄積を奨勵し、自治體の經濟を害せざる限り、賦課の方法さへ設けて其増殖を計らしめたから、市町村に於ては各蓄積條例乃至管理規則を設定して不動産、動産及び金穀の蓄積を計り、漸次財産額の増加を見るに至つた。前述の如く之より生ずる収入は市町村歳入の有力なる要素をなし、その額は本編期間二十三年間に於て約倍額に達せんとしてゐる。而して本縣市町村全體のための基本財産は明治末年に於て

市町村基本財産の重要性

町村制實施當時の基本財産

基本財産蓄積の急を戒告

基本財産管理の確實を期せしむ

三百十五萬一千九百九十五圓に達する。本縣に於ては、曩に町村制實施に當り、多くは舊町村の財産を各大字に分有し、全町村有とせるもの比較的少かつた。併し元來學資金の如きは最も饒多であつて、二十三年地方學事通則に依り、各町村に於て小學校設備の要あるに至るや、縣は努めて基本財産造成を奨め、夫々保管方法を講じ、元資消耗の必要なを期せしめたのである。その後三十年九月、市町村基本財産臺帳其他設備規程を定め、各市村の基本財産、學校基本財産の管理處分を確實ならしむることを圖つた。時の加納知事の巡村私記に據るも、當時各郡村基本財産管理の狀は、一方に於て既に其利子のみを以て村經濟を營み、村稅徵收の必要を認めざるものや、僅々百數十圓の徵收を以て足るものもあつたが、多くは其管理亂雜に流れてゐたことが察知せられる。

其後、千頭知事時代にも、四十年更に市村有財産管理規程準則を定めて、積弊たる個人貸付預入を廢して、有價證券、郵便貯金、又は大藏省預金、銀行預金等を奨勵し、從來の貸付金回收を計ると共に、確實なる蓄積を期せしめたので、明治末年に於ける各市町村基本財産蓄積狀況は著しく面目を改めた觀があつた。

部落有財産統一問題

行政整理と事務の簡捷

市町村制に於ける市町村債の規定

第二編 縣政の伸展

六五〇

〔補説〕 日露戰爭以降縣下各村に於ては積年の懸案になる部落有財産の整理統一を計り、以て村財政の基礎を鞏固ならしめんとするもの多きを加へたが、それらの實行には各大字間所有財産の不均衡等の爲め、實現頗る困難なるものが少くなかつた。併し、時運の進展は之等の困難を克服せしめ、明治末、大正初にかけて各村内の基本財産造成に對する熱意は能く協議の決定を見るに至り、大字乃至區有財産の村基本財産への統合が各地に行はれたのである。之に對しては、當時義務教育年限延長等、教育費の膨脹せるあり、學校基本財産確立の必要の生じたことも有力なる誘因であつた。然し一般に明治四十一年以後の地方行政事務整理につれて、町村監督或は地方改良事業に對する熱意の昂り來つたことは著しい趨勢で、各町村は事務簡捷法、納稅獎勵、村貯金、自治研究會等を設置すること夥しいものがあつた。而して之が財政上の施設としては、基本財産の統一、増殖が最も重要な課題であり、川邊、日置郡の如き四十四年度以降御即位五十年記念事業として各村經營の第一に之を勸奨した。

四 市町村債

市町村債に關して市町村制の規定する所は、市町村は舊債償還の爲め、又は天災時變等の爲め、或は永久の利益を計る爲め支出を要する時は、市町村債を募集し得ることとしてをり、その償還の初期を三年以内とし、三十年以内に還了すべく、其起債又は増募は内務大臣の認可を受くるを要するものと

不要認可債

明治末期地方債漸く多し

大藏省預金部資金の融資

してゐる。又二十三年六月發布の水利組合法は水利組合に於ける組合債を許し、其條件は他の公共團體と同じく借換災害及び永久設備のみとした。而して一般に起債増募に關し、主務大臣の許可を要する地方債の外、特に不要認可の地方債として法令の規定するものは、明治二十一年市町村制にあつては、償還期限三年以内の市町村債に限り許されてゐたが、四十四年改正市町村制に於て之を廢し、更に四十五年以降次の三項の場合を許可した。即ち(一)教育費に充つる爲め府縣郡の基金又は教育資金より借入る、市町村債(二)小學校建築増築改築に關する費用、傳染病豫防費、又は急施を要する災害復舊工事に充つる爲め借入る、三年以内の市町村債(三)借入の翌年度に於て償還する市町村債の三である。之によつても知らるゝ如く、明治末年に及んで教育費、災害復舊費等の膨脹は從來の規定による地方債を以てしては、之が支辨に甚しく困難を訴ふるに至つたのである。又一方、地方金融機關の不備は從來債券の發行を容易ならしめず、短期高利の借入に依るの外なかつたが、明治四十二年來大藏省預金部による勸業銀行並に農工銀行を経て地方債の借換並に新債の資金の供給が行はれ得ることとなつて、從來の高利なる地方債は漸次

減少すると共に、舊債の借換乃至新債の起債を容易ならしめたことは見通すことが出来ない。斯く明治末期に及んで地方債は著しく増大したが、縣に於ても之が監督上夙に二十九年十二月、市町村の起債償還に關しては、其都度監督廳に報告せしめしを初め、三十六年四月以降逐次之が訓令を重ねた。即ち四十一年五月には償還期限三年以内の起債村に於ける一時借入金並に市市內區有不動産の賣却讓與交換には知事の承認を受け、又村若しくは村内一部一區有不動産の賣却讓與交換には郡長の承認を受くべきことを訓令し、四十四年訓令甲第一六號及び同年十二月訓令甲第四四號は何れも其報告義務に就て規定せるものである。

扱て本縣に於ける市町村債の總計は明治三十七年現在高八萬二千五十八圓で、而して之を市債と村債とに區分して見る時には、その五割六分五厘は村債に屬してゐた。然るに明治末年に於ては、市町村債總額二十六萬九千五百九十一圓の中、六割五分迄は市債となつて、従前と比べて全く逆になつたのである。此の日露戰役時以降明治末年迄の町村債市債の推移を二期平均に分つと次の如くである。

年	町		村		市		計	
	起債 村數	借入金	償還高	現在高	借入金	償還高	現在高	借入金
明治三十七年	一七	三、四四五	一九、二七	四、〇〇四	三、三九四	三、三九四	二七、四九八	三、三九四
明治四〇年	一七	三、四四五	一九、二七	四、〇〇四	三、三九四	三、三九四	二七、四九八	三、三九四
明治四五年	三九	四、三二	四、一〇〇	四、五〇〇	一七、二九三	一七、二九三	二九、四九一	一七、二九三
明治四五年	三九	四、三二	四、一〇〇	四、五〇〇	一七、二九三	一七、二九三	二九、四九一	一七、二九三

即ちこの二期に於て町村債は約二倍なるに對し、市債は三七倍の多きに達し、特に後者に於ては明治四十一年以後の借入の多きを見るのである。而して市債にあつては、日露戰役前は建築諸費・水道改良費をその最も大なる内容としてゐるが、四十一年乃至四十三年その借換及び教育費・衛生費・屠場建築費等の新債があり、四十五年に至つては道路新開費及び共同墓地整理費の如きが新に借入れられた結果、市債の激増を來したのである。又町村債にあつては、教育費が其起債の最大原因をなしてゐる。

第五章 教 育

第一節 初等教育

一 小學校設備及教則

明治十九年の小學校令は、二十三年を境として整備せられる事となつた地方自治制度に對應せしむべく、同年十月を以て改正せられ、之と同時に地方學事通則が發布せられた。この改正小學校令に於ては、修業年限を尋常小學校三年(又は四年)、高等小學校二年、三年(又は四年)とし、從來の小學簡易科を廢して專修科(高等小學校)補習科(高等尋常小學校)を置いた。又授業料を市町村費に屬する收入とし、小學校の設置、維持を市町村の委任事務として、學齡兒童を就學せしむるに足る可き尋常小學校の設置を義務付けたのである。この點、地方學事通則に於ては更に明瞭に規定せられてゐる所である。二十四年、文部省は新小學校令施行に伴ふ各種の法令を發布したが、小學校設備準則、小學校教則大綱、學級編制に關する規則等は、その最も重要なものであつた。

地方自治制の確立と小學校令の改正

二十三年改正小學校令

地方學事通則

本縣の諸規則

本縣に於ては、二十五年三月、地方學事通則及び改正小學校令に關する諸般の施行規則並に手續を定めた。即ち小學校設備規則、市町村吏員教育事務取扱規則、私立小學校設立者資格規程、學齡兒童就學規則、小學校授業料規則、小學校教則等十八に及ぶ縣令を一時に制定發布したのである。之と共に、市町村會、町村學校組合會又は區會に於て學務委員の員數、任期、職務取扱費報酬金の給否、金額等を決議したる時は、直に知事に報告すべきことを訓令した。而して、地方學事通則及び小學校令實施に付、從來の小學校の處分に就ては、漫に在來の校舍を廢するが如き舉をなさず、成るべく之を存續し、以て就學に便すべく、經濟上、通學上の權衡を失はざらしむることとし、從來の簡易科小學校の尋常小學校へ引直、高等尋常小學校の尋常小學校へ指定は設備、生徒數、町村の負擔等を考慮して町村に於て適宜の手續をなすことを得せしめた。又同年九月、從來高等尋常併置小學校を設置せる町村にして、改定の際、高等小學校を設置し能はざる時は、町村會の決議に依り、現に在學せる高等小學校生徒に限り、當該尋常小學校に於て特に之が教科を卒らしめ、卒業若くは修業證書を授與することを得るの便法を講じ得るものとした。

舊小學校存廢の處分

高等科に對する便法

鹿兒島市内小
學校區域校數

各郡村小學校
數及び位置

學事統計を嚴
にす

小學校設備規
則

また二十五年六月、鹿兒島市尋常小學校々數並に位置に就て、其校數を西千石馬場町・高麗町・西田町・山之口馬場町・下荒田町・上龍尾町・易居町の七校と定め、又其設置負擔の爲め鹿兒島市を分割して三區となし、各區の尋常小學校を山下町外十七町村五校、上龍尾町外十六町一校、新町外十四町一校と夫々指定した。次いで七月以降各郡村に於ける尋常小學校々數、位置及び地方の情況により學區の分割區域、其使用小學校を逐次許可したのである。その後二十八年九月には、先きの二十五年の小學校教則中、試験に關する規定及び高等小學校教科課程表に關して一部を改め、十月同様小學校毎週教授時間を改正した。別項述ぶる如く、三十年代に入つて、當局は頓に初等普通教育の向上を圖り、直接的には兒童就學の督勵に盡瘁し、三十一年六月、教育事業の累年比較を見、之が普及上進を企圖するの資に供せんが爲め、學事統計累年一覽表、小學校別學事一覽表及び小學校月別出席調を提出せしめ、爾後之等は逐年整備するに至つた。また文部省令小學校設備準則に基ける、二十五年本縣小學校設備規則は、三十二年同準則改正により、翌年二月改正し、校地の面積生徒一人に就き尋常小學校は二坪半以上、高等小學校は三坪以上の割合とし、總面積は體操場

三十三年の改
正小學校令

教育資金

四十年義務教
育年限延長

本縣では機運
既に熟す

の外は生徒一人に就き一坪半の割合を下ることを得ざるものと定められた。明治二十三年改正の小學校令は既に實施十ヶ年を閱し、時勢の進歩につれて自ら改正の必要あるに至つたので、三十三年八月勅令を以て新に小學校令が出た。その特色は授業料を徴收せざるを本體とし、義務教育年限を四ヶ年として、其上に修業年限二ヶ年の高等科併置を奨め、學科の別を簡にし、尙代用教員を認めたこと等であつた。本縣では翌三十四年二月其施行細則を定め、又教育基金令に依り、教育資金使用規則並に市町村立小學校教員吏員等に對する賞與表彰の方法を設けた。日露戰役後の國內情勢の進展に伴ひ、明治四十年三月小學校令は更に改正され、尋常小學校の修業年限を六ヶ年に變更し、従つて高等小學校の修業年限を二ヶ年とし、延長して三ヶ年とするを得しめた。本縣に於ては、之より先、三十一年十一月學齡兒童の就學を督勵し、教育の普及を促せし以來、就學の歩合は年々上進し、校舍・校具の設備も亦整ひ、殊に普通教育の内容充實と共に、高等小學校の教科併置の學校も増加するに至り、義務教育延長の機運は既に熟してゐたので、四十一年四月より之を實施することとした。而して其施行に際し、

市町村經濟に最も意を用ゆ

市町村の經濟には最も注意を拂ひ、四十年十二月特に教育施設の爲め俄に過重の負擔を爲さしむるを避け、一面學級の編制を整理すると共に、高等小學校の一部に假教場を設け、或は同一市町村内の一校又は數校に他校の兒童を收容し、或は二部教授の編制を爲す等、便宜の方法を設け、以て漸次設備の整備を圖り、四十五年度に至つて完實せんことを期した。又從來二ヶ年の高等小學校の教科を併置したる小學校は、直に六ヶ年の尋常小學校に變更し、四十一年四月在學の兒童をして尋常小學校第六學年の教科を修めしめ、尙三ヶ年、又四ヶ年の高等科を設置したる小學校に就ては、引續き二ヶ年若くは三ヶ年の高等小學校の教科を併置せんことを計らしめた。四十二年十一月、更に義務教育年限の延長と學齡兒童の増加とに伴ひ、各地に於て校舎の増築を要する事多き際、特に意を用ひて學校の施設をして土地の情況と民力の程度とに適應せしめんことを期せしめ、小學校以外に實業學校に在つても、徒に理想の完全を求めて、却つて實用に迂遠なるが如き弊害に陥らざる様注意すると共に、實業補習學校の如きも、出来る限り新に經費を要する施設を避け、現存する學校の設備を利用する等の最も簡易なる方法を採らしめた。かくて四十三年三

學校の施設は實地に即せしむ

四十三年小學校令施行細則の改正

加設教科

月に至り、小學校令施行細則を改正し、舊規則に於ける設備及び廢止以下の規定を改修すると共に、新に學期、休業日及び授業時數と幼稚園及び小學校に類する各種學校に關する規定を加へた。而して此内、設備及び廢止、區長及び其代理者の教育事務に關する規定を除き、他は大島郡にも適用するものとした。この後明治末年に至り、各地方の高等小學校に於て、農業又は商業の教科を加設するに至つたことも亦著しい事實であつて、四十四年一月縣は之に關し、農業科加設の學校は努めて實習地の設備を完成して、本教科加設の目的を貫徹せしめんことを期し、又商業科にあつては、其教授をして土地の實際に適切ならしむるに力を致さしめた。

先の小學校令は四十四年七月、其一部に改正を加へられ、本縣に於ても、同年九月文部省の訓令に基き、同改正の主旨に則り、益々小學校教育本來の目的を貫徹するに努めしめた。之と同時に、同年十一月本縣小學校兒童學業成績調査方法を定め、毎年一回以上縣視學をして、本縣師範學校附屬小學校外選定の數校に就き、兒童の成績を調査するものとした。ついで四十五年四月、小學校兒童修學旅行規程を定め、又七月小學校令施行細則中一部の改正を行つた。

兒童學業成績を調査

四十四年小學校令の一部改正

〔補説〕大島郡小學校設備に關しては、二十五年四月市制・町村制を施行せざる地方の小學教育規程を、二十七年十月より實施し、同郡尋常小學校及び高等小學校設置區域、校數及び位置を尋常小學校設置區域二十二校、校數六十四校、高等小學校は設置區域、校數共に五を指定した。其開校に關する處置は、指定後一ケ年内に諸般の準備を整ふべきものとし、更に校舎の新築若くは増築等の爲め、右の期限内に開校の準備を了する能はざるもの等について其處理方法を設け、從來の村立小學校は兒童就學上の準備整ふまで一時之を存續し得る途を講じ、努めて其存廢について急變を避くることとしたのである。又同郡の小學校、學級編成及び教員配置に就ても、二十四年文部省令學級編制等に關する規則に對し、同郡尋常小學校に限り、當分の内特別の便法を設けたのである。而して同郡小學校の設備に就ても、前記二十五年の縣令第二一號の施行心得により、緩急を計り、村經濟上及び兒童教養上其宜しきを失はざる様、注意して計劃せしめる所があつた。なほ同年十二月、徳之島及び喜界島に指定せし高等小學校については、尋常小學校の設備整ふの後、之が設置に着手する様達した。

二十七年指定の大島郡小學校設置區域、校數及び位置は三十五年一月に至り、尋常小學校に於て六校を、高等小學校に於て一校を増加し、更に同年十一月西方・東間切・灣間切の各設置區域に於て七分教場を増加した。而して四十一年四月義務教育年限延長に際し、更に之を全般的に改め、尋常小學校は郡内十三村に八十二校、尋常高等小學校は同じく十六校と指定した。又四十三年二月尋常小學校は十五ヶ村に八十七校、内分校十七校、高等小學校は十二ヶ村に十六校に改めた。

二 學齡兒童就學

學齡兒童の就學に關しては、明治十九年の小學校令、二十三年の改正小學校令共に、兒童滿六歳より十四歳に至る八ケ年を學齡とし、保護者は其學齡兒童をして尋常小學校の教科を卒らざる間は就學せしむるの義務あるものとし、其義務は學齡に達した年の學年の始より生ずるものとなしてゐた。而して二十三年小學校令改正に伴ひ、本縣では、二十五年三月學齡兒童就學規則、四月施行手續を定め、學齡兒童に關する事務は市町村長管理し、學務委員之を補助するものたること等を規定し、又別に學齡兒童保護者代人に關する規則を定めた。次いで二十九年九月に至り、文部省の訓令に基き、學齡未滿の兒童の就學を嚴禁することとし、その取締方につき訓令した。當時本縣の學齡兒童就學狀況は、三十年末の調査に依れば、學齡兒童百分比は男女平均五十六人三餘であつて、これを二十九年末全國の平均數六十四人に比較すれば、七人三の不足を示してゐた。故に、三十一年十一月縣當局は就學歩合の増加を計つて、普通教育の面目を一新するの必要を認め、種々の方面より就學の勸誘に勉め、三十二年度に於ては尠くとも百人中七十人の就學兒童を得んことを期し、調

女児の就學を
督責

各郡村におけ
る教育事務の
勵行
其後の就學に
關する規定の

查を嚴にすると共に、督責の手段方法を改善せんことを計つた。且つ就學歩合の増加には、先づ校舎の擴張が急務であつたから、各尋常小學校の増築を計劃し、或は民屋を假用して假教場に充つる等の已むを得ざるの方途をも講じ、或は補習科設置の尋常小學校に在ては、一時補習科の教授を中止し、又高等科併置の尋常小學校は新入生の爲めに高等科の一部を開放するの窮策をも採らしむることとした。又就學義務を怠るものは、女児に於て尤も甚しきものあるに鑑み、その督責は特に嚴にし、同時に就學誘導の方法として現在の裁縫科設置小學校二百校を三百校に増加すべく盡力することとした。之と共に一方に於ては、生徒學校用文具の供給に便宜を與へ、女児には子守の儘通學するの途を開く等、制規以外にも幾多の方法を考案措置するを急務としたのである。別項に述べたる如く、三十一年より學事統計表の調製提出の事を嚴にしたのも、亦この就學歩合増加の方針の一の現れで、また同年、翌年にかけて縣下各郡村に於ては、競つて教育組合、就學督促規約、就學獎勵旗學資蓄積規約、小學校生徒組合、生徒出席獎勵並に看護方法の如きものが設置されたのである。就學に關する規定は、その後三十四年二月、四十三年三月の小學校令施行細

明治末年にお
ける就學率の
増加

教科書に關す
る規定の變遷

教科用圖書審
査委員會

則改正に伴つて一部改正せられたが、四十三年五月特にその事務整理手續及び事務檢閲手續を定め、市町村長、小學校長に於てなすべき學籍簿の整理手續等を定め、また島司郡長は學齡簿及び就學事務の全部を檢閲報告すべきものとした。今縣が前記の如く就學増加に努力を拂つた三十年より明治末年に至る間の就學歩合を通覽すれば、三十二年六五・〇四、三十三年八八・三八、三十四年九二・八三と累年躍進的增加を見てをり、爾來四十四年の九八・五〇迄漸進的傾向を辿り、この勢を以て大正以後に至つてゐる。

三 教科用圖書

小學校の教科書に關しては、既に學制以來幾多の變遷の後、十九年小學校令は文部大臣の檢定せるものに限るものとし、同五月、教科用圖書檢定條例を設け、何人にも檢査出願の途を開き、其免許期間を五ケ年と定めた。二十年三月、公私立小學校教科用圖書採定方法を定め、地方長官にして教科用圖書を新定又は更定せんとする時は、教科用圖書審查委員に諮議せしむるものとした。當時森文部大臣は教科書の重要性を認めて之に力を注いだが、同年五月前記檢定條例を廢して、その有効年限を止め、又免許狀を下さずして、單に公告する

二十三年改正
小學校令に於
ける變更

國定教科書の
必要

文部省著作權
を有す

の制に改めた。斯くて二十三年改正小學校令に至るや、教科用圖書は文部大臣の檢定せるものに付き、小學校圖書審査委員に於て審査し、知事の許可を受けたものに限るとされた。即ち二十四年十一月、小學校教科用圖書審査等に關する規則を發布し、府縣知事に於て任命すべき審査委員の内容を明かにする所があつた。而してこの委員は二十六年九月に至り、更に其組織を改められた。本縣では同年二月之に基いて施行細則を設け、小學校の教科用圖書の新定、更定を要する都度、縣廳に於て小學校圖書審査委員を設くる事とした。之より先、小學校教科圖書は國費を以て編纂すべきの議が唱へられ、二十九年以來三十二年に至つて貴族院衆議院、高等教育會議より建議相次ぎ、其内修身科教科書は三十三年文部省に設置の教科書調査委員會により着手された。一方三十三年の小學校令改正に於ては、小學校圖書審査委員會の組織を更に改めたが、恰もこの頃圖書の審査採用に關して種々の弊害があつたので、三十六年四月遂に小學校令の一部を改正して、小學校圖書審査委員會の制を廢し、文部省に於て著作權を有するものとなした。但し修身、日本歴史地理及び國語讀本以外は文部省に於て著作權を有するもの、及び文部大臣檢定のものの中、

十九年改正小
學校令と教員
資格

普通免許狀と
地方免許狀

二十三年改正
小學校令によ
る改變

府縣知事をして採定せしむることとした。即ち同年四月小學校令施行規則中教科書に關する部分の改正、小學校教科用圖書翻刻發行規則の發令に依り、翌年度より新制度により採定せしむるものとなつたのである。

四 小學校教員

小學校教員資格に關するその後の變遷を述べると、十九年小學校令制定に伴ふ同年六月の文部省小學校教員免許規則では、小學校教員免許狀は師範學校卒業生及び丁年以上にして、小學校教員學力檢定試験に及第せる者に授與し、之を普通免許狀、地方免許狀(府縣知事より授與し、其管轄區域に限り有効)とした。而して前編に於て述べた小學校教員免許狀も従前通り有効で、其區別は小學初等科免許狀は小學簡易科、小學中等科免許狀は尋常小學科以下、小學高等科免許狀は高等小學科以下に相當せしめたのである。其後二三の改廢あつて、二十三年の小學校令改正に至り、教員免許狀に關する規程も亦一變した。即ち二十四年十一月文部省令第一九號では、教員を正教員、准教員の二種とし、別に専科教員を設けた。其檢定の甲種は認定、乙種は試験とし、又正教員の免許狀は其府縣に限り終身有効、准教員のは七ヶ年以内の有効期間とした。

本縣小學校教員に關する諸規定

檢定に關する規定

三十三年改正小學校令による改變

代用教員の改善

小學校教員任用其他の規則改正

教員優遇の問題

住宅費の補助

小學校教員の任用進退給與等に關しては、二十三年の改正小學校令の施行の際、二十五年三月小學校長及教員任用解職其他進退に關する細則、小學校長及教員職務及服務細則、市町村立小學校教員俸給及諸給與規程、同上支給方法其他三件を同時に發布したが、二十四年の文部省市町村立小學校長及教員名稱及待遇に據れば、市町村立小學校正教員たる者を訓導、同准教員を准訓導と稱し、小學校長並に正教員は判任文官同一の待遇を受けるものとしたのである。小學校教員檢定等に關する規定も、二十五年四月其前述文部省令第一九號の細則を定め、甲種檢定は隨時に、乙種檢定は毎年四月十月に施行し、正教員の學力試験は尋常師範學校に於て、准教員の夫は便宜郡市役所々在地に於て執行するものとした。

その後三十三年の改正小學校令に於て、小學校教員の資格に關する規定は頗る詳細なものとなり、本科正教員、専科正教員、准教員の區別が明確にせられた外、免許狀を有せざる者を以て准教員に代用せしめ得るものとしてゐる。免許狀は普通免許狀、府縣免許狀の二で、後者は前の地方免許狀に同じく、師範學校卒業生又は檢定合格者に與ふるものであつた。其他市町村立小學校教

員の任用は郡市長の申請に依り知事行ひ、解職は知事が之を行ふものとした。この改正に於て、始めて代用教員が認められたが、既に本縣でも二十八年一月市町村に於て准教員に資格者を得難き場合、雇教員を假用し得る事を訓令してゐた。此代用教員は義務教育年限延長後の四十四年七月新に文部省は其進退を府縣知事に掌らしめ、素質優良の代用教員を得ん事に努めたのである。

次に二十五年三月の小學校長及教員任用解職其他進退に關する細則、市町村立小學校教員俸給及諸給與規程並に其支給方法は、共に二十五年三月以來、小學校令施行細則の改正に伴つて次第に整備せられたが、特に四十年に於ける義務教育年限延長の實施學級の増加につれ、俄に教員の不足を來したので、努めて之が補充の途を講ずると共に、文部省は四十年六月及び四十四年四月、小學校教員の月俸額を引上げ、又同四十四年十月、市町村立小學校長中道府縣三人を限り、奏任官待遇の方途を講ずるなどした。

〔補説〕 明治四十年の義務教育年限延長が市町村の教育費に及した影響は極めて大きい、當局は之が軽減の方策として、二部教授の方法を採らしめ、又教員の待遇上にも相當の手當を支給するは勿論、事情の許す限り住宅を與へ、或は菜園を供することゝした。即ち四十一年四月、本縣では市町村立小學校教員住宅費補

小學校教員恩給基金

市町村教育費
國庫補助法

小學校教員加俸令の改正

第二編 縣政の伸展

助規程を設け、年々四千圓を補助し、殘餘は加俸資金に編入するものとした。市町村立小學校教員の退隱料及び遺族扶助料に關しては、二十三年十月同法の制定と、之に伴ふ二十四年十月府縣小學校教員恩給基金管理規則其他に依り、二十五年其納金收入規則を定め、又市町村に對し、教員恩給基金は爾後市町村歳入田豫算表に教育費雜給として同基金の目を設けしめた。又小學校教員恩給審査委員、恩給顧問醫も二十九年七月勅令に依つて始めて設置せられた。之より先、同年三月市町村教員年功加俸國庫補助法が發布せられたので、十月同法により年功加俸を受くべきもの、申告手續、年功加俸國庫補助金支給規程を定めた。その後三十三年三月、市町村立小學校教育費國庫補助法により、前記市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及び前年十月の小學校教育費國庫補助法は何れも廢され、毎年豫算内の國庫補助金を以て教員年功加俸及び尋常小學校教員の特別加俸に充つるものとなつた。即ち市町村立小學校教員加俸令の公布によつて其詳細の規定が設けられ、本縣では三十三年九月之に關する改正を施してゐる所である。市町村立小學校教員加俸令は更に四十二年、四十四年に改正され、逐次年功加俸の増額を見てゐるが、殊に後者は同年二月桂首相を御前に召させられて賜つた勅語を恐察し、其支出を決意したもので、各級教員の加俸を増額せる外、單級尋常小學校勤務の正科教員に對して、年額六十圓以下の特別加俸を給與するの一途を設けたものである。

第二節 高等教育

高等中學造士館の其後

第七高等學校造士館の設立

高等中學造士館は明治二十年十二月以來官立として文部省の管轄に屬し、本科豫科補充科を置いたが、その始めて本科卒業生二人を出したる二十四年以後の本科卒業生は前後六回、總計四十八人を數へた。即ち二十九年年度に至り、都合により文部省の管理を解き、生徒は他の高等學校に轉學せしめられ、茲に本館は廢校するの止むを得ざるに至つた。同時に、同年十二月再び縣廳の管理に屬して開校し、鹿兒島縣尋常中學造士館と稱し、翌三十年元高等中學造士館の豫科生徒を收容した。然るに明治三十四年三月文部省直轄諸學校官制中改正の件を公布せられ、同官制中に第七高等學校造士館を加へられた。之より先、政府に於て高等學校増設の議あるに際し、公爵島津忠重は、金十六萬二千圓及び元高等中學造士館の建物、圖書、器具、器械を寄附して、高等學校設置のことを請願するところがあり、縣會又之に應じて高等學校の開設を建議したので、文部省之を納れ、茲に第七高等學校造士館の設立を見るに至つたのである。而して同年七月始めて大學豫科各部第一年生を募集し、九月より授業

島津忠重寄附
維持費を廢し
國庫支辨とす

鹿兒島高等農
林學校の創設

演習林農場

第二編 縣政の伸展

を開始した。十月二十五日開校式を舉行し、菊池文部大臣は學務局長上田萬年等を隨へて臨場した。而して本校經費は三十四年創設以來、島津公爵の寄附金を以て維持せられ來つたのであるが、三十八年四月以降全く國庫支辨に歸屬することゝなつた。この間、四十四年七月高等中學校令が公布せられ、同時に文部省令を以て高等中學校規程を定められた。次に鹿兒島高等農林學校は明治四十一年三月三十一日、勅令第六八號に依り、鹿兒島市上荒田村に設置され、翌年九月授業を開始した。本校は盛岡に次いで古き高等農林學校で、初代校長は農學博士玉利喜造、開校當時の學科は農學科、林學科の二であつた。之より先四十年、縣では同校創立費獻納費として十萬圓を三ヶ年繼續支出して同校の設立を招致し、以て本縣の産業開發に資したのである。四十二年肝屬郡垂水村高隈演習林、同郡佐多村農林實習場を設置し、又農場に於ては、牛豚山羊鶏家鴨蜜蜂を飼養した。殊に牛は四十五年二月始めて北米合衆國紐育州シラキユースよりホルスタインプリアン種牡二頭、牝十二頭を輸入し、大正元年十一月熊毛郡北種子村鬼ヶ澤山國有林中に牧場の保管轉換を受け、之が研究場に充つることゝした。

第三節 師範教育

明治二十五年七月文部省令尋常師範學校生徒募集規則及び尋常師範學校卒業生服務規則の發布に依り、本縣では、翌年十二月各細則を定め、前者に於ては第一種生につき島司郡市長は豫め薦舉人員の三倍の候補者を選抜して學力試験を受けしめ、合格者より薦舉生を定むるものとし、第二種に就ては本校に於て試験を施行するものと定めた。その後二十八年一月本縣師範學校規則を改定し、男子師範學科、女子師範學科及び小學校教員講習科を置くものとし、更に同年四月より小學校農業專科教員講習科(修業年限一年半)を設け、農業專科正教員の養成を圖つた。間もなく、三十年十月師範教育令が制定せられたが、之に依つて尋常の二字を削つて單に師範學校とし、生徒には學資支給を本體と定めた。また同年、男女師範分離の途開かれ、生徒定員に關し、府縣内學齡兒童三分二に對し、一學級七十名の割合を以て算出する全學級數の二十分一以上に相當する卒業生を出すべきことゝなつた。之に依つて、本縣では年々八十名以上の卒業生を要することゝなつたが、當時就學督勵法の緒に就かんとする

師範學校生徒
募集規則同卒
業生服務規則

三十年師範學
校令の改正

小學校學級
加と師範卒
生増員の必要

第五章 教育

定員増加と簡易科

第一部第二部
男女師範の分

數次の増員

の時に際し、縣下の教員不足は甚しき状態にあり、旁々之が方策として三十二年一月、二十五年の生徒學資支給方法を改正して衣食の給與を潤澤にし、次で三十二年二月男子女子兩師範學科の定員を増し、尙新に簡易科を設け、又講習科は甲種のみとして新に學資補助をなすこととした。その後、三十四年講習科生を廢し、簡易科生を本科と同待遇とした。而して三十七年に至り本科簡易科の外、小學校教員講習科は隨時之を設けるものとし、次いで四十一年三月の改正で、本科第一部第二部としたが、隨時講習科を置くことまた前と同様であつた。四十三年に至り、男子部を鹿兒島郡西武田村に新築分離して之に移し、女子師範學校は舊師範學校々舎を使用することとなつた。而して鹿兒島縣師範學校は本科第一部第二部を十三學級に編制し、又女子師範學校は本科第一部第二部を五學級に編制し、別に養成科(本科正教員養成の目的を以て速成的講習をなす)と講習科(本科正教員數十名を收容して更に必要なる温習をなす)の二科を置いた。四十四年師範學校第二部を増員し、四十五年四月にも一部學則を改正したが、以上數次の改正は小學校義務教育年限延長以來の教員不足に應ずべく爲されてをり、當時尋常小學校二學級に教員一人を、三學級に二人の率に高めることが當局の方針であつた。

第四節 中等教育

縣立尋常中學校の設立

尋常中學造士館

各分校設立の急務

明治二十七年四月十九日、十九年四月の中學校令及び諸學校通則に依り、鹿兒島縣立尋常中學校を鹿兒島市山下町に設置し、校則を定めたが、之は翌年四月鹿兒島縣尋常中學校々則として改定された。而して、曩に二十年昇格せる高等中學造士館は、二十九年九月に至り廢校の已むなきに至つたので、同年十月再び縣廳の管理に屬する鹿兒島縣尋常中學造士館とし、館則は總て前記鹿兒島縣尋常中學校々則に依り、三十年一月元高等中學造士館豫科生徒を收容して授業を開始し、且つ翌年四月鹿兒島縣立尋常中學校の第四學年以下第二學年に至る生徒各四十名をも轉學せしめた。一方、日清戰役後各種高等普通教育勃興の氣運は中等學校の地方的分布を必然ならしめ、既に縣下の興望となれるに鑑み、加納知事は二十八年の縣會に諮り、尋常中學校分校の設置を期したが、三十年四月に至り鹿兒島縣尋常中學校第一分校を高城郡東水引村宮内に、第二分校を始良郡加治木村反土に設置し、其學科及び程度は本校第三

各分校の改稱

三十二年の中學校令改正

第四中學校の新設

中學校令改正
廢止と第一中學校分校の分設

學年迄の規程に依つた。此組織は、翌年四月より改めて第一分校を鹿兒島縣第二尋常中學校、第二分校を同第三尋常中學校とし、校則は二十八年縣令第三九號を適用するものと改め、同時に鹿兒島縣尋常中學校を鹿兒島縣第一尋常中學校と改稱したが、翌年各校に共通の第一尋常中學校々則の改正を見た。三十二年二月文部省は時勢の要求に應じて中學校令を改定し、尋常中學校を單に中學校とし、一ケ年以内の補習科を置き、又各府縣に一箇以上の中學校の設立を命じ、郡、市、町村其他に於ても亦中學校を設置し得る等、重要な改正を施した。更に翌々年三月には、中學校令施行規則により、學課編制以下に關する規定を網羅し、又翌三十五年十二月中學校教授要目を定め、全國中學校の教授内容は劃一的に整頓することゝなつた。本縣では、既に中學校入學者の激増に應じて、三十三年四月、第四中學校を川邊郡川邊村田部田字小松ヶ尾に設置したが、三十四年に至り、豫て其設置に關し第一中學校との均衡上問題のあつた中學校令は同年第七高等學校造士館開設につれて四月三十日を以て廢止し、其五月第一中學校分校を鹿兒島市山下町に假設して舊造士館の生徒を收容した。而して、同年九月より鹿兒島縣第一中學校を鹿兒島縣立鹿兒島

各校の改稱

志布志中學校の新設

中學校學則の改正

中學校程度私立學校
三州義塾
博約義塾

中學校、同第一中學校分校を縣立鹿兒島中學校分校、第二中學校を縣立川内中學校、第三中學校を縣立加治木中學校、第四中學校を縣立川邊中學校と改めた。然るに三十九年四月、縣立鹿兒島中學校を縣立鹿兒島第一中學校と改稱し、縣立鹿兒島中學校分校を獨立せしめて縣立鹿兒島第二中學校と呼ぶことゝなつた。この後四十二年四月、縣立志布志中學校の設置があつて、中學校は全部で六校を數へるに至つた。

中學校の學則は三十五年四月改正の後、四十二年四月、四十五年六月に改正されたが、殊に後者に於ては、前年七月の文部省中學校令施行規則中改正に應じ、新に隨意科目として實業を加へたことは重要な改正である。その他、四十四年三月縣立學校職制、縣立學校職務規程を定め、教諭の外助教諭を置き、又教諭心得、助教諭心得を置くことゝなり、なほ志布志中學校を除き、何れも補習科を設けた。

〔補説〕 私立學校中學校程度のもは多くは小學校補修科程度に過ぎなかつたが、古くは何れも塾であつた。共立學舎（明治十一年河俣政）、三州義塾（同十五年榊立、山、鏡、塾、同十七年野村鼎）、博約義塾（同十八年安藤令）、等は最も古く、他に英和學校（同二十一年尾形直十）、講數義塾（同上、巖太郎）、英學講習會（同二十三年小林）、豫修學（同二十一年馬場町）、講數義塾（同上、加治屋町）、英學講習會（同二十六年日町）、豫修學

種子島學校

加治木育英學校
私立補習學校

縣立高等女學校の創設

校(同上、宮木慶二)、養成義塾(同上、安田)等が擧げられる。地方では熊毛郡北種子村の種子島學校(同二十三年前)、西嶮郡國分村の青藍義塾(同上、牧元喜)があつた。日清戦争後は、之等の内共立學會(河俣政二の後、知識彦一、野村政)、三州義塾(後、醜院良頃迄維持せらる)、博約義塾(時任清等により大正)、種子島學校(引續き前田謙藏經營)の外、英佛義塾(馬場町に設立)、私立鹿兒島醫學校(平ノ馬場町、校主酒匂宗忠)、鹿兒島學校(三十五年三原直、明治學院助設立、西千石町)等があつた。而して地方にあつては、獨り種子島學校が見るべきものであつた。併し博約義塾、鹿兒島學校、明治學院、種子島學校が中等學校類似學校たりし以外、小學校に類するものは日露戦争直前より稍多きを加へた。加治木育英學校(明治三)、蒲生補習學校(同上)、喜入補習學校(同上)、知覽豫修學校(六年)、東市來補習學校(同上)は何れも村立として補習程度の普通學科を教授したのである。又私立としては、精華學校(九年)、南陽學院(四十)、松ヶ浦學校(同上)、垂城學院(四十)、明德發(四十)等があつた。また特殊學校には清語學館(八年)、英和學校(九年)等が語學其他を教授してゐた。

二 高等女學校

第二高等女學校の新設
各地の實科高等女學校

私立女學校
鶴嶺女學校

上であつた。又定員四百名とし、修身、國語、英語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、家事裁縫、音樂、體操の十二を科した。四十二年四月より教育農事を加へた外、外國語は隨意科とし、又新に補習科を置いた。四十三年に至り、女子師範學校に第二高等女學校を附設したので、縣立高等女學校は鹿兒島縣立第一高等女學校と改稱した。また四十五年七月學則中、教育實業(農業、商業、工業の中に就き其一課目を課す)を改正した。猶ほこの外、實科高等女學校としては、四十五年五月加治木村反土柁城女子尋常高等小學校に附設の加治木實科高等女學校、同年六月薩摩郡東水引村大小路(同十二月同村大小)に定めた薩摩郡立實科高等女學校があつた。

[補説] 私立女學校に就ては、日清戦役以前鹿兒島に一時采蘋女學校(明治二十)、成淑女塾(同二十三)、鹿兒島女學校(同二十四)、山口女學校(同二十五)等があつたが、何れも其規模は家塾に類するものであつた。其後二十九年に至り、鶴嶺女學校創立され、三十五年には有終女學校、三十六年に明治女學校、錦江女學校、三十七年に千臺女學校(薩摩郡平佐村)、又四十年には鹿兒島女學館が設立を見てゐる。併し右の内鶴嶺女學校、千臺女學校を除き其存續期間は短かつた。鶴嶺女學校は縣下女子高等普通教育上最も古い歴史を有し、二十九年十二月島津サエ子を校長として市の許可の下に、平之馬場町に開設せるものである。三十年六月始めて縣の認可を得、三十五年度より縣費補助を得た。四十年島津治子校長となり、四十二年學則を

改定、清水町に新築移轉した。四十五年三月文部大臣の認可の下に、三ヶ年程度の實科高等女學校を併置するに至つてゐる。

第五節 實業教育

一 農業學校

農學校は明治二十九年三月、二十七年七月の簡易農學校規程に依り、鹿兒島簡易農學校を鹿兒島市荒田村字久保に設置したのを最初とする。蓋し之より先、本縣尋常師範學校に附屬せしめた農業專科講習所を新に國庫補助金を得て改組せるもので、従つて卒業の後乙種檢定を経て小學校教員たるものを養成する等從來の特色を存置した。同校は本科別科とし、本科は年齢十四年以上、尋常小學校卒業者をとり、別科は年齢十八年以上にして、前者は二年、後者は一ヶ年の修業年限で、此別科の目的は當時熊本縣より雇聘多かりし農業教授人に換へ、各村配置の農業教師を普及せしむるにあつた。間もなく三十一年四月、鹿兒島縣農學校と改稱し、其程度を高めて中學校同様高等小學校三年以上のものゝ收容することに改め、本科三年、別科一年とした。即ち三十二年

鹿兒島簡易農學校の創立
農業教師養成の必要

鹿屋移轉

畜産學校

大島農學校

種子島農林學校
伊作農學校
篠川農學校

鹿兒島市立商業學校の設立

五月農業學校規程甲種程度に從はしめ、翌三十三年四月肝屬郡鹿屋村秋川字藤塚に移轉し、農科^(三ヶ年)、獸醫科^(三ヶ年)、豫科^(二ヶ年)及び農業別科とした。更に三十四年三月蠶業別科を置き、同年九月縣立鹿屋農學校と改稱した。而して爾後三十六年豫科を廢し、三十九年農業別科及び蠶業別科を各專科とした。
〔補説〕 農學校鹿屋移轉に就ては、三十二年加納知事は、同地に設置豫定の第五中學校を變更して畜産學校とし、其豫科より中學第三學年に入る途を設けしむる考であつた。然るに縣會は寧ろ既設農學校に農科・畜産科を置き、共に模範を擴大せんことを議したのである。

次いで三十四年四月大島郡伊津部村宇安勝に大島農學校を創立し、農業と林業に従事する者の養成を圖り、最初は本科^(三ヶ年)、豫科^(二ヶ年)であつたが、四十年五月、本科の外、農業別科、蠶業別科^(各一ヶ年)を置くこととした^(但し農業別科は、)。以上の外、乙種農學校には郡立種子島農林學校^(明治三十一年設立)、村立伊作農學校^(同二十八年設立)、大島田檢外六十一村組合立篠川農學校^(同三十三年設立、但し三十六年迄實業補習學校)の三校があつた。

二 商業學校

商業學校は明治二十七年鹿兒島市第三區費を以て易居町に設立の鹿兒島市立鹿兒島商業學校があり、最初簡易商業學校であつたが、三十一年四月甲種

市經營となる

縣立商船學校の新設

水産科を増設

職業徒弟學校

鹿兒島縣授産學校
各地の職業徒弟學校

同女子業徒弟學校

鹿兒島市立女子興業學校

程度商業學校とし、同時に本科^(三ヶ年)簡易科^(四ヶ年)とした。翌年徴兵令並に文官任用令に依り官公立中學校同等の認可を受け簡易科の修業年限を短縮し、更に豫科を置いた。また三十四年乙種商業科^(三ヶ年)を加へた。之は間もなく三十七年廢したが、三十九年四月に至り、從來の第三區費を市經營に移管したのである。又校名は三十七年四月以來、鹿兒島市立商業學校と稱した。

次に縣立商船學校は明治四十一年七月に鹿兒島市山下町に設置されたが、其程度は甲種程度とし、高等の海技免狀を受くべき海員の養成に資するもので、航海科^(六ヶ年)と機關科^(六ヶ年)とを置いた外、更に専修科を設け得るものとした。四十三年四月より商船水産學校と改稱し、商船學校規程甲種程度の外に水産學校規程本科程度に依らしめ、新に水産科^(修業年限三ヶ年)を設けた。この外、治末年鹿兒島に私立の商船學校一があつたが、僅少の實習生を除く外、學科に於ては比較的見るべきものがなかつた。

四 職業徒弟學校

本縣に於ける職業徒弟學校の發達は頗る著しいものがあつたが、明治二十

六年設立の鹿兒島縣授産學校、二十七年設立の鹿兒島市立女子徒弟興業學校^(補説)はその最も古いものである。爾後伊作女子職業學校^(五ヶ年)市成女子徒弟學校^(六ヶ年)東市來女子徒弟學校^(同上)串木野女子職業學校^(同上)等漸次新設或は實業補習學校の改組せるものを見るやうになつたが、日露戰爭後教育勃興の趨勢につれ之等は更に普及した。即ち郡立工業徒弟學校には鹿兒島郡^(四ヶ年)川邊郡^(四ヶ年)延見郡^(四ヶ年)始良郡^(三ヶ年)の三校、村立工業徒弟學校には指宿村^(九ヶ年)の外、西串良實業學校^(三ヶ年)を數へるに至つた。一方女子職業徒弟學校に於ても、前記各校以外に、高山村立女子職業學校^(七ヶ年)北種子村立女子職業學校^(八ヶ年)加世田村立女子技藝學校^(五ヶ年)等の設立を見てゐる。

[補説] 鹿兒島市立女子興業學校は本縣女子職業學校中最も古いものであるが、其創立は明治二十七年十月に係り、二十九年女子徒弟興業學校と改稱する迄實業補習學校であつた。上述の如く明治二十五年鹿兒島市を三學區に分つた際、その第三區たる下町方限^(新町外十ヶ町)は商業中心地帯で、同區負擔を以て、男子の爲め簡易商業學校、女子の爲めに實業補習學校の設立を計劃したものである。而して女子實業補習學校の組織は東京共立女子職業學校に則り、當初本科・選科・技能科としたが、其後に至り加納知事の勸奨によつて機械及び染色科を加設した。三十六年五月市立女子興業學校と改稱し、又三十九年度より全市負擔となつた。

實業教育に關する講習

實業學校派遣生

實業補習學校の發達

三十五年の各地實業補習

實業教育に關する講習に就ては、古く明治二十七年七月、工業教員養成所を開設し、本科・速成科を置いたが、之は徒弟學校及び工業補習學校教員志望者を本廳に於て薦擧するものであつた。その後四十三年八月、實業學校教員講習會を開き、徒弟學校實業補習學校の教員に染色・機織の講習をなしたが、當時縣下に染織に關係する學校約五十、其教員百五名中、無資格者七十名で、尙この方面の教師に不足を告げてゐたので、翌年より此講習を一層擴張した。この他縣の事業として實業學校派遣生があり(四十二年一月實業學校派遣生規程)、本縣に設置のなき實業學校に派遣生を送り、卒業後知事指定の義務年限を服務せしめた。

五 實業補習教育

本縣に於ける實業補習學校としては、明治二十六年設立の伊作村立女子實業補習學校(機織)の如きが最も古いものであらう。同校は二十八年に男子實業補習學校(製紙)を加へ、また鹿兒島にも市立女子實業學校の設立を見、翌年市成村女子實業學校(機織)が設置せられた。是等は何れも間もなく職業學校乃至徒弟學校となつたのである。その後三十五年に至つて、頓に實業補習教育の普及を見るに至つたが、この頃設置のものには、高山村(三十二年)、北種子村(三十四年)、

四十四年の實業補習學校數

鹿兒島盲啞學校
鹿兒島慈惠盲啞學校

鹿兒島聾學校
鹿兒島盲學校

第六節 盲啞教育

西市來村(三十五年)の各女子補習實業學校の外、里村立甌島水産補習學校(三十二年)の如きがあつた。三十六年に至つては、東加世田村、吉田村、同村、本名、指宿村、同村、柳田、同村、魚見、穎娃村、九玉、下伊集院村、谷山村、羽月村、田代、加治木村(女子)、西串良村、大始良村、田代村の各村立實業補習學校及び蒲生村女子實業補習學校(三十八年)が一時に設置せられた。之等は殆んど農業、裁縫、機織及び若干の普通科を課するものであつたが、西串良村、田代村の如きは純然たる農業補習學校(但し西串良村は四十年に至り實業補習學校と改め、女子部を設く)であつた。爾來日露戰爭を経て各地に實業補習學校の設置漸く多く、四十四年には六十六校(工業四十五、農業七、工業十二)に達した。

盲啞者教育の爲めの學校は私立二校で、鹿兒島盲啞學校は明治三十三年(設立者佐土原スニ)、鹿兒島慈惠盲啞學校は三十五年(校長南雲總次郎)創立されたものである。兩者とも普通科技藝科に分ち、修業年限五ヶ年であつた。而して四十二年より、兩者協定して、新に鹿兒島聾學校と鹿兒島盲學校(縣立盲啞學校の前身)との二つとして、一は聾啞者のみを、他は盲者のみを收容することとし、各生徒を交換し、

各區別して教授する途を開いた。

第七節 社會教育

圖書館は根占書籍館(明治十六年創立)と教育會附屬のもの(三十五年創立)の私立二館があつた。

然るに後者は四十五年に至り、之を縣に寄附し、從來の建物の儘開館した。

當時閱覽室三十四坪、書庫十二坪、事務室六坪であつた。

二新聞・雜誌

明治時代の新聞、雜誌に就て、先づ明治十年代に發刊を見た新聞を見ると、十四年に鹿兒島新聞、十五年にはめざまし新聞、十六年には鹿城新報、鹿兒島日報が相次いで發刊を見た。

鹿兒島新聞は明治十四年二月十一日鹿兒島士族野村忍介以下三十名發起し、鹿兒島郡新町外十二町役場内を借受けて創刊せるもので、役員として發起人中より互選を以て、監督に野村忍郷、社長に市來政明(後姓)を擧げ、尙淺野完治(編輯)、鎌田政紀(事務)、永田彦兵衛(印刷)を任じ、間もなく元吉秀三郎(論說)、矢野可家(小説)を迎へた。

當初印刷機械の如き大部分縣廳所有のもの

のものを借受け、體裁の如きも初號は洋紙(縦二尺四寸五分)四頁、發行部數千二百、三百であつた。

同年六月生産町に移り、又十一月十五日内務卿の認可を受けた。

十六年に至り、社長野村政明より淺田眞造に讓渡し、同人が社長兼編輯長として、新聞紙條例により發行繼續した。

間もなく同年中野村盛詮に讓渡され、更に新納彌四郎に讓渡さるゝ等屢次に互り社長、發行所を變へたが、兎に角その後引續き發行を見たもので、九州に於ては其歴史の古い點、有數の新聞である。

鹿兒島新聞創刊の翌十五年には鹿城新報の發刊が計劃せられたが、之は和泉邦彦社長、編輯長別府源一郎、社地は鹿兒島中町に置かれた。

十月五日内務卿より許可を受けた。然るに許可期限内に活字等が整備しなかつたので、改めて翌十六年右田啖次郎社長となり、秋田昌勝編輯長として、社名も鹿城社と改め、三月許可を得て之を發行した。

間もなくして新聞紙條例改正に遭ひ、更に川村休右衛門社長、山口笑三編輯人として保證金を納付し、八月許可を得て之を繼續することゝなつた。

以上の外、めざまし新聞は十五年十月發刊許可を受けた日刊新聞で、社主中村康吉、編輯人伊地知築右衛門であつた。

又鹿兒島日報は十六年三月許可さ

鹿城新報

めざまし新聞

鹿兒島日報

れた日刊新聞で、野村盛詮社主、山下仲藏假編輯長として社を鹿兒島生産町に設けた。

鹿兒島毎日新聞

その後明治二十三年以後に於ける状況を見るに、既述の十四年開業の鹿兒島新聞、二十四年十月獨立俱樂部の機關紙として開業の鹿兒島毎日新聞を始め、明治二十七年迄に尊皇奉佛國教繪入新聞(明治二十三年十一月創刊、森山治助編輯)、錦江新聞(明治二十四年八月創刊、鹿兒島商法會議所發行)、薩陽日報(明治二十五年二月創刊、薩陽日報社發行)の三紙が發刊を見た。鹿兒島新聞、鹿兒島毎日新聞については、政黨の沿革中若干觸れてをいた如く、當時の政黨との關係を看過され得ない。即ち鹿兒島新聞は二十二年に至り、從來の組合に依る株式より轉じて鹿兒島同志會の機關紙となり、監督も同年十一月奥田直之助、二十八年柚木慶二之に代り、三十五年元吉秀三郎が之に轉じた。

鹿兒島實業新聞の發刊

一方この間三十二年七月、鹿兒島宮崎兩縣下の實業家に依り株式會社鹿兒島實業新聞社が創立され、翌年二月十一日其第一號を創刊した。同紙は實業新聞として政治上不偏不黨の立場を標榜し、特色を縣下產業の開發、教育の普及、社會生活の改善に置き、専ら自由な評論、機敏な報道を旨とせるものであった。大正二年十一月鹿兒島朝日新聞と改稱、一層紙面の刷新を圖り、引續き産業方面の啓發に盡し、地方新聞として異色ある發展を遂げた。この外肥薩鐵道開通を機に九州日日新聞支社の設置があり、また四十二年には大島新報、四十三年には南島時報、四十四年には衛生新報、痛快新聞、大島時事等が相次いで發刊を見てゐる。

鹿兒島朝日新聞と改稱

大島に發刊の諸新聞

雜誌類

正華新誌

錦江新誌

鹿兒島縣教育通信雜誌

討論雜誌と輿論公評昭陽雜誌

商業雜誌

次に雜誌類は明治十年代に於ては、正華新誌(明治十四年十一月發行許可)、錦江新誌(十五年鹿兒島縣教育通信雜誌)、討論雜誌(同年五月)、輿論公評昭陽雜誌(同年十月)、商業雜誌(十六年同)等が其主要なるものであつた。正華新誌は竹下六郎社長、多川常澄編輯のもので、文法を明解し、小學校生徒の文章を編輯批評する啓蒙的のもので、毎日曜に刷行した。錦江新誌は一木齊太郎社長兼編輯を掌り、輿論の精華と思はれるものを集編して社會の弊癥を矯正するを名としてゐた小冊子で、毎月五號發行であつた。鹿兒島縣教育通信雜誌は鹿兒島東千石馬場町の同社發行、久木田昌綏社長兼編輯で、月四號發行、専ら教育に關する官令、雜報論說、格言等を記載論述した。討論雜誌は月六號を刷行して、輿論公評昭陽雜誌と共に中村康吉の發行のもので、後者は伊地知築右衛門編輯に當り、鹿兒島山下町の昭陽社から發行され、唐紙十枚餘の小部のものであつた。また商業雜誌は鹿兒島商法會議所の

私立教育會雜誌
鹿兒島縣聯合
青年會雜誌

鹿兒島教育

郷土發行の諸誌

鹿兒島縣私立教育會の沿革

機關雜誌として發行されたものであつた。その後明治二十年以後日清戰役當時に至る間に於ける發行雜誌は鹿兒島縣私立教育會雜誌(二十年九月創刊)、大日本私立衛生會鹿兒島支會報告(十九年創刊)、鹿兒島縣青年會雜誌(二十四年三月創刊)、鹿兒島縣聯合青年會雜誌(二十六年二月創刊)、皇道雜誌(二十四年二月創刊)等があつた。之等の多くは公共團體の機關雜誌であつたが、教育會雜誌を除き比較的永續性がなかつた。次にその後日露戰爭後明治末年に至る間の状況を見ると、前述の私立教育會雜誌の後身たる鹿兒島教育の外、三十九年には鹿兒島家庭雜誌、鹿兒島縣醫學會雜誌、四十年には高等小學校兒童之友、四十四年には報徳、翌年には家庭等の發刊を見てゐる。

この外郷土的なものに四十一年發刊の柁城、四十三年に高尾野旬報、いづみ、大川内月報、四十五年に申木野申木野時報等があつた。

第八節 教育に關する法人

本縣教育團體として縣下教育の發展に盡し、學術、教養、訓育等に貢獻する所

創設

黒田才藏

社団法人に改む

少からざる私立教育會は明治二十年創立された。之より先、明治十五、六年頃教育者の社交的團體として各種のものがあり、その中に鹿兒島縣教育會があつたが、何れも確固たる團體組織を有しなかつた。二十年に至り、私立教育會の創設せられたのは、之等の諸團體を一丸としたもので、縣學務課郷友會等と謀り、八月二十七日本會發會式を尋常師範學校内に於て開いた。當時の師範學校長兼學務課長黒田才藏發企人總代として會議を宰り、會長に知事渡邊千秋を推し、黒田才藏副會長となり、其他商議員、理事を選擧して本會の組織成るに至つた。その事務所は同年九月、假に縣廳に設けたが、後十月、東千石町に移し、以後數次之を移轉した。而して三十五年五月に至り、縣廳内敷地に事務所、倉庫、閱覽室が竣工するに至り、六月、ここに移轉した。その後四十一年に至り、會の組織を社団法人となし、會長一人、副會長二名を置いた。而して縣當局に於ても年々多額の補助を與へ、其事業の育成に努めてゐる所である。

第六章 教育

第六章 産業

本縣産業の内

産業に對する
一般的施設

加納知事の勸
業政策

本縣産業を生産額によつて見ると、明治末年農業六二%、工業一四%、水産八%、林産六%、蠶絲業四%、畜産四%、鑛産二%の順位であつて、本縣産業上農業の占むる地位は壓倒的に大であり、本縣が農業縣たるの所以である。

扱て前期に於ける産業諸部門の發展の跡を受けて、本期に於ては更に一段の飛躍發展が見られるが、先づ一般的施設に就て瞥見を與へることゝしよう。

曩に明治二十一年より知事の特選に改めた郡配置の勸業委員は、二十三年三月を以て廢止せらるゝ所となつた。また十七年創設の勸業諮問會は二十一年五月以後會則を更定し、毎年春秋兩度縣廳に開催するものとなつた。明治二十七年、加納久宜の本縣知事たるに及び、産業に意を用ふること頗る篤かつたが、加納知事は當時に於ける縣下殖産の狀況を以て、要するに他動的進歩によるものであつて、獎勵一度弛まば遂に屈退せむを保せずとの見解を抱き、産業一般に對して次の如き方針を以て臨んだ。

(一) 國利民福を進むる爲めには、他くまで干渉主義を執ること

(二) 産業上諸規程の勵行に就ては、勸業警察的行動を以て、各警察官吏を働かしむること
(その一例として大島々廳に於ては警察課長を以て勸業課長を兼務せしめた)

(三) 官吏を重んずるの習慣と、無報酬にて働かせるの利益と、行政廳との聯絡に都合能きとの三理由により、各種團體の會長事務長の如き、大概知事自ら其責に任じ、之を利用して、大に干渉政策を採つたが、のち諸産業の發達に伴ひ、各團體の長は民間の選擇に任じ、漸次本體に復するの方針を採つた

(四) 縣稅の補助を乞ふは、實業團體の本色を傷くるものであるが、必要と認むる事業に於ては、現在將來共に補助金を交附して、益々民業の發達を獎勵すべきこと
 (五) 主任一回の巡村視察は、百丈の文書に勝るものあるを以て、勸業四課の課員は直接の獎勵に當らしめ、課中の椅子常に温まるの逸なからしむべきこと

この間、三十三年より翌年に至る迄を第一期として、三十三年四月勸業費補助規程が定められ、千頭知事に至つて、諸産業助成策は一段と進展した。又阪本知事時代、四十三年九月、縣が産業調査會を設けて、工學博士五代龍作外五十三名(内大島七名)の委員を囑託して、産業各方面に互る基本的な調査研究をなしたことは、本縣産業是の決定に與つて力があつた。

第一節 農業

勸業費補助規
程
産業調査會

普通農事の改良

農事改良施行
通規

農事教授人配
置の變遷

三十四年度を
以て縣下一巡

一 一般農事の改良と諸施設

明治十九年始めて熊本縣より農業教師を雇聘し、米作改良の緒に著いてより、普通農事の改良は漸次其効を奏し、爾來繼續事業として、縣下各村に之を普及せしめた。即ち二十二年三月農事改良施行通規を定め、各郡役所に農事教授人試験擔當人を置かしたるが、其結果の良好なりしに鑑み、二十四年以降之を町村に移して一段の普及を圖つた。普通農事教授人配置は、縣の各補助事業中最も効果の顯著なものとして、縣會に於ても異論のない所であつた。夫故、其配置を希望する村多く、二十六年より從來の二十人を三十人に増加したが、三ヶ年の満期後も繼續留任を出願するものが多かつた。斯くて、農事教授人は年々十數村に配置されたが、二十八年一月先の農事改良施行通規を改めて普通農事改良施行規程とし、専ら米・大麥・裸麥・小麥の改良、排水の施行、馬耕の傳習に補助することゝし、翌年より更に十五人を増加し、三十四年度を以て一先づ縣下各村を一巡することゝなつた。この農事教授人は從來の關係上、主として熊本縣山鹿・菊池郡地方より雇聘せられたが、二十九年本縣農學校設置以後は、其卒業生を以て漸次之に換ゆるの方針で進んだ。而して、縣の補助中

大島栽培場と
教授人の配置

日露戦争と農
産物増産

報效農事小組
合の發達

止後も、村費聘用を以て、改良事業を繼續せる村が多かつたのである。大島郡に於ては、別に大島經濟勸業費を以て、名瀬に栽培場(主として野菜の)を設け、希望に應じて指導員を巡回せしめた外、教授人の配置は大島・徳之島・沖永良部島各一人宛としたのである。やがて三十七年日露戦争の勃發するや、之に伴ふ國內産業増進の要請に於て、本縣農家經濟に於ても一般の躍進が期せらるゝことゝなつた。即ち縣は同年三月、時に訓令して、時局に際し農産物増産を圖る爲め、農事獎勵要綱を指示する所があつた。

〔補説〕この戦役を機として、本縣農村改善に一大飛躍を試みたものは、報效農事小組合の設立であつた。即ち三十七年四月縣は、一般に訓令を以て、農事改善の實行機關として、農事小組合の設置を要望した。農事小組合は、既に日清戦役前より任意的に組織せられ、相互扶助的活動をなしてゐたが、之が組織化されたのは、二十九年加納知事が郡市町村長と謀つて、小組合の設置を強化して以來であつた。即ち其趣旨は、戦時に於ける將兵の緊張せる精神、統制ある肉體上の訓練を農村に植付け、以て農業の開發に効果を致さんとしたものであつた。この報效農事小組合も亦之に倣ふもので、主として大字、方限を以て區域とし、市村農會若しくは市村長の監督を受け、組長一名、相談役五名を置くものとした。この外報

第二編 縣政の伸展

效農事小組合の特色としては、虚禮廢止、貯金規約が擧げられ、爰にも一の戦時色を見る事が出来る。その後縣は此農事小組合の活動を一層實効あらしむる手段として、四十二年以後優良組合を甲乙丙三級として、年々五、六十組を表彰して勸奨した。

以上は明治二十三年以來の一般農事の改良に關する沿革の概略であるが、明治中期以來本縣農事改良に對し、中心的存在となつたものに、縣立農事試験場と縣農會とがある。

縣立農事試験場は明治三十三年鹿兒島市上荒田町市成屋敷跡縣立農學校の鹿屋移轉に際し、その附屬試験場を收用して、同年四月より開業したものである。而も最初其規模極めて小さく、普通作物及び園藝作物に關する一般的試験を施行したが、翌年度業務の擴張と共に、漸次其試験地を増加し、唐湊其他に於ても試験地を見るに至つた。三十四年模範茶園を設置し、又種豚の飼育を始め、翌年見習生の養成を開始し、三十六年度より二ヶ年農商務省より蠶種種類試験施行の囑託を受けた。尙蠶業上の改善の爲めには、三十六年より鹿屋に桑苗圃を設け、三十九年以後酒精釀造試験を施行し、四十一年當場に設置の原種田は四十四、五年麥作改良の要望に應じて、一段強化せられた。四十四

年より開始した分析に關する業務は、先づ酸性土壤調査に着手し、又同年度昆虫病理部を分設した。果樹に關する施設は、四十三年當場に果樹園を設け、四十五年より柑橘苗圃、蔬菜園を設置して、苗の養成配布をなした。この外に四十一年度農商務省の委託事業として爲したものに阿列布樹の栽培試験が擧げられる。猶ほ附記すべきは、四十五年農報會の組織と、縣の農報の發刊があつた。

次に農會の沿革を概述すると、明治二十七年十二月始めて縣は農會規則を發布し、縣郡市村の三級農會を系統的に設置せしめ、從來知事の認可を経て成立せるものも、凡て之が組織下に統一することとした。即ち翌年四月に至り、右に基く鹿兒島縣農會規則は認可された。この各級農會の事業は大體前述の農事改良の夫と同様で、特に各農會の改良試験田を設置せしめたことは留目せられる。之より先、農會役員の選舉、進退に關し、二十九年一月、三十一年十月規則改正を見、大島郡方農會も三十年十二月の縣令を以て、翌年二月組織されるに至つたが、爰に三十二年農會法、及び翌三十三年農會令の公布に依つて、三十二年六月を以て、現在の鹿兒島縣農會が設立せられた。

耕地整理法と
本縣獎勵規則

三十八年の改
正

四十二年の改
正耕地整理法

次に土地改良に就て述べると、明治三十二年三月の耕地整理法は三十三年一月より施行され、即ち本縣に於ては、三十五年二月排水及耕地整理獎勵規則を定めた。然るに翌月、耕地整理法一部改正を見、農工銀行の代理貸付に關する不便を除去し、翌年日本勸業銀行の年賦貸付制度が設けられたので、耕地整理事業は一段の利便を得ることゝなつた。また三十八年法律改正及び省令を以て、耕地整理に關し、行政廳の監督は一層嚴密となつた。仍て三十九年十月、耕地整理土地改良獎勵規程を設け、基本調査實施の爲め管内を六大區に分つて、同年凡そ千二百町歩の整理をなしたが、當時縣下水田は約五萬八千町歩(内九分六の三萬九千町歩は濕田)で、之に對し、調査部、設計部、監督部を置き、年二千町歩完成を計劃し、其經費三分二を國庫補助とした。而して四十一年三月に至るや、前規程を改正し、基本調査の外、設計及び工事監督を一層具體的に進めるものとした。

三十三年施行以來、耕地整理法は數次改正を見たにも拘らず、世運の進展に伴ひ、四十二年四月全面的改正を見、認可手續を簡略にし、之に關する權限を擧げて、地方長官に移讓した。また之と同時に、從來の國庫補助金の交付の外、大

加納知事



千頭知事



事業を農會より縣に移す

明治年間の施行成績

藏省預金部資金供給の途を開くこととなり、耕地整理事業は爰に一段階を劃するものとなつた。本縣では、之に應じて、從來縣農會に委任せる排水耕地整理事業を、縣に移管する一方、十一月耕地整理土地改良獎勵規程を改定し、翌年より實施した。この頃縣下耕地整理事業は平坦地を了すると共に、次第に設計調査上困難な小地區に及ぶこととなり、年々事業繰越多く、且つ法規上手續も複雑化したので、基本調査三千町、設計千五百町、工事監督八百町餘の計劃實施であつた。故に四十四年より一層之を急進せしむる爲め、同四月耕地整理出張所を擴張し、その六月、更に獎勵規程を改正した。四十五年、八町、六町、三町、以上による耕地整理事業施行の狀況は、舊法によるもの、肝屬郡大始良村大字野里(三十四年三月設立)を最も古いものとして、薩摩外九郡に於て、凡そ五十二ヶ村、地區數百二十七を數へた。而して改正耕地整理法實施に依り、組合設立又は施行認可を得たものを加へた地區數は二百三十七區(一地區内に於て更に區を分ちたるものを計上すれば二百五十八)、其地積は七千三百七町である。また換地處分認可地區數は三十二區、地積は五百八十九町であつて、地積合せて七千八百九十六町を數へる。

米

陸稻

農産物中農業生産品の大宗たる米は、水稻類に於ては、作付反別明治二十三年四萬六千九百三十五町、四十四年四萬九千九百九十町で、又收穫高は二十三年四十九萬六千八百三石、四十四年八十萬二千四百五十六石であつて、大體に於て正常な増加を示した。反當の收量は、此間一石八升一合より一石六斗五合に増加して、以降漸く全國平均を超えてゐる。次に陸稻栽培反別の増加は非常なものがあり、二十三年九千九百九十九町より四十五年一萬四千二百四十町と躍進的增加を示し、この傾向は殊に二十六年頃より著しかつた。大之は收穫高に於て一層明瞭で、二十三年三萬五千六百七十七石が四十五年九萬九千三百五石となり、一〇〇に對し二七九に達してゐる。反當收量に於ても、二十三年三斗九升一合より四十五年六斗九升七合となつた。併し、二十七八年、三十七八年の戦時には激減を示した。この陸稻増加の原因は、陸稻生育期間に降雨量多く、土壤が輕鬆な火山灰土多く、表土深く、排水よく、保水力強い爲め、乾燥の恐少き等の點にあると云はれる。

〔補説〕 米穀改良事業として極めて重要な米穀検査の施行状況に就て述べると、本縣に於ける販賣米の取締は明治三十一年に始つてゐる。即ち同年八月初めて縣令を以て販賣米取締規則を定め、生産者に於て販賣する玄米に適用し、村農

米穀検査事業の沿革

縣外輸出米検査

検査員を知事の任命とす

生産米検査の要

四十二年米穀検査規則

會の區域を區域とする販賣米検査所及び検査派出所を設けた。三十三年十二月右規則を縣外輸出米取締規則と改め、翌年一月より實施したが、検査所々在地以外の地より輸出する玄米には適用せざるものとし、一月この検査所を鹿兒島市築町、隈之城村東手、高山村波見、東志布志村志布志の四ヶ所に設置した。更に三十五年二月山野村山野、三十六年串木野村下名、大根占村城元に増設した。次いで四十年より検査規則を改正し、從來の玄米の外、白米をも包含せしめ、同時に、検査所の機構を改めて從來の米商組合委託の検査員を廢して、知事の任命する検査監督員一名、検査員九名を置いた(併し組合聯合會には依然補助を與へて下検査を托したのである)。翌年三月、縣外輸出米検査手数料徴收規則を定め、更に四十二年一月には新に穀に於ても、數量五升未満、及び種子となす場合の外、之を授受し得ざるものとし、同年度より實施した。

以上の如く、三十一年初めて販賣米取締規則を發布し、生産者をして米の乾燥、調製を完全にし、収入又は一重俵を廢して二重俵裝、三斗五升入となし、一面米商同業組合を組織せしめ、取引上の弊害を矯正する等、嚴密なる注意を拂ひ來つた結果、本縣産米の面目を改め、價格を昂進するを得たが、三十三年販賣米取締規則は廢止したので、再び市場の信用を失墜せむとするものがあつた。縣農會及び米商同業組合聯合會は爰に見る所あり、總會に於て決議を具し、生産米検査施行の建議をなし、本廳に於ても、之が經費の支出に付、縣會の議決を経たので、四十二年五月米穀検査規則を發布し、一斗未満の端米を除き、總て本縣産出の米穀は検査を受けたるものに非れば授受することを得ざるものとした。即ち検査は生

生産検査と輸出検査

産検査と輸出検査との二、其實施は前者は七月より、後者は公布の日よりとし、米穀検査所機構にも一大刷新を加へたのである。又同五月、標準米並に検査等級の決定をなす可き標準米査定會の組織を定め、委員を任命した。翌四十三年十月、合格に新に等級を附し、又粗の授受を厳にし、翌年度より實施したが、大正元年十月よりは、従來の三斗五升入を四斗入となしてゐる。

麥作の變遷

次に麥は大麥、小麥、裸麥の三種を主とし、其作付反別の増加は著しく、跛行的であつて、即ち大麥に比して裸麥、小麥の栽培は著しい増加を示した、二十三年明治末年の比較を見ると、各増加歩合(付百)は、大麥(一)四六・三九、小麥三九・六三、裸麥四四・八五である。

なほ食用農産物中主なるものは、甘藷、粟、大豆、黍、馬鈴薯、玉蜀黍等であるが、栽培面積、收穫高、産額用途の上より見て、最も重要なものは甘藷で、本縣農作物中有數のものである。粟は作付反別に於て二十一年頃より漸次増加の傾向にあつたが、三十九年の二十八萬町歩を頂點として爾後減少した。大豆は古く畑作物として、麥、甘藷と共に其栽培を奨励され、明治時代に於いても増加の一途を辿つた。殊に三十一年より累増して四十四年には一萬四千九百六十八町となり、收穫高に於て始めて十萬石代になつてゐる。次に蕎麥の栽培は比

甘藷

粟

大豆

蕎麥

馬薯と玉蜀黍

園藝農産物の他

園藝農産物
蔬菜

縣下蔬菜の特産地

較的靜止的傾向にあり、總體的に三十三年を頂點として、爾後昭和八、九年を除き、減少の一途を辿つてゐる。馬鈴薯、玉蜀黍は比較的その歴史が新しく、日清戰役頃から、馬鈴薯は三十八年指宿村、大字、東方、小村、吉太郎が長崎縣より、移入して栽培を試みたる等、漸次米價及び諸物價騰貴するにつれてその栽培の必要が感せられ、四十四年頃より頓に増作を見た。更に園藝農産物を初め工藝及び特用農産物又は觀賞植物等に就いても、それぞれ注意されなければならぬものが多い。殊に大根や柑橘類、枇杷、煙草又は鐵砲百合の如きものはその特筆すべきものである。

〔補説〕 これ等農産物に就いて若干説明を加へて置くこととする。

(一) 園藝農産物中、蔬菜は大根、青芋(芋)、落花生、漬菜、南瓜、豌豆、茄子、蠶豆、西瓜、午夢、胡瓜、葱、燕青、胡蘿蔔、薑、胡瓜、糸瓜、蕃椒、キャベジ、葱頭等である。一般に本縣に於ける蔬菜栽培は比較的幼稚であつたが、明治中期以後人口の増加、都市生活の發展、生活上に伴ひ、都市附近の蔬菜は漸く改善せられ、また高等蔬菜の栽培を見ることとなつた。

大根は古くより西櫻島の櫻島大根、谷山村の谷山大根(坂の上)、西國分村濱ノ市附近の國分大根は有名で、また明治十一、二年頃よりの贈嶽郡末吉村に於ける大根の栽培も相當に知られてゐる。午夢の特産地は西武田村、永利村、田崎、末吉村

南之郷三枝組の内廣底、深川の内新原、高山村宮下等で、胡蘿蔔は中郡宇村の在來種が古くより知られ、永吉村に於ても在來種改良の結果、良品種を得て大に需要を増しつゝあつた。里芋の栽培は各地に廣く、其他中郡宇村には南瓜、茄子、葱、胡瓜、山東菜、白菜(山東朝鮮直隸)、在來菜及び體菜等各種が栽培せられ、西瓜は西櫻島村(新田)、谷山村下福元野頭、喜入村鈴、永吉に多く産し、西武田の高菜、西加世田の千筋葱(西瓜)、山の葱、日置の白菜、西國分小濱地方の薤は有名であつた。蕃椒は殆んど肝屬郡(花岡村に於て三十三年)に集中してをり、大島郡に少數の栽培があつた。糸瓜は大島、熊毛兩郡、薑は噲啖、肝屬郡が主要産地となつてゐる。

果樹栽培が園藝農産物として認めれるに至つたのは、明治中期に及んでのこととて、生活の向上、都市生活の發達に依る需要が之に伴はなければならなかつた。即ち古くは、農家宅地、畑地の一部に、少數の果樹を自家用として栽植せるに過ぎず、僅に其餘剩生産品を販賣に供したに止るのである。明治二十八年縣が西櫻島柑橋組合の紀州靜岡への派遣研究費を補助せる如きは比較的早期に屬し、爾後逐次栽培、貯藏、摘採荷造及び販路に於て進歩を遂げ、殊に三十五、六年頃より果樹園の設立續出した。然し未だ經營上の知識淺く、位置の選定、品種の選擇を誤り、一部には、投機的の開闢者があつて、施肥の不足、病虫害の發生に悩んだ。其後當局に於ても、講習講話會の開催、技術員の配置をなし、又模範果樹園の設置、苗木購入、接更の補助、苗木配布、品評會の開設等により漸次獎勵に努め、一方肥培管理の改善、増殖の指導を與へた結果、稍顯著なる進歩を見るに至つたのである。本縣産出の果樹中最も重要な柑橋類は、歴史もまた古い。温州蜜柑を始め櫻

果樹

本縣果樹の種

縣郡の勸奨

文旦

椪柑の移入

柑橋以外の果樹

枇杷

島蜜柑(武藤野)、上東郷の諸柑橋、長島蜜柑、紅蜜柑(屋久)、川畑蜜柑(川畑)、小密柑(福山)、金九年母(薩摩)、二度成蜜柑、六月蜜柑、花良治蜜柑(島界)等の品種多く、之等にはその歴史の古きを物語る原木が少くない。明治中期に至り、加納知事は金九年母の本縣風土に適合せるを知り、其品種の統一を圖らんとし、金九年母、夏橙、金柑、温州、ネーブル、オレンジ等の順序に獎勵の歩を進めた結果、頗りに開闢者を増した。更に三十三年縣農會をして模範果樹園を設置せしめるに至り、柑橋業の實績大に擧つた。現今殘存する各地の原木は主として當時開闢の名残であると云はれる。その後、縣は四十三年専門技術員を設置し、翌年模範果樹園設置及び苗木購入補助の規定を設ける等頗る見るべきものあり、郡としても、揖宿郡柑桑苗木購入費補助規則(四十四年)、鹿兒島郡果樹栽培獎勵規則(四十四年)等を設けた。出水郡阿久根の文旦は人口に膾炙してをり、就中本田文旦、馬見塚文旦が優良で、特殊の貯藏法が行はれてゐる。椪柑も二十九年臺灣總督樺山大將に依り、支那潮州産の柑橋三種(椪柑、紅柑、雪柑)の苗木が送致され、其後村田利親が臺北擺接保より椪柑、雪柑の苗木、接穂を齎し、本縣等に分植せるのを移入の始とし、やがて、縣農會果樹園、農事試驗場唐湊園藝部に於て養成され、大正十三年に至り、東櫻島、佐多村、下屋久村に委託栽培され、産業的發達の端緒を開いた。柑橋類以外には、柿、梨、枇杷、栗、桃、梅、櫻桃は何れも相當の産額を有し、葡萄、蕉果亦多少の栽培があつた。柿には、上出水地方の出水御所(トノサ)、伊佐郡の伽羅柿(ルヤカ)が知られ、梨も三十三、四年頃鹿屋村熊谷某により試みられた改良種は鹿屋梨として發達し、枇杷に至つては、縣下に自然生のものを見、之が改良せられて固有

工藝及び特用農産物

煙草作の變遷

專賣局の沿革

煙草試驗場と組合の發達と

の園藝物産となつる。氣候、土質上殊に櫻島枇杷優れ、この外同島西道には萬左衛門・藤野化、藤野には西田・米・市成の李の良種がある。

(二) 工藝及び特用農産物の主要なるものは、煙草・茶種・實綿・葉藍・大麻・苧麻・蘭・七島・蘭・楮・三極・楡・除虫菊・蒟蒻半である。葉煙草に就ては、明治時代を通じて増加の一途を辿り、大正十四年に至つて頂點に達した。本期に於て最も増収を見たのは四十二年の交で、四十二年の耕作反別五千百三十九町、四十一年收穫高百四十六萬七千四百十七貫が最高であつた。明治三十年葉煙草の專賣法が實施されると共に、本縣關係の葉煙草專賣所は高千穂^二、國分^一、出水^一、鹿兒島^一、垂水^二、指宿^一であつた。その後三十二年五月、葉煙草專賣所を專賣支局と改め、翌年高千穂、國分、垂水三支局を廢したが、更に三十五年十一月指宿支局も廢止して結局出水、鹿兒島の二支局を残した。尋で三十七年煙草專賣法が實施せられるや、同年六月專賣支局を葉煙草收納所と改め、間もなく三十八年鹿兒島煙草專賣所なる獨立の官署となした。之より先、三十六年樟腦の專賣、三十八年鹽の專賣が相次いで實施せられ、煙草は煙草專賣局、樟腦は樟腦事務局、鹽は鹽務局に於て各々掌理したが、四十年三專賣統合の結果、十月煙草專賣局を單に專賣局とし、收納所、製造所の外に、販賣所を設けた。四十二年收納所を專賣支局に改め、販賣所を廢して其事務中鹽は專賣支局に、煙草は製造所に分掌せしめ、更に大正二年六月支局は製造所を併合して、茲に單一の鹿兒島專賣支局とした。

茶種 實綿

葉藍

觀賞植物及び加工品

大島郡の鐵砲百合

場の設置を見たが、年ならずして四十五年廢止の已むなきに至つた。一方民間に於ては、三十年葉煙草專賣實施の結果、三十四年垂水村に始めて農會長奥龜一等發起により申合せ、團體を組織したが、之れ現在の町村煙草耕作組合の前身で、爾來縣下主産地は之に倣つて各町村組合を組織するに至つた。明治末年に至つて、全縣下に煙草耕作町村組合、並に行政區域を單位とする郡聯合組合が組織され、やがて縣を一圓とする統合團體も大正四年九月に至つて實現した。

次に茶種は畑地直播の舊栽培法が永く行はれ、品種も在來種が多くて、縣内需要を満足せしむるに足らず、支那、印度より年々多額の輸入を見た所である。實綿は古くは手繰りの發達に伴ひ、各地に棉の栽植が多かつたが、印度より安價な棉花の輸入を見、都市に於ける工場生産を促すにつれ、非常な打撃を蒙るに至り、特に二十九年棉花輸入關稅の撤廢以後、内地棉作減退の勢に拍車をかけた。本縣に於ける棉作々付状況も、大體二十年の五千町歩を頂點として、激減の一途を辿つてゐる。之と同様のことは、縣下大島郡の特産たる葉藍に就ても云はれ、大麻も三十年頃を境として次第に顧られざるに至つた。以上の外、蘭・楮・三極・楡・除虫菊等があるが、要するに本縣の工藝農産物は一部を除き、特に固有物産に於て可なり不振であつた。

(三) 次に觀賞植物に就て述べる。觀賞植物として鐵砲百合・鹿ノ子百合の輸出は本縣特産として特筆すべきもので、また農産加工品としては、文且漬・乾百合・乾柿干大根・澤庵漬等が主要なものである。

大島郡に於ける鐵砲百合は永良部種中之鳥種優れ、三十七、八年頃輸出商人の

百合
鹿ノ子
百合

大島郡糖業再
興の端緒

砂糖集談會

第二編 縣政の伸展

著眼する所となり、漸次販路を見出すと共に、畑地栽培が行はれることゝなつた。四十一年郡農會に於て販路調査をなし、横濱に於ける輸出商と一手販賣の契約を結んだが、翌年より稍、投機的に傾いた。鹿島の鹿ノ子百合も海外に知られる縣下の特産で、明治六年頃より乾百合の製造が行はれてゐたが、花百合として始めて輸出するに至つたのは二十七年であつた。即ち同島里村の石神弘志・村岡權助等が横濱に移出を試み、爾後三十三年横濱植木株式會社の手を入るゝ所となり、翌年には猶ほ二三商館よりも來島し、茲に生百合輸出の端緒が開かれた。三十六年仲買販賣輸出組合成り、直接輸送を行つたが、中間的利益を壟斷せられた爲め、三十九年一時各村直販の途を購じたことがあつた。

第二節 糖業

大島郡糖業は明治十八年十月支廳開設以來漸く面目を一新し、同郡五島を五農區(第一、第二大島本島、第三喜界島、第四德之島、第五沖永良部島、與論島)に分ち、各區に受持委員補助員を配し、各村に於ては勸業委員(三十名)を置き、戸長と共に同郡勸業の振興に戮力せしめた。而して同年七月に於ける各村砂糖品評會を機として開催の砂糖集談會は、既述の勸農申合規約の運営と共に、諸般の事項を議決實施したのである。又其規約に於ては、明治二年の産糖額を標準に人口に畑反別を割付(男一反五畝歩以上)

し、栽培地の擴張を期した。其外關係商社との對策、鹿兒島糖商組合との聯繫、糖業者規約の設置等、栽培製造販賣三方面一貫するの施設は一應其緒に著いた觀があつた。併しながら多年の積弊は一時に革むるを得ず、製糖前に賣買の約定をなすの弊害の如きは其尤なるものであつた。

糖業改良資金
と南島興産會
社

〔補説〕前編既述の大島郡糖業改良資金は、爾來郡内農事集談會に於て共有運営し、約八萬四千八百圓を數へたが、其一部一萬九千圓は二十年五月設立の南島興産會社所有船に貸付け、神戸・大阪向砂糖の直販を托した。當時同郡に航路を有した大阪商船會社の如き、各島間を廻航するの手續をなすものはなかつたから、同會社の汽船を製糖輸出季に廻航せしめ、大島に集荷し得たのである。

輸入外糖の壓
迫

明治中期以降糖業の盛衰は漸く單なる培養、製法の内部的改善の外に、内外需給關係に左右せらるゝ所となつて來た。即ち輸入外糖の壓迫、沖繩糖の進出が夫で、二十七年末大島郡糖業者總代元佐應定等四名が農商務・大藏兩大臣に、税目改正の曉、外糖に對する附加税率を、其從價なると、從量なるとに論なく、大要三割以上を以て標準となすべきを建白したのは、外糖壓迫に對する努力の一であつた。一方沖繩産糖に對しては、二十七年に於ける大阪競賣落札相場(百斤に付)に就て見るも、

沖繩産糖の進
出

明治二十七年三月
大阪競賣落札相場

同年四月
同上

同年五月
同上

沖繩	糖 壹歩	五・〇三	四・六〇	四・三五
大島	糖 壹歩	五・〇五	四・六〇	四・二〇
沖繩	糖 壹歩	四・九一	四・四四	四・〇八
大島	糖 壹歩	四・八〇	四・二一	三・六五

糖價低落の原因

砂糖樽の改善

勸業委員

の如くであつて、漸次同縣糖より低落の傾向にあり、其理由は、(一)總じて製造法が不完全で、歩留りの減じたこと、(二)樽の量目不揃の爲め、需用者の信用を失して價額を落したること、(三)樽の原材が生樽木である爲め、砂糖の品位を損じたこと等に歸因すべきであつた。二十七年商業會議所及び鹿兒島糖商組合は以上の弊害を除去するを以て急務となし、七月時の加納知事に向つて、本縣糖業組合規則の發布を建議する所があり、二十八年來縣下産出の砂糖樽は全く定法を以て律せられることとなつた。この外、二十八年八月大島郡勸業委員設置規程を定め、島司の特選を以て、毎戸長役場區域一名を置き、砂糖の裁製、普通農事、山藍の裁製、植林のことを掌らしめたが、特に此勸業委員には、砂糖樽及び荷造、製糖、賣買の衝に當らしめた。次いで三十一年四月、加納知事が大島振興

加納知事の對する砂糖業に對する施設

砂糖同業組合の設立

國庫補助金の交附と諸獎勵事業

大島糖業模範場の設立

策として斷行した施設は、(一)大島農會規則を實施す、(二)縣廳より技手を派遣し、農事改良の機關として、二十二の方農會及び一の郡農會を組織せしむ、(三)各農會に試験田畑堆肥場改良農具等を附屬せしめ、全村民をして耕作の標準と爲さしむ、(四)各村試験場に農業教授人又は巡回教師を配置す、(五)島廳に第三課即ち勸業課を設置せしめ、警察課長を以て其課長とし、各戸長を方農會長に、勸業委員を農會幹事に、村會議員を農會議員たらしむの諸項に互り、その持説たる勸業干渉主義保護政策の勵行を期した。尙この際、三十四年六月、重要物産同業組合法に基く砂糖同業組合の設置があつた。

斯くて漸時其緒に著いた大島郡糖業に對する各種の施設は、千頭知事時代に入ると共に、本格化することとなり、三十五年以降五年間に亘り、毎年三萬圓宛の國庫補助を以て、大島郡糖業改良のため各種の事業が遂行された。

〔補説〕 今其國庫補助に對する命令に基いて施行した事業に就て概要を述べてをくと次の如くであつた。

(一) 製糖模範事業 明治三十五年七月糖業模範場規程により、大島糖業模範場(名瀬方)及び瀬戸内、喜界島、徳之島、沖永良部の四支場が設置せられ、(但し三十八年(金久村)及び瀬戸内、喜界島、徳之島、沖永良部の四支場は)に至り支場は(徳之島を)除き廢す、主なる事業として、(谷山)産)及び喜界島甘蔗の種類普及を計り、又挿

模範事業

練習生の養成

巡回講話

改良者賞與

糖業改良事務所出張所の設置

第二編 縣政の伸展

植期試験、煎煉竈試験等を執行した。次に模範事業は模範場に於ける模範作の外、各方に委託して、糖業教授人をして一ヶ方二、三段歩を試作せしめた。また三十五年の大島郡糖業獎勵規則に依る糖業獎勵金は、翌年六月及び三十八年八月の改正に於て、漸次其補助範圍を擴張した。この結果、模範共同製糖場の設置箇所は三十九年には百六十七ヶ所に達し、別に補助を受けずして、模範通りの製糖場を設置した箇所は二百一ヶ所に上つた。

(一) 製糖練習生の養成 この事業に依る卒業生は明治三十八年迄に二百十八名を數へ、各方に歸つて、専ら糖業模範事業を實施し、將來村内製糖事業の指導的位置に參與することゝなつた。

(二) 巡回講話 此事業の爲めに、十一名の農事巡回教師と二十二名の糖業教授人を置き、挿植より製糖及び共同販賣に至る事を專掌せしめた。

(三) 糖業改良者賞與 一は肥料品評會を毎年各方に開設し、三十八年に至つて、其設備せる戸數は全農家戸數の約六割に達した。二は砂糖生産競争會を各方に開設し、大阪市場に於ける販賣等位も格段の高騰を示した。

三十五年度以降の國庫補助金交付五ヶ年間の糖業改良事業に次いで、三十九年政府に於ては、内地糖業の改良獎勵促進の爲め、糖業改良事務所を設置することゝなり、大島郡に其出張所を設け、本縣と協力の下に、同郡の糖業獎勵に資した。前述の如く、補助金交付による三十五年來の同郡の糖産改良は着々

共同模範製造場普及状況

舊式製糖舎の整理

販賣機關の整備

有限責任大島郡販賣組合の組織

其緒についたが、特に共同模範製造場の設置には見るべきもの多く、四十年に至つて、共同模範製糖場の建造、之に做つて、屋舎器具を改良したもの、尙壓搾車其他の器具のみを改良せるもの頗る多數に上り、歩留増進の價額は年約一萬圓を以て算せられ、従つて舊式製糖舎の數は三千有餘を減するに至つた。之に依つて、島廳は更に同年度より十ヶ年計劃で製糖舎の集合(三千乃至三、五ヶ年計劃で模範製糖場(百四十ヶ所)の建設を爲すべく、同年七月知事に向つて、年六百圓引續き四十四年度まで國庫補助のことを政府へ進達せられん事を上申した。

〔補説〕 同郡糖業の改良に對して最も緊切なものとして、販賣機關の完備、販賣方法の改善の問題があつた。之が爲め、曩に三十八年當局の盡力と有志郡民の熱誠とにより、始めて共同販賣の端緒を開き、金融機關たる浪速銀行支店の開設、運輸機關たる汽船便の増加と相俟つて、大島郡農會、砂糖同業組合等が唱導して之を實行に移すことゝなつた。即ち同年、翌年同業組合によつて、大阪市場に試賣糖販出の結果は、此組織の運用に關する見込が立つたので、四十年七月縣稅の補助を得て、産業組合法による有限責任大島郡販賣組合を組織した。然るに、事業創始の際組合の事情は、利益を將來に期待して資本を投ずるが如きは到底許されなかつたから、茲に糖業改良事務局を通じ、組合經常費並に砂糖貯藏倉庫建築費合せて年額七千二百圓宛、五ヶ年繼續の國庫補助を請願したのである。之に對し、

砂糖受託倉庫の建設
創立以來の事業成績

同年十月糖業事務局より補助金交付のことを許可され、又命令書を下付された。而して四十四年迄繼續下付の結果、二十餘棟の受託糖貯藏倉庫と十數隻の附屬傳馬船とを建造し得、事業經營上の利便少からざるものあるに至つた。一方縣に於ても、四十四年度より組合に専任理事を置かしめ、各支部の倉庫主幹二十八名の配置と相俟つて、組合事務の敏活を圖つた。同組合は創立以來、毎年度國庫補助額を控除した純益金は一萬圓内外、其資産約八萬三千餘圓に達したが、取扱樽數は全生産高の四割内外で、金融機關の不備等により、組合員の多數は尙未だ來春糖を擔保として各商估より前借するの弊習を脱却し去らず、之が爲め更に四十四年三月、信用及び購買事業を兼營した。

生産方面の改良

糖場補助、種苗の配布、模範蔗園の設置等各方面に互り之を實施し、就中四十年十月縣と協力して制定した鹿兒島縣大島郡共同製糖場獎勵規程は多大の効果を收めた。また縣に於ても、四十三年一月大島郡製糖改良器具機械購入補助規程を定め、郡に數名、各村一名宛の技術員を採用せしめ、壓搾車の購入補助、生産競争會の開催、肥料の購入配付等、大に糖業獎勵の歩を進めた。然るに三十四年來内地の糖業は砂糖消費税の課賦により著しき打撃を蒙り、第二十六議會に提出の同法改正案は遂に四十三年度より實施となつた結果、一層の

重壓を加へらるゝに至つた。この改正は、當時勃興途上にあつた臺灣製糖事業に對する政府の保護政策に出でたものに外ならず、同年本縣及び沖繩縣聯合して、政府に對し、内地糖業保護獎勵を強化し、其最も捷徑たる肥料補助、並に製糖改良機械新設に對する補助費、四十四年より五ヶ年間繼續支出方を上申ししたが、更に翌年糖業補助計劃を立て、合計金五十五萬三千九百六十五圓(内本縣十萬八千九百八十八圓)の補助額を交附せられんことを上申した。而して政府が之を納れ、縣に補助金を交附せる結果、四十五年十月共同製糖場設置及び肥料共同購入補助規程が定められた。また先に三十五年設立の大島糖業模範場は四十五年四月新に同地に鹿兒島縣大島糖業試驗場(同年七月鹿兒島縣立糖業試驗場と改稱)の設置を見るや、之に代ることゝなつた。

本縣沖繩兩縣糖業の助成強化

共同製糖場設置肥料購入に對する補助

糖業試驗場の設立

茶業の發達と製茶法の改善

第三節 茶業

縣下茶業は既述の如く、鹿兒島縣茶業組合聯合會議所の設立等を契機として漸次進歩の域に嚮つた。然も製茶法に於ける未だ日乾、釜熬の粗製品を主としてをり、輸出向の完全製法に改良のことは多年の希望であつた。聯合會

教師聘用と傳習所の設立

議所に於ては、先づ茶業先進地の實情を調査するを第一とし、明治二十五年に至り、附屬綠茶傳習所を鹿兒島に設け、教師として静岡縣より川上録次郎外三名を聘して専ら焙爐製茶法を傳習せしむることゝした。爾來、年々各地に傳習所の増設を見るに至り、縣當局に於ても、右傳習所開設の年より縣費補助の方途を講じ、製品を買收精製して貿易市場に送荷販賣せしめ、又精製所を設置した。

肥培方法の不備

本縣製茶の自然的有利條件

加納知事の勸業

然し當時に至る迄、縣下茶樹の栽培は、單に宅地經界の標木に代用するが如き状態にあり、特に肥料の施與に於ては、殆んど之を爲さないのが普通であつた。然るに、本縣製茶が貿易市場に於て好評を博したのには、凡そ次の如き理由があつたからである。(一)無肥料にして剪枝せざる茶と雖も、駿河地方の中等施肥の茶と同様の佳良なる香味色澤を有すること、(二)地味劣等なる畑地に生立する茶も、其發生は頗る驚くべきものがあること、(三)試験の結果に依るも、茶樹の成長が極めて速かなること、(四)地質氣候の天與により、製茶の輸出は他府縣の製茶に先立つて、貿易茶の魁として市場に現はれること等であつて、縣下産茶の有望なることは夙に留意せられてゐたのである。恰も二十九年來

三十四年以後の縣の獎勵事業

茶業組合の諸事業

茶業獎勵規則

加納知事は縣下茶業の改良が從來製造に於ては見るべきものあるも、その栽培方面の進まざるに氣付き、率先自ら費を投じて數ヶ所に模範茶園を設置したが、その効果として一般の茶園も頓に面目を革めるに至つた。また三十一年度より、縣下茶業技術員を置き、以て巡回指導によつて専ら茶樹栽培の改良を期せしめ、さらに茶業組合をして、播種期に方り、模範茶園を設置せしめたのである。千頭知事以後には、三十四年來産茶地方に粗揉器の使用を促し、一方同年より農事試験場に茶業部を設け、専任技術員による栽培製造試験と、茶業講習會による技術員の養成に努めた。茶業組合に於ても、三十五年其事業として茶種子の配布機械製茶、殊に輸出茶の獎勵等を行ひ、三十七年には從來縣下に吉松村以下六ヶ所なりし茶業組合聯合會議所附屬の傳習所を穎娃村・福山村に増設し、組合より教師を派して練習生を養成した。これら逐年に互る努力の結果、鹿兒島茶の名は漸次横濱・神戸の貿易市場に存在を主張することゝなつた。越へて四十五年茶業獎勵規則發布せられ、共同製茶所の設置、鶴鴿釜及び製茶機械購入の補助をなした。

第四節 蠶絲業

入來定穀

縣の桑苗配付
事業

桑園改良増殖
奨勵規則

縣下桑園・桑樹の改良に就ては、古く民間に於て篤志者の之を行ふもの少なく、日置郡串木野村の入來定穀(再三諸國を歴遊し、蠶種製造にも研究を重ね、傳習)の如き、其代表的のものである。縣に於ても、二十五年二月苗木場仕立方を廢した後も、桑園資金の運営を繼續(二十七年二月物産陳列所資金に使用し、四十三年四月同場基金蓄積及管理規則に依り廢す)した所である。その後三十六年農事試験場に於て桑苗の配付をなしたが、恰も時局に際し、桑苗の需要激増し、三十九年には四十萬本を増して六十萬本の拂下をなすの狀態であつた。併し民間養蠶熱高騰し、農會其他民間の施設備り、且つ國庫より桑園擴張奨勵費の交付もあることとなつたので、四十一年度より試験場の桑苗配付を廢し、新に補助金を支出して直接郡村に於て仕立栽植せしめた。一方大島郡にあつては、猶ほ縣營の必要を認め、翌四十二年一月以來桑樹苗圃養成の桑苗を無償配付することとした。之より後四十四年四月、桑園改良増殖奨勵規則を定めて模範桑園を設置せしめ、市平魯桑十文字の縣指定品種と

蠶種の取締

蠶種検査法の
施行

蠶種検査法の
改正

根刈仕立法(但し魯桑は中)の普及を圖つた。

二 養蠶

次に蠶種に關し、先づ其取締方面を見ると、既に明治十九年農商務省令蠶種検査規則に據り、二十一年一月検査所位置を各郡役所に定めて、免許鑑札の出願其他の事務を取扱ひ來つた。その後二十五年、翌年より蠶絲業組合に補助して、製絲用紙の検査を爲さしむると共に、蠶絲業取締規則を定めた。三十年始めて蠶種検査法が制定せられ、從來府縣各個に施行し來つた同検査を統一すると共に、地方長官は毎年蠶種検査所の位置、所轄區域等を定むべきこととなつた。當時本縣蠶種製造の狀況は年々進歩せる反面亂雜に傾き、原紙七千枚内外に過ぎざるに、製造業者百四十餘名を數ふる如き狀態にあつたので、翌年二月同法施行手續制定と共に、從來原種用紙のみ縣に於て検査し、製絲用紙は蠶絲業組合に於て検査せしを、共に縣に於て検査することとした。又蠶種統一に關しては、同組合をして種類を一定し、飼育方法の統一を圖らしめた。間もなく三十三年蠶種検査法は改正せられたので、翌年三月施行手續を改正し、同時に蠶種検査所を縣廳内に常設し、其出張所を管内樞要の地に設置した。

蠶病豫防法の制定

蠶糸業法の發布

蠶業一般に對する縣の獎勵規則

蠶種類試驗場の設置

その後三十八年蠶病豫防法發布により、四月同法施行手續を定め、蠶病豫防事務所を開設、豫防検査員を任命したが、同法實施の影響として、從來の小製造業者の廢業するもの多きを見た。猶ほ、四十二年十二月以後女子蠶病豫防検査員の養成を圖り、又其蠶病豫防事務所は蠶種製造家の分布と蠶種保護上、四十二年より鹿兒島宮之城の二ヶ所に於て行つた。而して四十五年六月、地方種繭審査會種繭審査規則を定めた。即ち四十四年蠶絲業法の制定により、翌年一月同法施行手續を定め、且つ蠶業取締所、七支所及び出張所を定めたが、特に毎年の越年特別蠶種母蛾検査の爲め、八月より蠶業取締所鹿兒島隈之城兩支所及び宮之城出張所に於て其検査を施行した。

なほ蠶業一般に對する改良獎勵方面に於ては、三十五年一月蠶業獎勵規則(三十九年改正)、四十三年二月大島郡蠶業獎勵規則、四十四年蠶業教師設置獎勵規則等を擧ぐべきであるが、蠶種改良上には三十六年四月における縣農事試驗場附屬蠶種類試驗場の設置がある。同場は薩摩郡東水引村に設置せられ、九月以降蠶種の配布を開始した。また養蠶家の産繭の改良に對しては、同年三月制定の生繭殺蛹乾燥場建設獎勵規則があり、四十二年より從來の一石入乾

蠶種貯藏庫

蠶絲業上の組合

製絲協同組

燥器を、大(五石)二ヶ所、小(二石)四ヶ所の補助に改めた。

〔補説〕 蠶種貯藏庫に關しては、縣でも三十七年蠶種貯藏施設の必要を認めて、貯藏庫二ヶ所、貯藏箱十三個餘の設置を議したが、間もなく縣下蠶種製造者間に組合を組織して霧島貯藏庫の設立を見、翌三十八年より着手した。その後、なほ櫻島風穴、串木野風穴の設置を見たが、何れも規模未だ狭少で、蠶種製造業者の多くは遠く長崎縣其他の風穴に依託するのが常であつた。

縣下蠶絲業に關する組合に就ては、前述の本縣蠶絲業組合は世運の進展に伴ひ、之が改組の必要に迫られ、二十六年四月蠶絲業取締規則に依り、六月縣下蠶絲業者惣代の議決になる蠶絲業組合取締規約が認可を見た。この取締所は鹿兒島市易居町に置かれ、各蠶絲業組合を統轄した。然るに三十一年四月に至り、新に縣下蠶絲業従事者を打つて一丸とする蠶絲同業組合が組織され、之に對して縣は年々地方稅補助を以て、桑樹栽培の擴張、養蠶傳習生の養成、養蠶方法の統一、蠶種の一定、原紙の縣内自給の五に對し責任を負はしめ、斯業の改良と統一を期した。その後、各地蠶絲同業組合は比年組織完備したが、四十四年蠶絲業法の公布により新なる規定を受けた。

三 製絲業

既述の如く、明治二十三年蠶絲講習所の民營移管に伴ひ、生絲合同販賣本部を製絲協同組と改稱し、事務所を易居町生絲同業組合事務所内に置いたが、元

本縣生絲の聲

改良獎勵上の諸規則

蠶絲業改良獎勵規則

來本縣の製絲は上州風に倣ひ、逐次繰絲技術進歩し來り、二十七年始めて器械製絲も起つた。其後三十二年以降、製絲協同組検査所に製絲専門の技術員を置き、生産生絲の検査を勵行し、粗製濫造の弊を防遏した結果、本縣の輸出生絲は品質の均一なる點、横濱市場に於て比類なき聲價を上げたのである。而して事業の勃興につれて、三十四年を始め累年縣費補助金額を増加し、三十八年より製絲技術員一人を縣に轉せしめた。

改良獎勵上の施設としては、先づ三十九年三月制定の製絲共同場返場設置獎勵規則があり、縣下生産生絲の統一を企圖すると共に、生絲共同場返場の設置を促した。併し時機尙早により一時之を中止し、四十四年度に於て再び之を獎勵した。又四十年、縣下層繭利用を計る爲め、愛知縣より教師を雇聘して巡回講習をなし、四十四年四月製絲業改良獎勵規則に於ては、幾多の重要な施設が爲された。即ちその一は既設器械製絲場に對する製絲器械増設の補助、その二は座繰製絲の改良を期し、併せて器械製絲獎勵の一階梯として足踏製絲器械購入補助を設けたことで、その三は前述の共同場返場設置補助の復活である。その四は足踏座繰及び一般製絲業者の技術者聘置に對する補助

製絲業に關する組合

である。この他、四十四年度より足踏製絲講習會を開設し、又蠶絲講習講話費を計上した。

〔補説〕製絲業に關する組合は二十三年以來製絲協同組が本縣製絲業の中心たるの觀があつたが、四十年五月縣下一圓の生絲同業組合が組織され、技術員を増やし、検査を嚴重にし、製絲協同組と一致協力して一層本縣製絲の聲價を昂むることを企圖した。同組合は四十一年以來縣費補助を以て組合附屬の製絲技術員養成所を設け、毎年二十五名の女子技術員を養成した。猶ほ地方養蠶組合にも斯業の啓發に資するもの少くないが、其組織完備し、成績見るべきものは、蒲生蠶絲社（明治十八年創設）、吉松村蠶絲組合（三十九年三月始良郡蠶絲）で、就中前者は歴史も古く、基礎も鞏固であつた。

第五節 畜産業

一 畜馬

産馬會社以下の授産事業は不幸にして何れも其終を全うせず、縣下産馬事業は其後沈滞状態に在つたが、此不振の事情は當業者結束の不備、馬匹需用の不足等に著しかつた。明治二十五年頃に至り、縣下を網羅して種馬組合を設立し、一方縣令の發布を促して、取締の徹底を期せんとする氣運騰つたが、時機

種馬組合設立の機運

縣下産馬業の沈滞

加納知事の産馬獎勵

第二編 縣政の伸展

未だ熟せず、當局者も前後の事情を顧慮して躊躇決しなかつた。然るに加納久宜本縣知事たるに及び、その決斷を得て、二十七年十月種馬組合規則を發布し諸規則を實施した、仍て各方面に於て劃期的進歩を見ることゝなつた。

〔補説〕 加納知事が産馬改良に對して施設したる各種の事業を、今種馬組合の組織と縣有種馬の貸與、競馬會の改善、種牡馬の取締、産馬組合の組成、生産馬籍の實施、種牝馬の取締、種馬購入の補助の七項に分ち、其等を中心として當時の畜馬事業を見ることゝする。

種馬組合の組成
縣有種畜の始
競馬會の改善

(一) 種馬組合の組織と縣有種馬の貸與 明治二十七年十月種馬組合規則を定め、種馬所有者は産馬の改良繁殖を圖り、弊習を矯正する目的を以て、適宜地區を定めて組合を組織すべきものとした。一方同年縣は畜産に關する豫算を計上し、翌二十八年縣産種馬二頭の外、南部地方より種馬二頭の購入をなしたが、是れ縣有種畜の始めであつた。この縣有種馬は同年六月種畜貸與及取扱規則に依つて、種馬組合並に特志者に貸與されたのである。

(二) 競馬會の改善 本縣競馬會は明治十八年産馬會社により始めて舉行せられて以來、鹿兒島共同競馬會社の設立を見、官民の聲援を得て一時大に起つたが、其後の狀況は不振を極めてゐた。又地方にあつては、二十二年西國分村濱ノ市山内伸兵衛によつて創設せられた濱ノ市競馬會の如く、稍見るべきものがあつたが、一般に未だ極めて低調であつた。茲に於て、加納知事は本縣競馬の改良を期し、二十八年競馬會規則を改正して、乘馬競走、調子乘競走、駉馬競走、

競馬會爾後の沿革

乘馬、駉馬體格審査の制を立て、又賞金付與の方法を設けた。即ち同年十一月二十三、四日、天保山に於ける秋季競馬會以來、競馬に出場する民有馬匹の數は漸次増加し、特に婦人財囊懸賞はこの競馬の呼物となつた。

その後三十三年、縣産馬組合聯合會より補助を與へ、三十五年まで開催したが、翌年同會に移して共同競馬會を解散した。而して三十九年以降縣の補助を得、又四十三年六月馬政局より年一千五百圓の下與を得、四十四年には國庫及び縣費の補助額を増額された。なほ、該競馬場は四十一年來天保山陸軍用地を無料借用使用し來つたが、大正二年十月馬場を鹿兒島郡中郡宇村鴨池に移し、馬埒半哩の常設競馬場を新設した。

種牡馬の取締
産馬組合の組成

(三) 種牡馬の取締 二十九年十二月種馬取締規則を定め、曩の種牡牛馬検査規則を廢したが、之に依つて體格・畜養の二検査が勵行せられることゝなつた。

(四) 産馬組合の組成 曩に産馬改良の機關として實施せられた種馬組合は、其後略所期の目的を達成したので、其組織を更新して牝馬所有者をも加入せしむる事とし、三十年二月産馬組合規則を定め、組合組織者を一般に生産馬匹所有者とし、市村産馬組合、地方産馬組合、中央産馬組合の三系統組合とし、又縣下を各産馬の特色に基き四大聯合區域に分ちて種馬供用の範圍を定めた。而して此規則は四月より實施し、從來の種馬組合は地方産馬組合に、種馬組合中央事務所は中央産馬組合に夫々組織を更改した。併し此組合系統に關しては、三十二年三月に至り、地方産馬組合を廢し、市町村産馬組合をして直接中央産馬組合に隸屬せしめ、以て事務の敏速を圖ると共に、加納知事自ら中央産馬

産牛馬組合法
の發布と本縣
産馬組合の改
組

生産馬籍の實
施

種牝馬の取締

第二編 縣政の伸展

組合事務長に選出せられて其監督に任ずることゝなつた。然るに翌年二月、産牛馬組合法發布され、重要輸出品同業組合法或は縣令に依り既設の畜産組合は改組を餘儀なくされることゝなつた。然し既に相當の経歴と根底を有した本縣産馬組合は種々運動の結果、再び創立の煩勞を嘗めずして維持せられ、六月市村産馬組合は一變して各郡産馬組合となり、また聯合會も其組織を完成して中央産馬組合の事務を繼承した。なほ種子島に於ては、馬格其他歴史的に内地と異なるものがあり、従つて産馬組合に就ても、三十二年五月縣は種子島産馬組合規則を定め、種子島に獨立の産馬組合の結成を期したのである。なほ三十三年産馬組合改組後、之に伴ふ改正として、同年七月より産馬組合聯合會驛場に關する規程に依り、産馬組合聯合會は定期生産馬驛場を設置し、生産仔馬濫賣の防止を圖ることゝなつた。

(五) 生産馬籍の實施 産馬組合の結成と共に、産馬改良の目的を達成せしむる爲めに發布せられたのが生産馬籍規則(三十年五月)で、之に依つて馬匹の出生、死亡、賣買、交換等登記の方法が實施せらるゝことゝなつた。即ち生産馬は其産馬組合の馬籍に編入すると共に、毎年一回縣所定の検査を受くべきものとしたのである。之に伴ふ生産馬籍整理規則は二月定められ、又同年六月牛馬賣買營業取締規則に依つて、從來の牛馬賣買上の弊害を矯正するに努めた。

(六) 種牝馬の取締 民間種牝馬の検査は明治十八年以來縣自ら遂行し來つたが、三十年三月種牝馬検査法(三十一一年)の公布を見た。然るに種牝馬取締には、蕃殖用牝馬の濫賣防止を前提としたから、三十年十月、種牝馬取締規則を定め

種馬購入の補助

縣費購入を補助に代ふ

貸與縣有種馬の處分

産馬組合における種馬購入

たのである。即ち種牝馬は生産馬籍規則執行の際、各級産馬組合事務員立會審査檢定し、常備・豫備牝馬に編入するのである。また常備牝馬の産仔賣却に嚴重な制限を付した。

(七) 種馬購入の補助 二十八年始めて縣有種馬の購入を開始して以來、翌年更に縣内より七頭を買入れ、殊に三十年には、北海道新冠御料牧場より洋種馬外一頭を購入した。然し其配置は未だ産地の半にも達せず、縣有種馬貸與方法は却て民間に良馬を容るゝの途を塞ぐの弊害が認められたので、同年縣有種馬購入の方針を棄て、從來の購入豫算を以て、倍數の共同種馬買収費に補助し、且つ補助後三年に至れば、必ず候補種馬を飼育して、仔馬を蕃殖すべきの制を採ることゝした。即ち三十年十二月の共有種馬補助費規則がそれで、購入料補助、飼育料補助の二に分つた。この縣費補助は、産馬組合改組と共に、三十三年八月種馬補助費規則に改め、購入料・飼育料の補助を一層強化した。

一方縣有種馬購入の制を廢して以來、從來産馬組合に貸與せる種馬六頭は、三十二年に至り、産馬組合の出願に依り、將來其頭數を減ぜざること外二條件を附して無償下附した。蓋し、之等は何れも購入當時は、縣下にあつても有數の良馬であつたが、爾後縣有種馬も漸く新陳代謝を要するに至つたからである。之より産馬組合は、積極的に良種馬を購入すべく、優良種馬第十一ガイヨル號外二頭を購入し、聯合會となつても、年々多額の資金を投じて種馬の購入をなし、各郡組合も亦優秀なる種馬の購入を圖つた。殊に三十九年、聯合會が馬政局に托して直輸入せる純血サラブレット種ラスバイン號以來、引續き貴

血種馬の購入を見た。この頃、畜産上の關心は愈々昂り、三十九年縣畜産調査委員會も組織せられたが、やがて四十二年に至つて、血種選擇に關して論議を醸すに至り、結局本縣産馬は輕乘馬の産地として、其體型、能力を選擇すべく、洋種改良牝馬にして、體軀菲弱ならざるものに配合するには、サラブレッド種、アラブ種、アングロアラブ種の種牝馬に限定することに一決したのである。

加納知事は在職中に産馬事業に對する諸施設をなし、又それに連繫して種々の改良を企てたが、之に依つて産馬改良の根底が固り、畜産業の進歩に一階程を進めたと云ひ得る。而してその實施の諸規則は相聯關するもので、種馬方面の經營に一步を進め、生産牝馬、仔馬の濫賣を防止し、産馬改良の方針を確立するにあつた。然るに、種牝馬取締規則の如きその制頗る嚴重で、一般畜馬家にとつて頗る苦痛なる縣令であつたのみでなく、生産馬籍の調製等のことは極めて煩雜事として響き、不平畏懼の聲は各地に起つた。即ち縣令發布後一、二年にして、組合諸規則全廢の請願運動を計り、或は總馬検査に當つても牽引を肯せざる等、日に喧騒を極めたのである。併しこの間、加納知事は百方勸説に努むると共に、毅然として所信を斷行し、規則の實施に全力を濺ぎ、漸次改良の趣旨を諒知せしむるに至つた。

斯くて二十七年一月加納知事の就任以來、其本縣産馬事業に對して盡力したる結果として現はれるに至つた実績は、加納知事が三十一年に大隈首相に呈せる鹿兒島縣治概要に於て、自ら次の如く記してゐる。

- (一) 明治二十八年、九年の交に於て、完全なる種馬として購入せる縣有馬匹は、民有種馬發達の爲め、今や殆んど顔色を失ひたること
- (二) 明治三十年以來、村組合又は村内の共有として購入せる種馬は、何れも代價七、八百圓以上のものなること
- (三) 三、四年以前に在ては、身幹五尺に至る種馬は絶無なりしが、今や其數十頭以上に及びたること
- (四) 農家の田畑に比すべき牝馬は、近年に至る迄二、三十圓の價格を有するに過ぎざりしもの、近時一頭二百圓以上に非ざれば、較々完全なる種牝を得る能はざるに至りたること
- (五) 乳付の幼駒にして、代價已に四百圓を以て擬せらるゝものを出すに至りたること
- (六) 本年度より初めて各村に驛馬市場を開設せしめ、畜産家の注意を惹起したる事
- (七) 春秋二期に執行する共同競馬は、軍馬補充部の馬匹を以て纔に其形式を維持し、駿馬は毎に同部の馬匹と一定せるが如き看ありしが、近年民有馬匹を以て八、九分の數を充たし、且つ民間の勝利に歸する者多きに至りたること

〔補説〕日清戰役後の全國産馬熱は政府に對し馬政上の保護獎勵を期待すること

九州種馬牧場の創設

鹿兒島種馬所の新設

補充軍馬の實

畜馬に關する其後の施設

漸く急となり、本縣種馬組合に於ても、二十七年代表を上京せしめて、卒先奔走したのである。政府に於ては、二十九年四月奥羽九州の二種馬牧場と、三種馬所を新設し、三十一年農務局牧馬課に其監督を移し、更に三十九年馬政局の管掌する所となした。九州種馬牧場は、二十九年五月始めて本縣始良郡牧園村字中津川に設置せられたもので、之が本縣に選定せられたに就ては、加納知事並に縣種馬組合の運動幹旋に依ること多く、新に同地に縣有地を買収して、供出したのである。而して同牧場の業務中、蕃殖は明治三十年より開始し、民有牝馬の餘勢種付は三十二年より開始した。明治四十年八月に至り、本場は廢止となり、其用地は鹿兒島種馬所に引継ぎ、種馬及び蕃殖牝馬中優良のものは種馬牧場及び種馬所に轉管し、其他は縣下主要産馬地に拂下げを行つた。即ち鹿兒島種馬所は九州種馬牧場の後を受けて、同所に設置せられたが、種付すべき牝馬の検査は多く民有種牝馬の検査と同時に、種牝馬の種付は四十一年より開始した。

千頭知事時代に至り、三十五年八月訓令を發し、九州産馬事業の實績揚らず、現状を以てしては、補充軍馬も東北産馬に奪はるゝの趨勢にあるを戒め、本縣産馬界の猛省を促す所があつた。畜馬に關するその後の施設としては、三十年十二月及び三十九年十二月、種牝馬検査法施行手續を改定し、種馬補助費規則も三十六年四月村共同購入又は飼育者に對しても適用することとした。翌年二月馬匹改良補助規則の設定により、九州種馬牧場の餘勢種付をなす者

に對する補助を加へた。四十年五月牛馬改良補助規則を定め、種牛に對し、その補助を擴張してをり、殊に九州種馬牧場餘勢種付は、同牧場に其爲めの厩舎を建築した程の盛況を呈した。

濠洲馬の貸下

日露戰役鹵獲馬

敷根種畜場の設置

〔補説〕日露戰役に使役せられたる濠洲馬は、戰後三十九年一月全國産馬縣に配付せられることとなつたが、二月本縣が貸下を受けた濠洲牝馬は實に二百九十三頭に達した。之は先づ縣下産馬界功勞者一兩名に對し優先配當し、殘餘は各郡市種牝馬生産馬數に比例して抽籤配付することとし、貸下牝馬の輸送、收容等は一切産馬組合聯合會に委嘱した。貸下後も縣は專任監督の技術者の特設して指導したが、四十三年不良馬を淘汰するの必要を認め、翌年返納、改めて拂下をなした。四十五年貸下期限満了し、現存百九十九頭は漸次本縣の風土氣候に馴化し、畜馬家の洋種に對する理解を深めた。右貸下濠洲牝馬と共に、畜産上の日露戰役紀念物とも稱すべきものに鹵獲馬があり、三十八年五月陸軍省は本縣に對して、第三軍が旅順に於て鹵獲したる馬匹牝牡各二頭を無償交付したのである。

次に鹿兒島縣種畜場は四十年四月創設し、四十一年一月より事業を開始した。之より先き、三十九年縣下に始めて賦課した牛馬税を以て之を創設し、畜産改良費を補足することとなつたものである。即ち同場は始良郡敷根村上ノ段に在り、畜産の改良發達を目的とし、種牝牛馬の受託飼養管理、候補種牛馬の受託育成、酪農及び飼糧の試験、畜産業に關する講習の諸事項を

牧野整理事業

行ひ、又縣當業者の請求により、種畜の選擇、畜産業に關する質疑應答をなした。
 「補説」縣は四十五年五月、牧野整理手續を制定し、同年度より技術員を特設し、專務に縣下牧野の調査に着手し、爾後數年に互つて牧野の整理を完成せんことを期した。その趣旨は農耕・植林・牧畜等土地利用の方法は、地勢地質により諸般の關係を調査し、各種の經營をして互に相侵すことなからしめんことを必要とするので、縣下に適應すべき家畜の飼育數を査定し、之に要する草刈地及び放牧地等を調査し、其維持管理の方法を定めて、畜産業の根本方針を確立し、其改良發達を期せんとするものであつた。

畜馬に關する共進會

畜産に關する共進會は、明治十四年十月管内産馬共進會開催以來、中央産馬組合時代には縣内四聯合區を基礎として、個々に共進會を開いたが、未だ縣を通じての共進會は開設せられなかつた。然るに三十九年十二月産馬獎勵規程、四十年五月産牛獎勵規程等の發布に於て、共進會に關する獎勵を規定せらるゝあり、縣に於ても四十年十一月以來馬匹畜牛共進會を開催することゝなつた。この外九州沖繩八縣聯合馬匹共進會は其第二回を、本縣産馬組合聯合會の建議により、大正二年十月鹿兒島郡中郡宇村鴨池に於て開催された。

二 畜 牛

産牛改良の沿革

明治十六年縣下搾乳業者が長崎地方より短角種エアシャー種等の雜種を移入し、一時當業者中に産牛の改良熱が盛んとなつた。縣當局に於ても十八

種牛取締規則の分離

種牡牛検査法の施行

年十一月創定の種牡牛馬取締法を二十一年十二月種牡牛馬規則として改定し、爾後逐次種牡牛の検査施行、免許鑑札の取締を嚴にして、弊害矯正に努め來つた。即ち二十九年十二月、二十六年の種牡牛馬検査規則を改めて、種牛取締規則を分離し、ついで三十五年一月合格標準を定め、又乙種は特定地域外に於ける供用を禁じた。越へて四十年四月種牡牛検査法の制定を見、七月より施行せられたので、本縣では九月其施行手續を定め、検査は春期及び臨時に行ふことの外、略、役肉用及び乳用産地を概定し、方針を定めて實施した。

生産牛籍規則

縣有種牛の貸與

生産牛籍規則は四十二年三月發布(四月より實施)したが、之に依つて亦定期仔牛市場の開設を促したことも多かつた。この間、明治三十三年既に單獨産牛組合も誕生したので、翌年より縣費を以て乳牛・力牛の良種を購入して之を組合に預托し、更に種牛共同購入補助規則を發布して、種馬との權衡を保たしむることが、加納知事離任當時の要望であつた。即ち三十四年より三十九年迄に於てホルスタイン・デボン・エアシャー、シンメンタル等の各外種計十七頭を購買し、又一方三十八・九兩年農商務省よりデボン種及び短角種各三頭の無償交付を受ける等、漸次縣有種牛の増加を來した。かくて三十四年九月、縣有種牛貸

候補種牛飼育
料補助

與規則の發布を見、縣有種牛は産牛組合に限り貸與するものとし、その貸與期間が定められた。次いで三十九年六月、候補種牛飼育料補助規則を定め、又翌年四月大島郡種牛貸與規則を定めた。殊に同年五月の牛馬改良補助規則に於ては、之まで種馬にのみ與へたる購入料補助、飼育料補助を種牛にも適用することとした。

縣費購入を補
助に代ふ

四十年に至つて、縣有種牛の向上、畜牛業者の自覺、洋牛排斥の風潮減退、並に各郡産牛組合に於て洋種購入を企圖すること多きに鑑み、縣費購入を補助に替ふることとし、曩に種馬に於て見たる如き畜産政策上の一轉機を來したのである。即ち縣は新にエアシャー種、ホルスタイン種、ブラウンスイス種、デボン種八頭を北海道、東京、中國地方より移入せしめたが、爾後大正六年に至る間に毎年十一頭乃至二十頭の補助牛を購入した。

大島郡に對す
る獎勵

四十四年七月に至り、大島郡種牛飼育費補助規則を定めたが、之は優良なる牝牛の飼育種付に補助するものであつた。又之より先、四十二年農商務省に於ては、地方に於ける種牛の改良進歩を圖る爲め、種牝牛の貸付をなしたが、本縣に於ては、縣種畜場之が管理をなし、四十四年七月、その種付規程を定めた。

農商務省貸下
種牛

去勢獎勵

以上の外、牝牛の去勢獎勵も前後して行はれ、四十二年五月獎勵金を下付し、又斃廢牛に對する損失手當を定め、去勢技術員を知事の指定する所とした。猶ほ、明治四十五年三月産牛組合内生産仔牛糶賣に關する規程(五月より實施)を設け、組合地區内の生産仔牛は總て其糶市場に於て競賣に附するものとした。又、新傾向として、四十五年酪農講習が開設せられた。

三 養 豚

養豚改良の沿
革

本縣に於ける養豚業は、古く山間の農村及び沿海漁民の間に、一種固有の黒色短少の豚を飼養したものがあつた。明治六年頃、縣内各地に於て自家食用に供する爲め、黒色、長顔、凹背の小豚を飼育するものが輩出し、また長崎地方から種系不明の黒白斑の種豚を盛んに移入し、一種愛玩的に嗜好され、一頭數百金を以て取引せられた。同七八年頃より知識兼雄が和蘭豚なる黒色肥大の

各外種の移入

牡豚を東京より移入したが、養豚勃興期の反動を受けて不成功に終つた。その後二十年頃に至り漸く養豚の氣運が熾んとなり、伊地知峻が東京よりポールンドチャイナ種を入れ、二十三年種畜會社の石神彦太郎も東京北辰社より谷頭種を移入し、また二十五年同社は農商務省よりパークシヤ種牝牡各二頭

日清戦役後の養豚業發達

を拂下げ、右谷頭種と共に其普及漸く著しいものがあつた。然し本縣の養豚業が眞に發達の軌道に乗つたのは日清戦争以後で、二十七八年間の需要の増加と、生豚の價額騰貴とにより俄に養豚者の數を増し、三十年には縣下養豚數四萬三千餘頭に達した。養豚地方としては、川邊郡枕崎地方及び噲啖郡志布志地方が最も盛であつた。三十四年農事試験場、鹿屋農學校は七塚原種畜牧場よりパークシャ種を拂下げ、之等は漸く供給過剰の傾向さへ生じた。恰も日露戦役期の需要増加に遭ひ、一層輸入を見たが、其反動は四十年前半より市價の暴落を來し、一時殆んど豚の飼養を棄て、顧ざるの狀態となつた。併しこの時に當り、縣は品質改良の施設を講じ、又縣農會は臺灣販路を調査した結果、四十年七月始めて同方面に輸出して、月々百頭内外を出した。翌年には更に増加し、また沖繩にも多數種豚を出すことゝなつた。猶ほ大島郡に於ては、島豚と稱して在來種を飼養してをり、三十六年糖業模範場に谷頭種牝三頭、牡四頭を入れ、次いで農事試験場よりパークシャ種を拂下げ、て各村に配付し、更に三十九年には郡農會の手によつてパークシャ種二十頭を購入して各村に配付した。

日露戦争期の需要と其反動

臺灣沖繩輸出

大島郡の養豚業

養豚に關する取締

去勢獎勵

養鶏改良の沿革

加納知事の勸奨

農事試験場鹿屋農學校の養鶏

養豚に關する縣の取締は、三十年十一月養豚場取締規則、四十年五月種牝豚取締規則があり、後者は大正元年十月改正せられた。改良方面に於ては、三十六年縣農事試験場種豚貸與規則(四十二年改正)があり、翌年三月大島郡に於ても種豚の無償配付をなし、その他一般的規定を鹿兒島縣種豚配付規程に於て定められた。この外、鶏に對すると同様、縣は豚の早熟肥滿を促し、滋味を得るの目的を以て去勢獎勵を圖り、また豚の卵巢割去に對しても當業者の注意を喚起しつつあつた。

四 養 鶏

本縣養鶏は嘗て明治十年代に新種として九斤鳥と稱する黒色の肥大せる卵肉兼用の一種が賞玩せられたが、二十三年の交に及び、遽かに斯業の勃興を來し、ブラマ、レグホン、アンダルシヤン、スパニツシユ、ウーダン、ワイアンドツト、交趾等の十餘種の鶏種が輸入され、改良普及の途が開けるに至つた。その外、加納知事は多額の私費を抛つて種卵を配付し、またブラマの飼育に關する冊子を頒付する等啓蒙發達に盡し、本縣農會また家畜品評會を開催する等獎勵宜しきを得、三十三年には縣立鹿屋農學校、四十二年よりは農事試験場に於

ても種卵を配布し、普及發達に資したのである。

第六節 林業

本縣林野面積を總覽すると、大正十三年五月末の基本調査(推定面積)によれば、總計六十三萬二千四百十六町歩で、縣全面積の七割一分を占めてゐる。その内國有林野は十八萬二千六百六十三町、民有林野は四十五萬二千五百三十三町歩で、國有二八・八〇%、民有七一・二〇%であつた。民有林野の内譯は、公有林野が縣有の千四百九十四町(割三)市町村有の四萬九千三百三十町(割六三)部落有の二萬七千三百四十三町(割三五)計七萬八千六百六十七町歩で全體の一七・三六%を占めた。公有以外の民有では、社寺有が三百六十五町に過ぎず、私有は三十七萬千七百二十一町歩に互り、夫々全體の〇・〇八%、八二・五六%となつてゐる。森林地帯の分布は熊毛・大島・肝屬薩摩・始良・噲啖・出水の諸郡の順位で、國有林の最も多いのは肝屬熊毛の二郡である。又民有林では大島を第一とし、薩摩・始良・熊毛・噲啖・肝屬・出水郡之に亞いでゐる。而して右公私有林中營林方法設定の地は、明治末年に於て、五・七割未設定地は四・三割であつた。

本縣林野面積

林相の分布

營林設定地

著名官有林

一 國有林

縣下國有林中著名の官林は明治二十五年の調に據れば、日添(始良郡)川添(同郡)吉松(同郡)萬膳(同郡)牧、鉾投(上)黒岩(上)新床(上)霧島(同郡)東、穴ヶ山(肝屬郡)三方崩(上)後平(同郡)垂、湯ノ谷(上)光石(上)通山(上)七ツ谷(上)大篋柄(同郡)高、小篋柄(上)大平(同郡)鹿、小山河(上)前目(同郡)新、新谷(薩摩郡)上、大川内(同郡)鶴、大洞(同郡)宮、荊棘原(同郡)崎、宇都塚(上)紫尾山(田水郡)上、上宮嶽(上)湯川内(上)嶽山(上)長尾(尾野郡)高、田代鹿倉(同郡)阿、開聞嶽(揖宿郡)宮ノ浦嶽(熊毛郡)上、の三十二官林で、此内最も廣大なものは三方崩官林で、約一萬四千町歩、最も樹相の豊富なのは屋久島の宮ノ浦嶽官林で、同年の調査に據れば、目通三尺以上の木數四百九十二萬八千本餘、その他四百二十三萬九千本といふ驚異的蓄積樹數を包含してをり、實に本縣の誇とする國寶的美林である。

屋久島國有林

本縣の保安林

本縣は海岸線が長く、又颱風の通路に當るので、飛砂防止林、潮害防備林、防風林及び魚附林等となすべき箇所が非常に多い。又河川の水源並に流域地帯には水源涵養土砂扞止林として、開墾制限禁止地に編入すべき箇所多く、他にも鹿兒島市の外線をなす公衆衛生林及び風致林がある。之等保安林は森林

森林法の發布

法制定迄は國有林中五百數十ヶ所、約三千町歩を維持し來つた外、民有林に就ては特別の法的取締を設けなかつた。

保安林の編入
解除

三十年四月森林法及び保安林取扱心得が制定されるに及び、保安林に關する根本的規定を見、地方森林會に關しても規定され、更に三十三年各府縣をして保安林及び營林指定地の調査を行はしめた。之より先、三十年十二月管内に於ける風致林禁伐林六百十一ヶ所を指定した本縣では、森林法實施により、三十一年二月保安林編入調書様式、六月森林開墾出願手續を定め、更に三十五年九月、保安林編入及び解除申請手續を定めた。猶ほ三十年勅令で、縣下大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、與論島及び川邊郡十島の森林に就ては、特に森林法の附則に基き、保安林に關する規定により、此法律を施行された。

改正森林法の
施行

その後四十年四月改正森林法により、地方長官は保安林の所有權に公法上一定の制限を加へ得ること等の重要な改正がなされたので、本縣では保安林編入解除申請手續を改廢し、四十二年一月森林法施行細則を定め、地方森林會の組織も四十年十二月勅令によつて新に十四名(内大島一名)を委嘱した。又四十四年始めて保安林に十三開墾制限地に三十七の標柱の建設を行つた。

營林行政上の
變遷
林區制の沿革

〔補説〕

營林行政上の變遷について述べると、明治十九年四月始めて林區制を實施し、大小林區署及び貯木所官制を發布され、同五月從來の山林事務所を廢して鹿兒島大林區署に於て直轄官林が管轄した。二十二年九月に至り、全國の官林を悉く本省直轄とし、大林區署管轄を改正したが、薩隅日三州は鹿兒島大林區署の管轄となつた。この後の鹿兒島大林區署管内派出所の異動に就ては、只二十四年四月馭談郡上屋久村宮之浦派出所を屋久島小林區署とし、名瀬派出所を二十五年五月廢して本署直轄としたことを記するに止めて置く。二十六年五月鹿兒島大林區署管内(大島を除く)小林區署普設せられ、派出所を廢し、別に保護區を定めた。但し大島は從來通り鹿兒島大林區署に於て直轄した(後に三十五年六月大島小林區署を置く)。間もなく二十六年十月、大林區署區域改正により、十二月鹿兒島大林區署は廢され、事務は悉く熊本大林區署へ引繼いだ。三十年七月鹿兒島大林區署は再開され、元の如く薩隅日三州を其所管に歸し、從來縣廳に於て管理せる官有山林原野事務を大林區署へ引繼ぎ、翌年四月より實施した。猶ほ三十二年五月、林野整理局鹿兒島支局が大林區署内に設置された。鹿兒島大林區署所轄の小林區署、保護區々域は三十五年八月始め、屢次の變遷を経て、明治末年には結局、鹿兒島、川内、出水、山野、加治木、都城、福島、鹿屋、内之浦、大根占、屋久島、大島の十二小林區署となつた。なほ營林署となつたのは大正十三年官制改正の結果で、初め鹿兒島市長田町に、昭和三年春日町に移つてゐる。

貯木場の設置

次に鹿兒島貯木場は明治三十九年鹿兒島大林區署に於て、鹿兒島市春日町、向江町に互る地に着工し、當初は専ら管内各官行所伐製品の貯藏に充てた。大正

部分林に關する規定の改廢

國有林野法の制定

無許可挿植の整理

官林産物の特賣

十二年以來、屋久島國有林の官行伐製品の收容に充て、爾後臺灣、滿洲方面への輸移出材、其他鐵道輸送の際の一時貯藏場として、最も樞要な地位を占めた。部分林に關しては、明治十一年の部分木仕付條例以後、二十四年十一月其出願手續等に部分的改正が見られたが、三十一年三月鹿兒島大林區署は、部分木仕付規程を定め、部分木の伐期、並に借地期限に就て規定し、同時に、五月植挿木竹調査方出願手續により部分木施業の紊亂を防いだ。翌三十二年國有林野法、國有林野法施行規則、國有林野部分林規則の制定(七月施行)あり、部分林に關しても、同年九月先の部分木仕付規程は廢止されることとなつた。その後三十六年十月鹿兒島大林區署は、新に部分林設定規程を定め、部分林の設定を許可すべき造林區を豫告し、出願資格者を制限し、分收部合を三分二を超えざるものとした。又四十三年八月無許可挿植木調査出願手續を定め、無許可挿植に對して積極的の處置を講じ、この際、挿植時期が三十二年國有林野法の施行後に係るものは認定しない方針を以て臨み、之より先二月、更に管内小林區内に凡そ十設定區を分ち、部分林設定を許可すべき箇所を指定した。この三十二年の國有林野法實施以來の管内部分林の狀況に就ては、日露戰爭當時の激増の外、三十五年に四萬町歩を超えてゐるのは、肝屬郡に於ける約三萬九千町歩に及ぶ部分林を見たからである。

官林に於ける産物特賣に就ては、先に明治二十年鹿兒島大林區署が定めた官林産物特賣規則は二十三年官有森林原野及び産物特別處分規則、二十四年農商務省官有森林原野及産物特賣規程の發布と共に廢された。其後三十二年八月大林區署に於ては、蚊母樹、鵜木、椎皮原木等の伐木季節に制限を受けるもの、一定

の漁期、農期等使用上季節を要するもの、並に副産物及び椎茸原木に對して、特に期限を定めて利便を計つた。

二 公私有林

本縣造林事業の發達の
三十三年の森林栽植費補助規則
日露開戰紀念
保護林に對する獎勵

本縣造林事業は既述の如く明治十年役後の頽廢の跡を受けて、林相極めて不良に屬してゐたが、明治三十三年始めて林業巡回教師を設置し、又同年來逐次栽植費補助規則が勵行されるに至つた。即ち本縣に於ける民有林野造林獎勵は、三十三年二月森林栽植費補助規則を以て其端緒を開いたもので、同規則は三十五年十一月改定して、補助を公私有の外、國有林野に對する樹苗新植にも擴大した。其後日露戰役に際し、開戰紀念植林の企をなすもの多きに鑑み、三十七年十二月右規則に公共團體其他大字、部落に於ける樹苗の新植を促した。而して四十三年二月、新に國庫補助の下に、國土保安上必要と認むる造林、森林法に依る森林組合の造林、郡市村並に郡市村立學校の造林に對して、補助することとし、猶ほ森林法に依る保護組合には、保護區面積に應じて補助するの制をも設けた。同年六月、更に公有林野造林補助規則を設け、市町村、町村組合の事業に補助し、又防火線設置、地盤の保護工事に對しても補助をなす事

林業技術員の配置

とし、殖林獎勵規則中一部を改正した。四十四年二月、大島郡殖林獎勵規則(月
實施)翌年四月、大島郡村林業技術給補助規程を定め、又之より先一月、新に林業
技術員を郡市に駐在せしむることとし、其配置を鹿兒島加世田・伊集院・川内・出
水・大口・加治木・岩川・鹿屋・種子島と定めた。

縣模範林の設定

〔補説〕縣の模範林設定については、三十六年度以降、林地の購入、若しくは借入をな
し、縣有模範林地を設定することとしたことは前述した。之に依り、三十八年、樟
樹喬林作業の模範を示す目的を以て、種子島模範林を設定し、また肝屬郡鹿屋村
有林に部分権を設けた。後者は大正六年に至つて、四十年中別に設定した樟萌
芽林(部分)と併合して、その全部を喬林として模範林費を以て施業した。この四
十年の樟萌芽林は鹿屋村外五ヶ所で、國庫補助の下に設定したものであるが、そ
の多くは廢棄合併し、始良郡山田村上名の樟造林を残すのみとなつた。

學林の設定

學林の設定獎勵については、二十九年一月、公立小學校生徒に森林愛護の思想
を涵養せしめ、愛郷心を篤からしむるの一端たらしむべく、學林規程を定めて以
來、其實行方法には市村をして毎年樹栽日を設けしめ、苗床の播種、栽培、施肥等を
生徒自ら行はしめたる如き、注意すべき方法を施してゐた。その後三十二年、縣
有學林設定方法、三十六年二月、縣立學校學林管理規程を定め、猶ほ三十九年より
部分林設定の方法を立てゝゐる。
造林用樹苗の養成に就ては、既述の如く相當の歴史を有する苗木場は、二十三

樹苗養成と縣營樹苗圃

中央樹苗圃

年四月に至り、其敷地建物及び附屬財産共一切を擧げて地方稅財産へ編入し、翌
月苗木場資金蓄積及び繰替方法を定め、其經營に基礎を與へんと計つたにも拘
らず、翌二十四年縣會の議決を以て廢止され、僅に桑園として保存されるに過ぎ
ないこととなつた。三十五年に至り、再び縣設中央樹苗圃を加治木・川内・鹿屋の
三ヶ所に設置し、ついで三十七年一月、殖林樹苗配賦規程を設け、樹苗の有償配付
をなすこととした。その後四十三年更に伊作・岩川に増設して都合五ヶ所とし、
翌年規程の改正も行つたが、四十五年に至つて、民間に於ける養成事業勃興の趨
勢に鑑み之を廢止した。

伐採方面

次に森林伐採の方面に移ると、薪炭材を第一とし、用材・竹材之に次ぐが、用材
中主なる樹種は針葉樹では松・杉・扁柏・羅漢柏・潤葉樹では樟・檜・樺・栗・梅等であ
る。また薪炭材は松・檜・樺・栗・羅漢柏等を主とし、竹材は若竹・江南竹・淡竹を其
代表的のものとする。一般的に著しい傾向は、日露戰爭後の物價騰貴によつ
て、四十年頃より各種林とも頓に伐採の増加を認められたことであるが、用材
における杉・松の如く、三十四・五五年に却て戰爭後より其數量の多い事も注目せ
られる。また薪炭材の如きは、四十二年以來價額に於て一・五倍の急増を見た。

薪炭材

公有林野整理事業

〔補説〕從來放任の状態にあつた公有林野を整理し、管理の適正、利用の集約を期し、
町村基本財産の造成に資せんが爲め、政府は治水計劃の確立後、之が整理を企圖

第二編 縣政の伸展

したが、本縣に於ても、四十一年此事業に着手した。本縣公有林野總面積(縣有を)約七萬六千町歩の整理事業は極めて困難であり、且つ明治末年迄には未だ着手間近であつたが、其成績は次の如くである。先づ部落有林野の統一に於ては、

年次	町村數	面積	町村名
明治四三年	三	一四二町	鹿屋 内ノ浦(一部) 喜入
同 四四年	五	四九九	川邊 勝目 東南方 伊作 羽月
同 四五年	六	三一	大川内 東長島 野田 高尾野 出水 喜入

の如き成績を擧げてゐるが、この外、森林法施行規則第二條の規定によつて管理區分をなした公有林野は、四十五年度に於て吉利村(町)があつた。また施業要領又は管理方法の決定せる公有林野は、前者に於ては、四十五年に日置村(町)を數へ、後者は四十二年東市來村(町)、四十三年和泊村(町)、四十五年郡山・吉利・日置各村(町)を數へた。

四十一年の改正森林法に依て、森林組合設立の氣運は頓に促進せられたが、縣に於ても、私有林中共同施業を必要とするものに對して、順次森林組合の設立を獎勵し、組合の造林に對しては、縣費補助の途を設けた。而して明治末年迄に設立を見たものは、四十二年九月出水郡出水村下鯖淵、四十五年一月日置郡吉利村吉利の兩保護森林組合、同年二月始良郡山田村木津志施業森林組合等であつた。

三 林産物

民有林野推定面積四十五萬二百町歩を有する本縣は、林野産物に於て頗る

有望なるものがあり、文化の發達に伴ひ、年を逐うて向上したのも當然であり、明治末年に於ける林野産額總計は凡そ二百十九萬圓に達してゐる。

〔補説〕 縣下林産物は丸角材・挽材・鐵道枕木・榑木曲輪・包装箱用材・車輪用材・下駄材・經木・製紙原料材の造材・竹材・杉皮・竹皮・蔓莖・苗木・種子・樹實・香料・染料・獸皮・石類・土類・自然生蔬菜・下草の原始生産物の外、木炭・椎茸の特産物を擧げねばならない。一般的に見て、日露戰爭以來の發達は、獸皮・下駄材・種子の一部を除き、急激なものがあるが、三十七年以來四十五年迄の約十年間に於て林産物總價額は約二倍に達した。就中各種造材の内、丸材及び角材は四十一年、挽材・鐵道枕木は四十四年、車輪用材は四十二年を境として、何れも急増を見、鹿兒島港修築、肥薩線の開通は之が有力なる誘因としなければならぬ。而して包装用木材・製紙原料材も、日露戰爭の直後一時的な需要により、其生産數を増した。この外、竹材・竹皮・蔓及莖・苗木・樹實・香料・土石類・自然生蔬菜等も亦四十二・三年來急増してゐる。

木炭は、三十五年縣が東京より田中長嶺を聘し、始良郡蒲生村白男に於て製炭講習會を開催して以來、田中式、或は槽崎式が次第に普及したが、眞に増産上の施設が行はれるやうになつたのは、大正に入つてからである。三十七年以來四十五年迄の産額を見ると、數量は一・四倍、百五十萬四千九百七十八貫、價額は一・七倍、十三萬六千三百八十三圓の増加であるが、他の造材等の増産に比較して特に著しい増加ではない。産地は、當時出水・肝屬兩郡が最も多くを出してゐた。

次に椎茸は、右期間即ち日露戰爭後の約十年間に於て、數量は五・二倍、價額は四・

縣の林産物傳習

六倍の増加を示したが、其急増を見るに至つたのは四十一年來であつた。而して椎茸の製造法の如きも多く明治初年大分縣人により移入された長木造によつてをり、殊に大島、種子島に於ては、同縣人の出稼により盛に長木造法がなされた。集約的な榎木造法に轉換したのは三十五年頃からで、やがて縣に於ても、林産物製造傳習として木炭、椎茸講習を各地で開催したが、其三十八年末迄修了生にして、起業せる者十四名、伐木本數五萬七千餘本、發生見込數十二萬四千餘斤を數へた。主要産地は肝屬郡が第一に位してゐたが、明治中期以來、熊毛、大島郡に比較的多きを見るやうになり、却て熊毛郡が最大の産地となつた。

第七節 水産業

本縣水産業の地位

水産業は明治以降大に發達した本縣有望産業の一であるが、明治三十一年以後四ヶ年の各府縣漁獲物比較に於て見ると、本縣は漸く第十位に位し、又海岸線一里に對する漁獲物價額より見る時は、全府縣中第二十八位に達するに過ぎなかつた。然し本邦第二位の長沿岸線を有し、島嶼南北に散在し、暖潮之が周圍を繞駛し、魚族豊饒で、然も到る處自然の良漁港に富み、氣候亦能く操業上の便を助くるが如き、天與の利便は他府縣の及ばない所で、人爲の施設を待つて、その發達は頗る囑目すべきものがあつた。

水産業上の有利なる條件

漁業取締上の諸法規

一 取締と獎勵

本縣に於ける漁業取締法規は明治二十一年九月漁業規則(年改正五)三十二年十一月漁業取締規則があつたが、これらは取締上一部の規定をなすに過ぎず、且つ漁業組合組成促進の爲めの成規たるものもあつた。又別に二十三年一月大島郡沿海眞珠介採取取締規則、二十六年十二月河川魚類保護規則(年改正五)三十二年八月淡水漁業取締規則、二十三年大島郡潜水器使用捕貝規則、三十三年潜水器及銃砲使用漁業取締規則、三十二年遊樂又は自用の爲め水産動植物の採捕取締の件があつた。然るに三十四年漁業法が公布(翌年七月實施)せられ、始めて漁業權享有者の法的根據を明定し、定置其他の漁業には行政官廳の免許を受けしめ、地方長官は水産動植物の蕃殖保護上、免許に一定の制限權を有するものとなり、且つ翌年省令に依り免許漁業として定置、區劃、特別、專用の四漁業等の各種類が公示せられたので、本縣は三十五年十二月本縣漁業取締規則を制定し、舊來の諸規則を統一して廣汎精密なものとなした。この本縣漁業取締規則は四十年六月改正されたが、四十三年四月漁業法も改正され、入漁權に關する諸規定を補ひ、漁業權の本質、効用、處分等につき規定を擴張し、汽

漁業法の發布

本縣漁業取締規則

改正漁業法

漁業監督吏員
の設置
漁業獎勵上の
諸規則

遠洋漁業の發
達

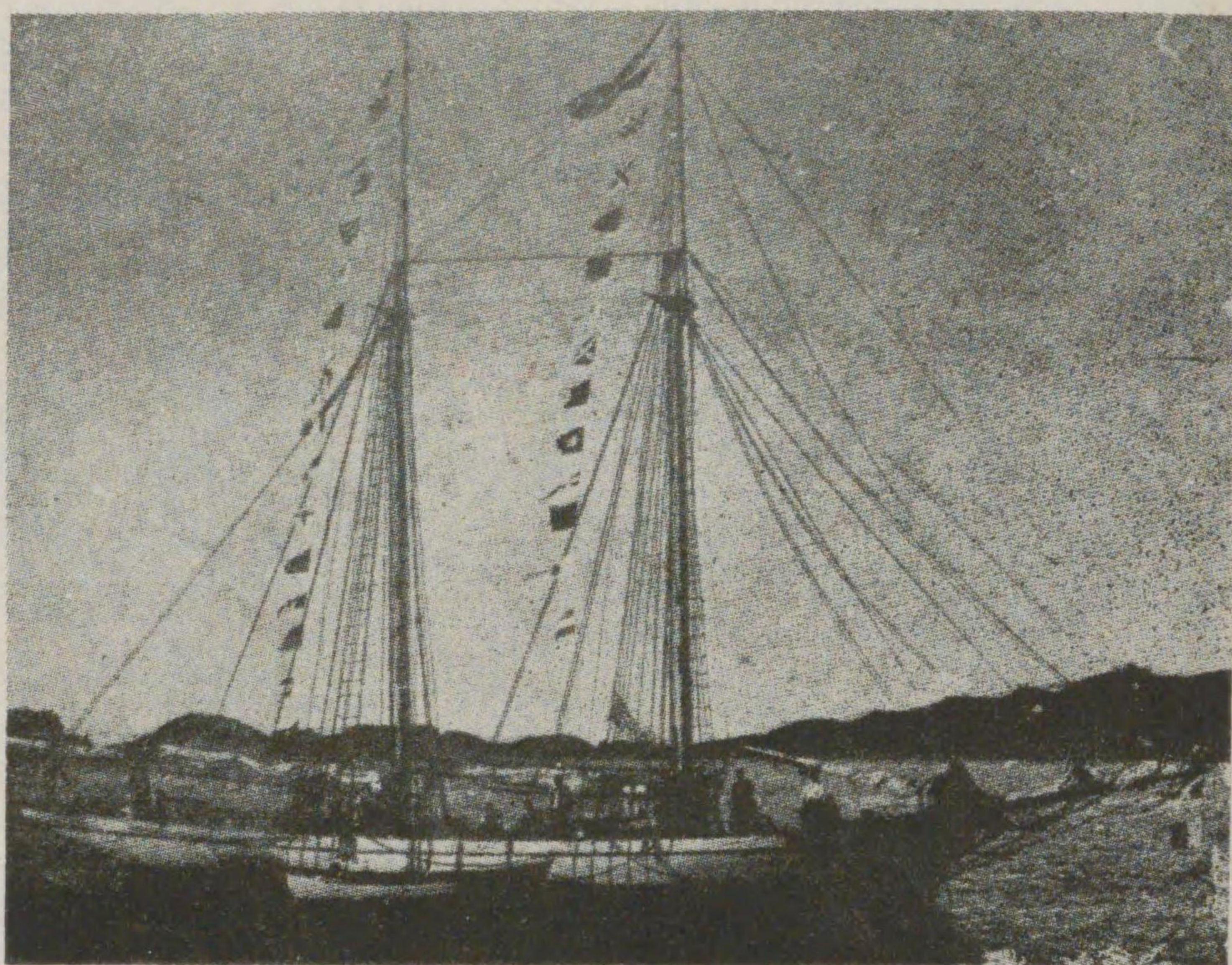
三十三年當時
の本縣朝鮮海
漁業

船トロール漁業汽船捕鯨業の許可、漁業従事者の雇傭、並に雇人遺族の扶助等に於て新規定が設けられ、法人としての漁業組合、同聯合會についても規定を新にせられた。之によつて、本縣でも、翌年十月漁業取締規則を改正したが、四十五年には、前年の勅令に基いて、漁業監督吏員も設置した。

次に漁業の獎勵に移ると、明治三十四年水産調査を開始し、從來水産會、漁業組合に於て爲せる此方面の施設に一步を進めて、沿岸實測をなし、漁具、漁法、潮流、魚族の集散等の基本的研究を試みた。次いで三十六年四月大島郡鯉漁業獎勵規則を定め、同郡内生産組合の鯉漁船新造に補助を與ふることとし、又三十八年三月大島郡柔魚漁業獎勵規則を定めた。その後、四十四年四月水産業獎勵規則を以て、極めて廣汎に互る獎勵の制を設け、なほ水産功勞者に對し授賞するの法をも定めた。

遠洋漁業に關しては、明治三十年四月、政府が遠洋漁業獎勵法を公布して、國庫補助の途を開き、九州及び中國、四國の業者を聯合して組合を設置せしめ、福岡に本部を置いて、朝鮮近海漁業に従事する者に保護を加へることとするや、各水産關係府縣に於ても之に着手する所となつた。本縣に於ける遠海(朝鮮)

舞鶴丸



明治四十一年坊泊鯉會社建造の西洋型石油發動機船にして、本縣發動機船の濫觴をなす、三十五噸、建造費一萬三千圓

現在の鯉釣漁狀況



明治十六年版、本縣勸業課編、魚類通計三百二十五種を掲載、原圖は現に縣立圖書館と商工獎勵館に分有す、本書は十六年東京水産博覽會に出陳、好評を博せり。



慶海漁譜

遠洋漁業組合の設立

日露戦争後の發達

本縣遠洋漁業獎勵規則の改正

交付金の範圍を擴大

漁業従事者は、三十三年四月の調査に據れば、九人乗六十五艘、八人乗十九艘にして、遠洋漁業組合は同年五月組織され、前記聯合會に参加し、船體の改良、漁業紛議の解決、爲替の便益を圖り、場合に依つては領事の保護をも受け得る途を開いた。縣が之に補助せること勿論であつたが、尙その目的は將來遠洋漁業者を獨立自營せしむるにあつて、特に收穫の幾分を積立つる等貯蓄の規約を設けしめた。日露戦争時北洋漁業、韓海漁業等に對する資本の進出が漸く盛ならんとするに當り、三十八年同法を改正して、遠洋漁業、漁獲物の處理、運搬業、漁獵具及び新造船に對し、毎年度十五萬圓以内の國庫補助金を支出するものとし、遠洋漁業の飛躍的發展を促したのであつた。本縣に於ても、三十八年三月遠洋漁業獎勵規則を定めたが、本則に於て遠洋漁業と稱するのは朝鮮沿岸(釜山、木浦、釜山方面)に於ける夫を指し、他は之を準用するに止つた。之と共に、同月韓國沿岸移住獎勵規則を以て、朝鮮海水産組合漁業根據地移住者、漁船漁具に對する補助金交付をなすこととした。

四十年一月、先の遠洋漁業獎勵規則を改正し、獎勵金の下付は出漁組合(五艘を一組)の出願を先とした外、四十三年二月、韓海漁業獎勵規則により、新に手續